

第2次 飯能市ごみ処理基本計画

令和3年度～令和12年度
(令和7年度改定)



令和8年3月

飯能市

目次

第1章	計画の趣旨と定義	1
1.1	計画の目的	1
1.2	計画の位置づけ	2
1.3	計画の目標年次	2
1.4	計画の対象地域	2
1.5	計画対象とする廃棄物の範囲	3
1.6	近年の廃棄物行政に係る動向と各種法令・計画との関連	4
第2章	飯能市の概況	7
2.1	飯能市の将来都市像	7
2.2	地理的・地域的特性	8
2.3	人口及び世帯数	11
2.4	産業の動向	15
2.5	土地利用状況	17
第3章	ごみ処理の現況及び実績	18
3.1	ごみの分類・処理フロー	18
3.2	施設概要	20
3.3	ごみ処理体制	21
3.4	ごみ排出量実績	22
3.5	ごみ処理・処分の実績 ★	26
3.6	ごみ減量化・資源化実績 ★	31
3.7	ごみ処理事業費	33
3.8	不法投棄	34
第4章	ごみ処理の課題	35
4.1	ごみ処理の評価	35
4.2	排出抑制の課題 ★	41
4.3	資源化の課題	41
4.4	収集・運搬の課題	42
4.5	中間処理の課題	43
4.6	最終処分の課題	43
4.7	その他の課題	44
第5章	一般廃棄物処理行政等の動向	46
5.1	国際的な動向 ★	46
5.2	国内の動向 ★	46
5.3	他自治体における先進事例	48
5.4	廃棄物処理技術の動向	49
第6章	ごみ排出量の将来予測との比較	50
第7章	ごみ処理基本計画	53
7.1	基本理念 ★	53
7.2	基本方針 ★	53
7.3	計画の目標 ★	54
7.4	目標を達成した場合のごみ排出量の将来予測	55
7.5	協働によるごみ減量及び適正処理の推進 ★	58
7.6	目標に対する施策 ★	60
7.7	計画の推進 ★	73

★：食品ロス削減推進計画関連項目

第1章 計画の趣旨と定義

1.1 計画の目的

今日、環境保全は、人類の生存基盤に関わる極めて重要な課題となっています。大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、環境保全と健全な物質循環を阻害する側面を有しています。また、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題、天然資源の枯渇の懸念、大規模の資源採取による自然破壊など様々な環境問題にも密接に関係しており、近年では、マイクロプラスチックによる生態系への悪影響なども顕在化しています。

このような背景を踏まえ、平成27年の国連サミットにおいては、持続可能な開発のための2030アジェンダが採択されました。令和12年を期限とする17の持続可能な開発のための目標（SDGs）と169のターゲットが定められ、廃棄物・資源循環分野においても持続可能な社会を目指した取組が進められています。

国においては、令和6年8月に「第五次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定し、「循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり」、「多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現」、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行」、「適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進」などの重要な方向性を掲げるとともに、一般廃棄物の減量化や適正処理の推進等に関する新たな目標を設定しました。

埼玉県においては、令和3年3月に「第9次埼玉県廃棄物処理基本計画」を策定し、「3Rの推進」、「廃棄物の適正処理の推進」、「少子高齢化や人口減少社会に対応した持続可能な処理体制の維持」、「災害発生時のレジリエンス強化」の4つの柱を立て、循環型社会の実現に向けた施策を推進しています。

飯能市（以下「本市」という。）は、令和3年3月に第2次飯能市ごみ処理基本計画（以下「本計画」という。）を策定し、市民の理解と協力を得て、ごみの排出抑制や資源化に関する取組を進めてきました。本計画の策定から5年間が経過し、この間、本市のごみ処理を取り巻く環境は刻々と変化しています。また、新型コロナウイルス感染症の流行に伴って新しい生活様式の実践が求められるなど、全国的な社会情勢も大きな変化を迎えています。

これらの事情を踏まえ、本市のさらなるごみの減量化や資源化の推進、適正処理・処分等を推進するための総合的な指標となる基本計画において、本計画において定めた数値目標や施策の進捗状況を中間目標年度である令和7年度において評価し、新たに「食品ロス削減推進計画」を内包した計画の見直しを行うものとします。

1.2 計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）」第6条第1項の規定により定めるもので、本市のごみ処理に関する上位計画となります。本計画の実施のために必要な事項については、毎年度策定する一般廃棄物処理実施計画において定めるものとします。

1.3 計画の目標年次

本計画の計画期間を図 1-1 に示します。

本計画は、令和元年度を基準年度とし、令和3年度を計画初年度、令和7年度を中間目標年度、令和12年度を最終目標年度とした10年間の計画です。本計画は、計画策定から5年後である本年度に計画内容の見直しを行います。なお、本年度に限らず、社会情勢の変化や法令の改正、上位計画である飯能市総合振興計画の改定などがあつたときは、適宜計画の見直しを行うものとします。

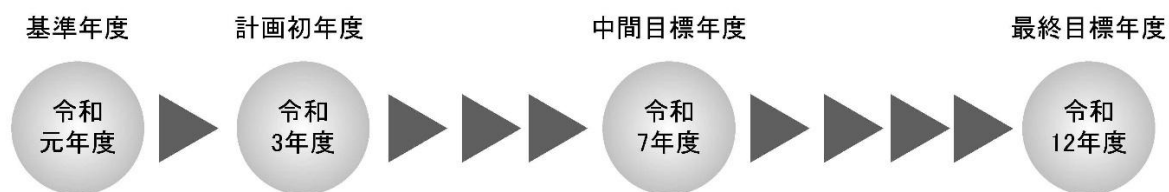


図 1-1 計画期間

1.4 計画の対象地域

本計画の対象地域は、飯能市内全域とします。

1.5 計画対象とする廃棄物の範囲

廃棄物の区分を図 1-2 に示します。

廃棄物処理法では、産業廃棄物を定義した上で、産業廃棄物以外の廃棄物を一般廃棄物と定めています。また、一般廃棄物は市町村に処理責任があること、産業廃棄物は事業者自らが適正に処理することを規定しています。

本計画では、一般廃棄物のうち、家電 4 品目やパソコン等、その収集・処理経路が別途法律などで定められているもの以外の一般廃棄物を対象範囲とします。なお、本市では、産業廃棄物である紙くず（印刷業から生ずる紙及び板紙のくずに限る。）、木くず（木製品の製造業等から生ずる木くず、おがくずに限る。）、繊維くず（織物業又は繊維業から生ずる糸及び布くずに限る。）についても一部扱っているため、これらについても本計画の対象範囲とします。

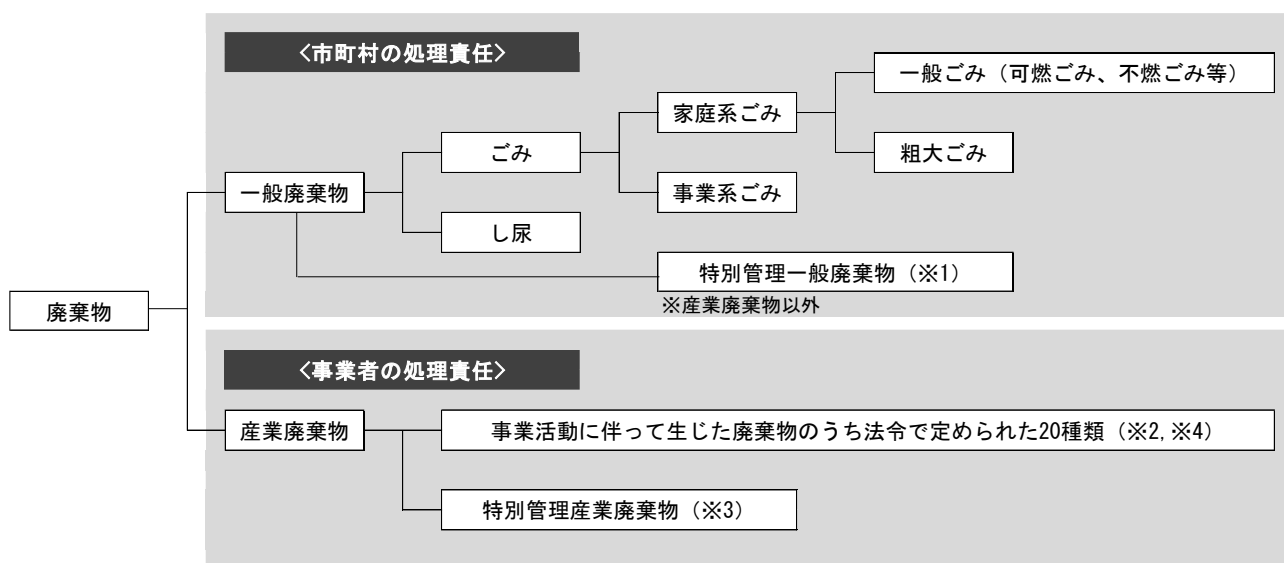


図 1-2 廃棄物の区分

参考：環境省「令和 7 年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」図 3-1-8

※1：特別管理一般廃棄物とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの。

※2：事業活動に伴って生じた廃棄物のうち法令で定められた 20 種類燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣（さ）、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鋸さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、輸入された廃棄物、上記の産業廃棄物を処分するために処理したもの。

※3：特別管理産業廃棄物とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの。

※4：本計画の対象は、紙くず（印刷業から生ずる紙及び板紙のくずに限る。）、木くず（木製品の製造業等から生ずる木くず、おがくずに限る。）、繊維くず（織物業又は繊維業から生ずる糸及び布くずに限る。）とする。

1.6 近年の廃棄物行政に係る動向と各種法令・計画との関連

(1) 各種法令・計画との関係

本計画に係る関係法令や計画を図 1-3 に示します。本計画は、各種リサイクル法を遵守するとともに、本計画の上位にあたる埼玉県廃棄物処理基本計画、第 6 次飯能市総合振興計画等の理念や目標と整合・調整したものとします。

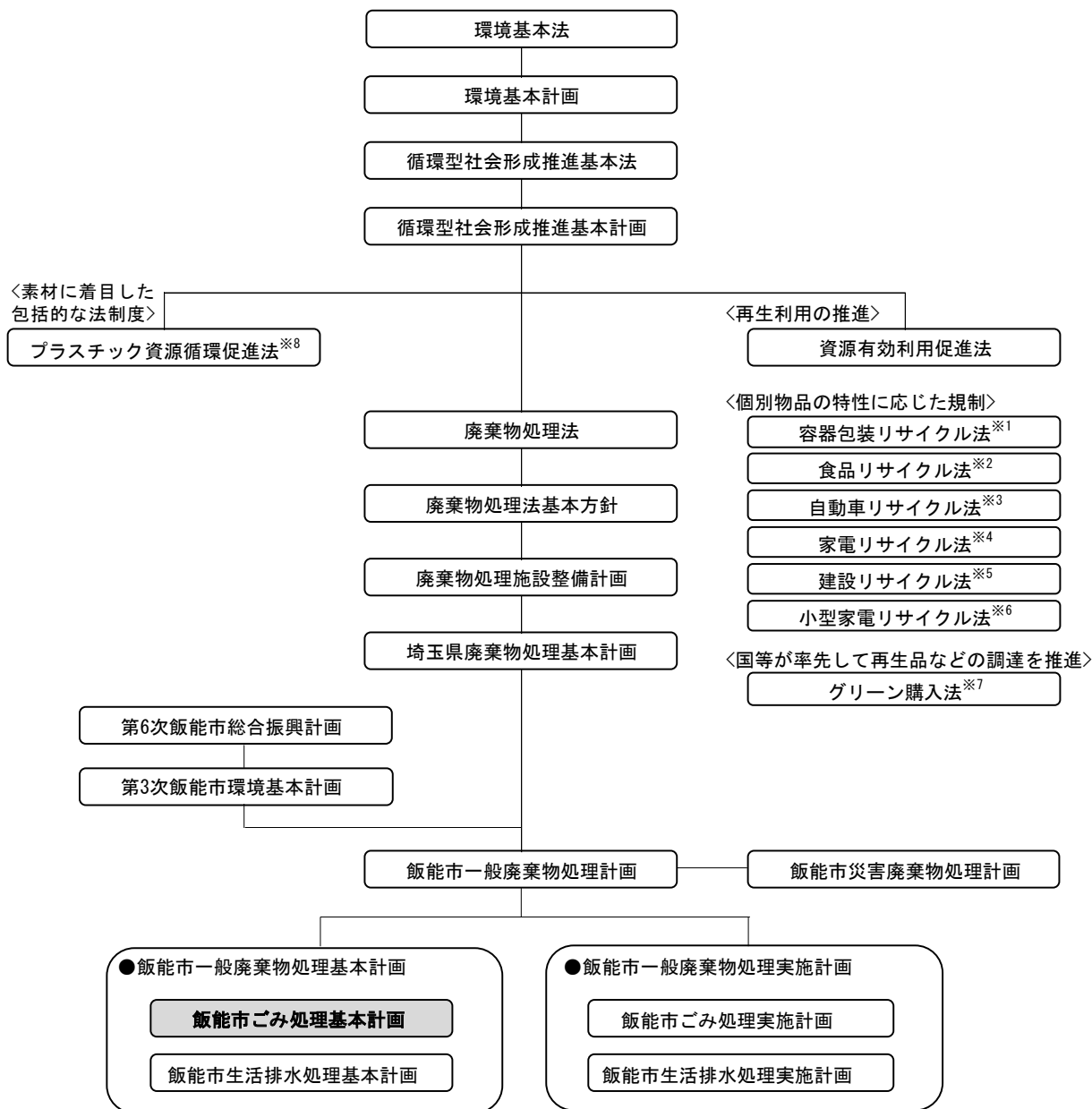


図 1-3 各種法令や計画との関係

- ※1：容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
- ※2：食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律
- ※3：使用済自動車の再資源化等に関する法律
- ※4：特定家庭用機器再商品化法
- ※5：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ※6：使用済小型家電電子機器等の再資源化の促進に関する法律
- ※7：国等による環境物品等の調査の推進等に関する法律
- ※8：プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

(2) 近年の廃棄物行政に係る動向

平成30年度以降の廃棄物行政に係る主な動向を表1-1に示します。

令和元年10月の「食品ロスの削減の推進に関する法律」の施行により、まだ食べられるのに廃棄される食品を削減することを国民運動として総合的に推進することとなりました。

令和4年4月の「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行により、プラスチック廃棄物の排出抑制、再資源化のための環境配慮設計、使用の合理化、分別収集から資源化を行いプラスチックの資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進することとなりました。

令和6年8月には「第五次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、循環経済への移行を前面に打ち出すとともに、気候変動等の環境面に加え経済安全保障・産業力強化・地方創生・質の高い暮らしの実現にも貢献する将来世代の未来につなげる国家戦略として策定されました。

表1-1 近年の廃棄物行政に係る主な動向

年月	内容
平成30年4月	「第五次環境基本計画」閣議決定
平成30年6月	「第四次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定
令和元年10月	「食品ロスの削減の推進に関する法律」の施行
令和4年4月	「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行
令和5年6月	「廃棄物処理施設整備計画」閣議決定
令和6年5月	「第六次環境基本計画」閣議決定
令和6年8月	「第五次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定

(3) 国における関連計画

「第五次循環型社会形成推進基本計画」（令和6年8月）の概要を表1-2、「廃棄物処理施設整備計画」（令和5年6月）の概要を表1-3に示します。

表1-2 第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月）の概要

項目	概要
計画の構成	<ol style="list-style-type: none"> 1. 我が国の現状・課題と、解決に向けた道筋（循環経済先進国としての国家戦略） 2. 循環型社会形成に向けた取組の中長期的な方向性 3. 目指すべき循環型社会の将来像 4. 各主体の連携と役割 5. 国の取組 6. 循環型社会形成のための指標及び数値目標 7. 計画の効果的実施
5つの柱（重点分野）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり 2. 資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環 3. 多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現 4. 資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行 5. 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

指標と目標値	指標	令和 12 年度目標
	資源生産性※1	約 60 万円/ t
	一人当たり天然資源消費量※2	約 11 t /人・年
	再生可能資源及び循環資源の投入割合※3	約 34%
	入口側の循環利用率※4	約 19%
	出口側の循環利用率※5	約 44%
	最終処分量※6	約 1,100 万 t /年

※1 資源生産性=GDP / 天然資源等投入量（国産・輸入天然資源及び輸入製品の合計量）

※2 国内の経済活動のために消費した天然資源量（一次資源等価換算した天然資源等投入量から一次資源等価換算した輸出量を引いた量、RMC：Raw Material Consumption）を人口で割ったもの。

※3 経済社会に投入されるものの全体量のうちバイオマス系天然資源等投入量（再生可能資源）と循環利用量（循環資源）の合計の占める割合を表す指標。

※4 経済社会に投入されるものの全体量のうち循環利用量（再使用・再生利用量）の占める割合を表す指標

※5 廃棄物等の発生量のうち循環利用量（再使用・再生利用量）の占める割合を表す指標。

※6 廃棄物の埋立量であり、廃棄物の最終処分場の確保という課題に直結した指標。

表 1-3 廃棄物処理施設整備計画（令和 5 年 6 月）の概要

項目	概要		
計画期間	令和 5 年度～令和 9 年度		
基本理念	1. 基本原則に基づいた 3R の推進と循環型社会の実現に向けた資源循環の強化 2. 災害時も含めた持続可能な適正処理の確保 3. 脱炭素化の推進と地域循環共生圏の構築に向けた取組		
廃棄物処理施設整備及び運営の重点的、効果的かつ効率的な実施	1. 市町村の一般廃棄物処理システムを通じた 3R の推進と資源循環の強化 2. 持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率的な施設整備及び運営 3. 廃棄物処理・資源循環の脱炭素化の推進 4. 地域に多面的価値を創出する廃棄物処理施設の整備 5. 災害対策の強化 6. 地域住民等の理解と協力・参画の確保 7. 廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化		
廃棄物処理施設整備事業の実施に関する重点目標	指標	令和 4 年度実績	令和 9 年度目標
	ごみのリサイクル率（一般廃棄物の出口側の循環利用率）	20%	28%
	一般廃棄物最終処分場の残余年数	2020 年度の水準（22 年分）を維持	
	期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値	20%	22%
	廃棄物エネルギーを地域を含めた外部に供給している 施設の割合	41%	46%
	浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率	58%	76%以上
	先進的省エネ型浄化槽導入基数	家庭用 33 万基 中・大型 9 千基	家庭用 75 万基 中・大型 27 千基

第2章 飯能市の概況

2.1 飯能市の将来都市像

第6次飯能市総合振興計画の概要を図 2-1 に示します。

本市が目指す姿や総合的な指標・目標を定めた第6次飯能市総合振興計画（令和8年3月）では、将来都市像を「人・自然・未来がつながる 森林文化都市 はんのう ～好循環を育む ずっと暮らしたいまち～」とし、その実現に向けて5つの基本目標を柱として置き、それぞれの分野別の施策を定めています。

廃棄物対策は、基本目標4「かいてきづくり ～生活環境を整える・快適にする～」に組み込まれ、循環型社会の実現を目指し、ごみ減量化・資源化の推進、各処理施設の適正な管理、不法投棄の未然防止対策の推進などに取り組むことが示されています。

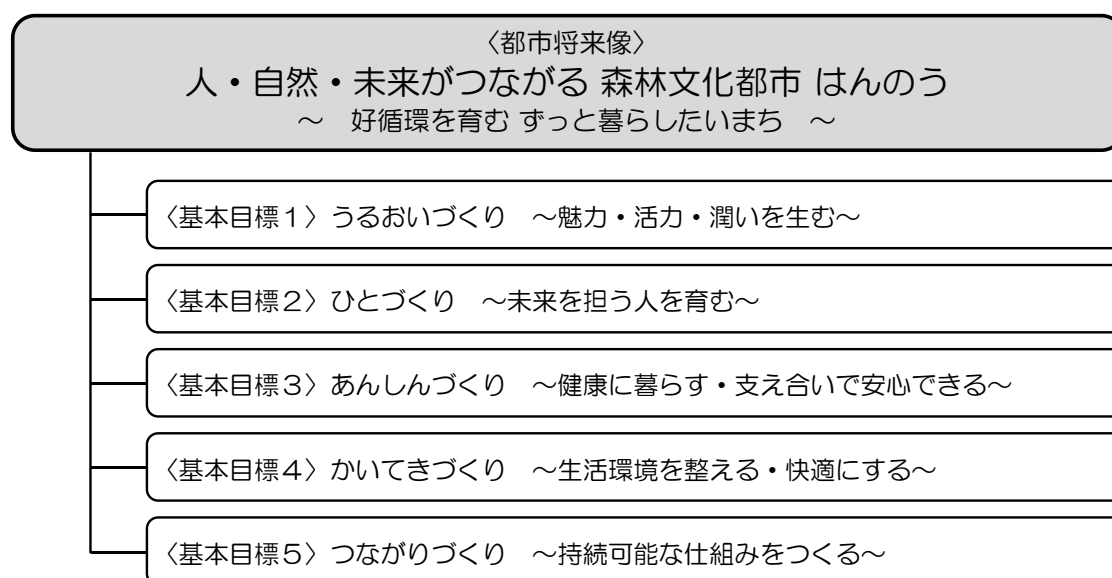


図 2-1 第6次飯能市総合振興計画の概要

2.2 地理的・地域的特性

(1) 位置及び面積

本市の位置及び面積を表 2-1 及び図 2-2 に示します。本市は、埼玉県南西部に位置します。本市の面積は 193.05km² となっており、埼玉県全体の 5.1% を占めています。

表 2-1 本市の面積

	面積	埼玉県の面積に占める割合
飯能市	193.05 km ²	5.1%
埼玉県	3797.75 km ²	100.0%

出典：国土地理院「令和 7 年全国都道府県市区町村別面積調（4 月 1 日時点）」
※令和 7 年 4 月現在



図 2-2 本市の位置

参考：飯能市「令和 6 年度版 統計はんのう」

(2) 地勢

本市の主な交通及び河川を図 2-3 に示します。本市は、北西部は山地、南東部は丘陵地及び台地となっており、北の高麗丘陵と南の加治丘陵の間の台地に市街地が発達しています。また、入間川、高麗川の一級河川が西部山地から東部台地へと流下しています。



出典：「飯能市都市計画マスタープラン」(平成 29 年 3 月) 交通体系図

図 2-3 本市の主な交通及び河川

(3) 気候

本市の気候（10年間平均）を表 2-2及び図 2-4に示します。

本市における月間平均気温(平成 27 年～令和 6 年の 10 年平均)は、一番低い月(1 月)が 4.4℃、一番高い月(8 月)が 27.2℃、年間平均 15.6℃で比較的過ごしやすい気候といえますが、令和 5 年、令和 6 年と 16℃を超えている状況です。

また、月間降水量(平成 27 年～令和 6 年の 10 年平均)は、一番少ない月(12 月)が 29mm、一番多い月(8 月)は 227mm、年間降水量は 1,484mm となっています。

表 2-2 本市の過去 10 年間の気候（月平均気温及び月降水量）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年平均気温
	平成27年	4.5	4.7	9.0	13.8	20.5	21.6	25.9	26.0	21.5	17.1	12.7	8.0
平成28年	4.7	5.5	9.0	14.5	20.6	23.5	26.8	26.5	24.4	17.3	10.2	7.1	15.8
平成29年	4.3	5.4	7.2	13.8	19.5	21.6	27.0	25.5	22.1	16.1	10.2	4.9	14.8
平成30年	3.2	3.7	10.1	15.7	19.0	22.0	28.0	27.5	21.7	17.7	12.6	6.9	15.7
令和元年	4.2	5.7	8.9	12.6	19.2	21.0	23.5	27.6	23.9	18.4	11.6	6.8	15.3
令和2年	5.8	6.6	9.5	11.7	18.7	22.7	23.1	28.5	22.9	16.2	12.2	6.2	15.3
令和3年	3.8	6.5	10.9	13.9	18.4	21.8	25.1	26.4	21.2	16.9	11.7	6.2	15.2
令和4年	3.5	3.6	9.6	14.4	17.8	22.4	26.7	26.6	23.3	15.8	13.0	6.0	15.2
令和5年	4.3	5.8	11.6	15.2	18.2	22.4	28.0	28.6	25.9	17.4	12.7	7.6	16.5
令和6年	5.6	6.6	8.2	16.0	18.9	22.6	27.8	28.4	25.6	19.1	12.5	6.3	16.5
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間降水量
	平成27年	53.5	38.5	59.0	93.0	44.5	179.0	334.0	135.5	365.0	34.5	119.0	45.0
平成28年	61.0	66.5	82.5	80.0	38.5	125.0	103.0	459.0	209.5	27.5	109.0	58.0	1,419.5
平成29年	25.0	6.5	77.0	64.5	61.0	80.5	152.0	236.5	146.5	531.5	20.0	9.5	1,410.5
平成30年	31.5	14.0	187.0	50.0	126.0	119.5	126.0	140.0	358.5	49.0	15.5	28.0	1,245.0
令和元年	7.5	25.0	116.0	83.0	110.0	250.5	284.5	204.0	259.0	635.5	92.5	34.5	2,102.0
令和2年	97.0	11.0	112.0	251.0	116.0	199.5	302.0	61.0	218.0	195.5	7.5	0.0	1,570.5
令和3年	40.0	46.5	125.5	56.5	81.0	125.0	312.5	267.5	159.5	137.5	62.0	65.5	1,479.0
令和4年	12.5	31.0	79.0	175.0	102.0	208.5	229.0	134.0	257.5	103.5	60.5	35.5	1,428.0
令和5年	6.5	26.5	101.5	56.0	139.0	298.0	14.0	88.5	167.0	78.5	16.5	12.0	1,004.0
令和6年	31.5	68.0	127.0	79.5	188.5	248.0	93.5	543.5	73.5	156.0	72.0	0.0	1,681.0

出典：統計はんのう

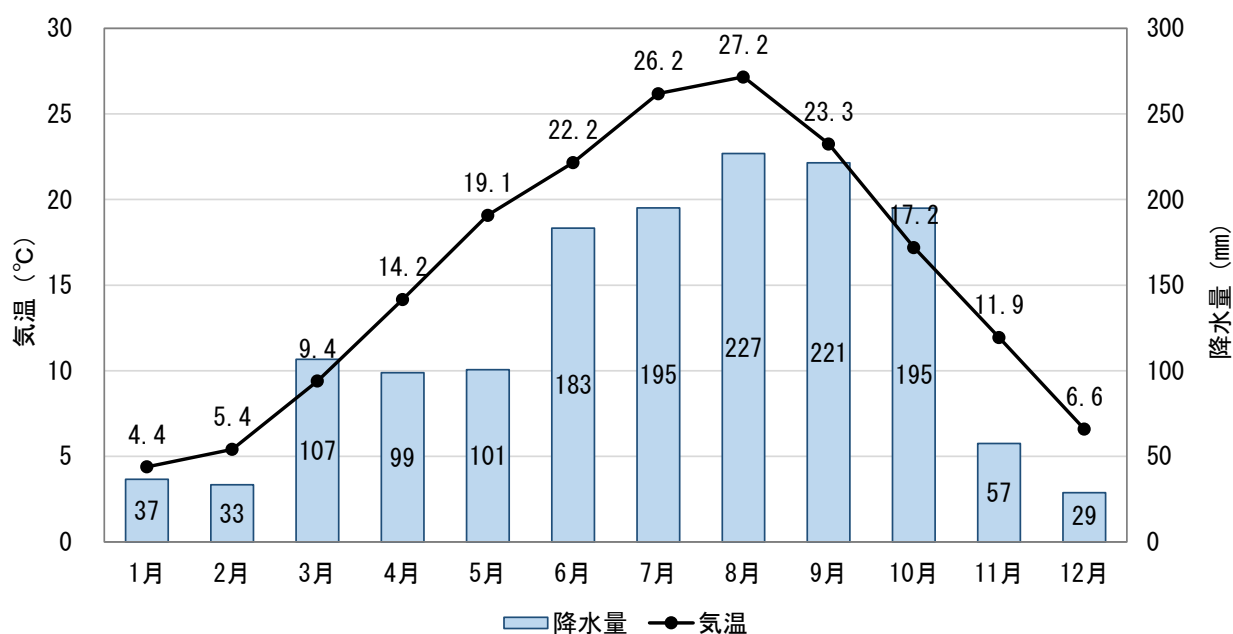


図 2-4 本市の気候（10年平均）

2.3 人口及び世帯数

人口と世帯数の推移を表 2-3及び図 2-5、年齢（5歳階級）別・男女別人口を図 2-6、人口動態の推移を表 2-4及び図 2-7、世帯構成比率の推移を図 2-8に示します。

(1) 人口及び世帯数の推移

過去 10 年間の人口は、平成 27 年度から減少傾向となっており、令和 6 年度では 78,066 人と平成 27 年度比で約 3%の減少となっています。

一方、世帯数の推移をみると、平成 27 年度から年々増加する傾向にあり、令和 6 年度では平成 27 年度比で約 9%ほど増加しています。

1 世帯当たりの人口は平成 27 年度の 2.39 人/世帯から減少し、令和 6 年度は 2.13 人/世帯となっています。

表 2-3 人口及び世帯数の推移

年度	住民基本台帳		
	人口 (人)	世帯数 (世帯)	1世帯当たりの人口 (人/世帯)
H27	80,546	33,756	2.39
H28	80,344	34,130	2.35
H29	80,174	34,481	2.33
H30	79,779	34,801	2.29
R1	79,708	35,248	2.26
R2	79,246	35,467	2.23
R3	78,729	35,615	2.21
R4	78,554	36,027	2.18
R5	78,446	36,386	2.16
R6	78,066	36,672	2.13

出典：市資料

※各年度 10 月 1 日現在

※外国人住民及び世帯を含む。

※「1 世帯当たりの人口」＝「人口(人)」÷「世帯数(世帯)」

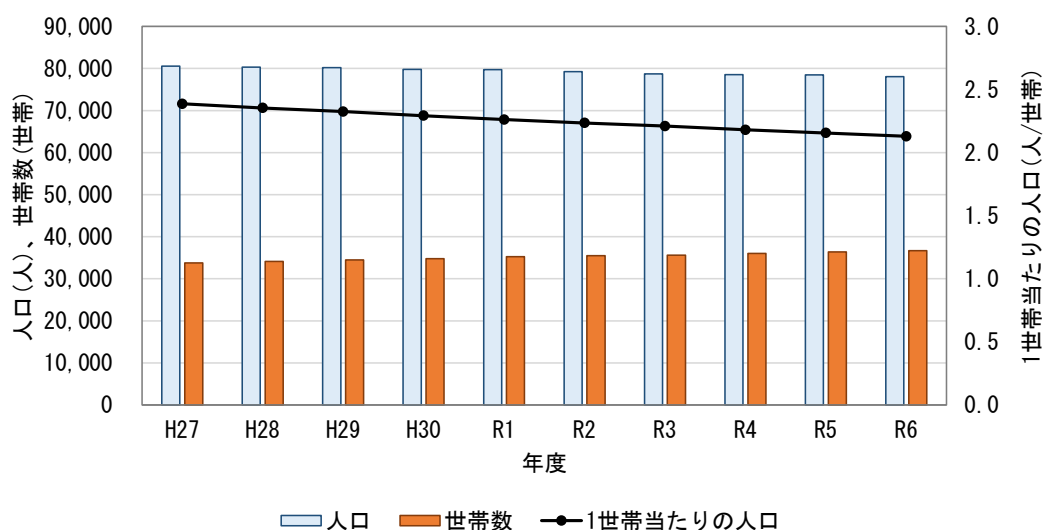
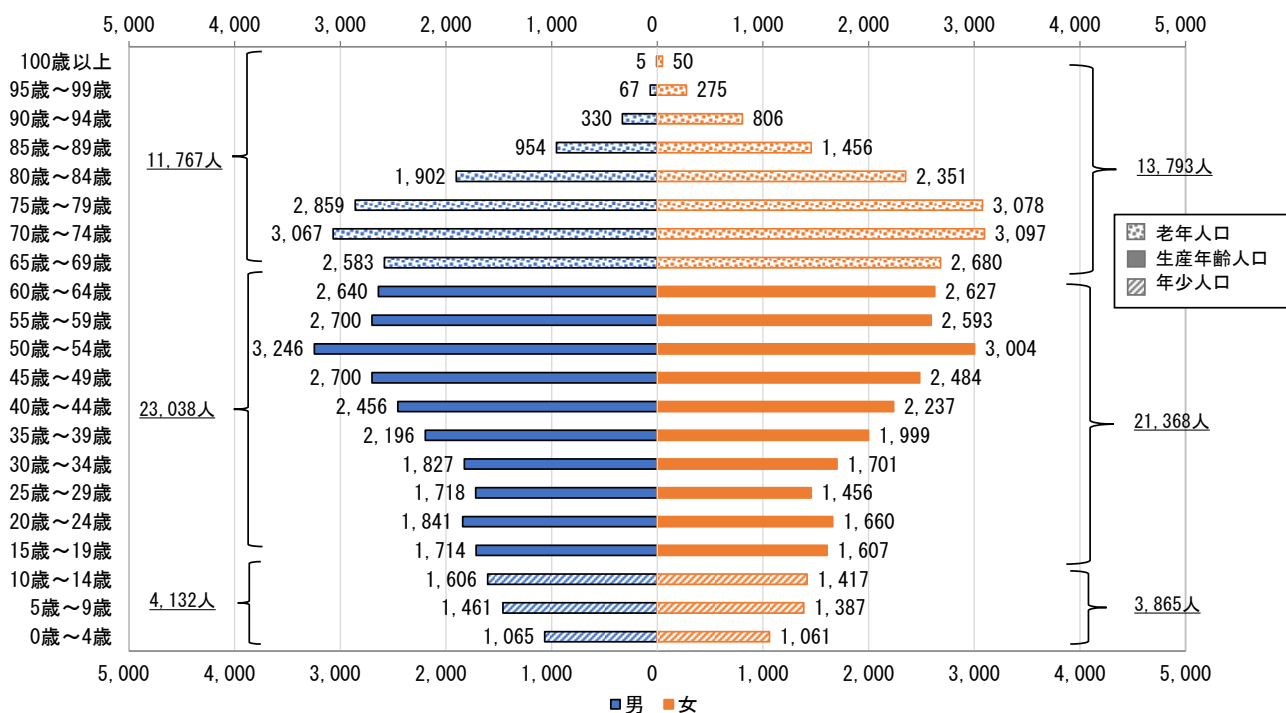


図 2-5 人口及び世帯数の推移

(2) 年齢別・性別の構造

令和7年1月1日現在の年齢別及び性別の構造を図2-6に示します。

年齢別、男女別人口をみると、男女ともに高齢人口の割合が高く、市全体では約3割となっています。



出典：統計はんのう

図2-6 年齢（5歳階級）別人口及び性別の構造（令和7年1月1日時点）

(3) 人口動態

人口動態をみると、社会動態（転入等及び転出等）が自然動態（出生及び死亡）に比べ多くなっています。

表 2-4 人口動態の推移

	自然動態		社会動態	
	出生	死亡	転入等	転出等
平成27年	504	837	2,788	2,771
平成28年	456	842	2,613	2,447
平成29年	461	875	2,834	2,643
平成30年	481	864	2,771	2,750
令和元年	446	866	2,869	2,604
令和2年	435	913	2,645	2,597
令和3年	365	939	2,653	2,572
令和4年	372	1,021	3,101	2,637
令和5年	373	1,025	3,204	2,525
令和6年	353	1,037	2,839	2,664

出典：統計はんのう

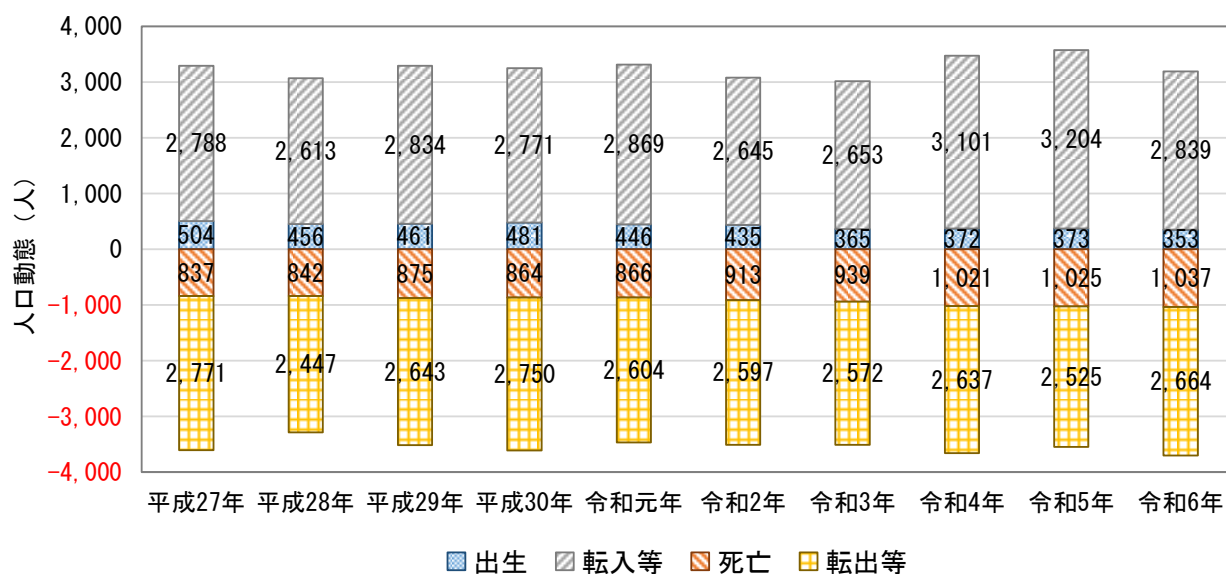
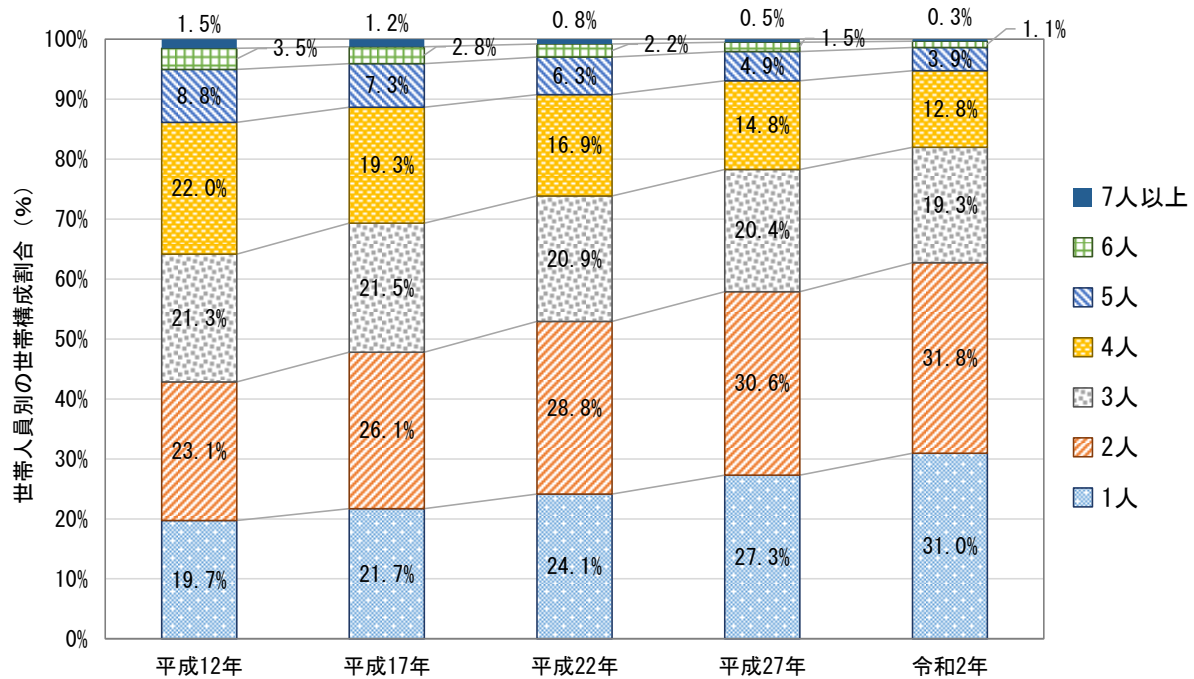


図 2-7 人口動態の推移

(4) 一般世帯の人員別世帯構成

一般世帯の人員別世帯構成割合の推移をみると、1人及び2人世帯の割合が増えており、3人世帯の割合はほぼ横ばい、4人以上の世帯割合は減少傾向にあります。



出典：国勢調査「世帯人員別（10区分）一般世帯数」

※「一般世帯」とは、寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・療養所の入院者等の集まりからなる「施設等の世帯」を除いた世帯を指す。

図 2-8 人員別の世帯構成割合の推移（一般世帯）

2.4 産業の動向

(1) 本市内の産業構造

① 事業所数

経済センサス調査年における事業所数の推移について表 2-5及び図 2-9に示します。

事業所数の総数は概ね減少傾向となっており、産業 3 部門別では、第 1 次産業の事業所数が増加傾向、第 2 次産業及び第 3 次産業が減少傾向となっています。

令和 3 年の第 3 次産業の事業所数は総数の約 79%となっています。

表 2-5 事業所数の推移

(単位：事業所)

産業分類	平成21年	平成24年	平成26年	平成28年	令和3年
第1次産業	1	4	5	4	13
農業					
林業	1	4	5	4	13
漁業					
第2次産業	784	716	690	633	595
鉱業、採石業、砂利採取業	5	5	3	4	4
建設業	430	381	369	332	315
製造業	349	330	318	297	276
第3次産業	2,567	2,328	2,482	2,263	2,251
電気・ガス・熱供給・水道業	8	6	8	3	9
情報通信業	26	22	23	22	20
運輸業、郵便業	70	65	63	58	59
卸売業、小売業	768	707	716	663	598
金融業、保険業	39	35	33	31	27
不動産業、物品賃貸業	193	184	190	165	170
学術研究、専門・技術サービス業	106	100	104	97	116
宿泊業、飲食サービス業	430	388	390	392	352
生活関連サービス業、娯楽業	297	290	290	268	253
教育、学習支援業	194	131	173	117	140
医療、福祉	206	197	259	261	297
複合サービス業	17	17	17	16	15
サービス業(他に分類されないもの)	185	186	187	170	172
公務(他に分類されるものを除く)	28	—	29	—	23
総数	3,352	3,048	3,177	2,900	2,859

参考：統計はんのう

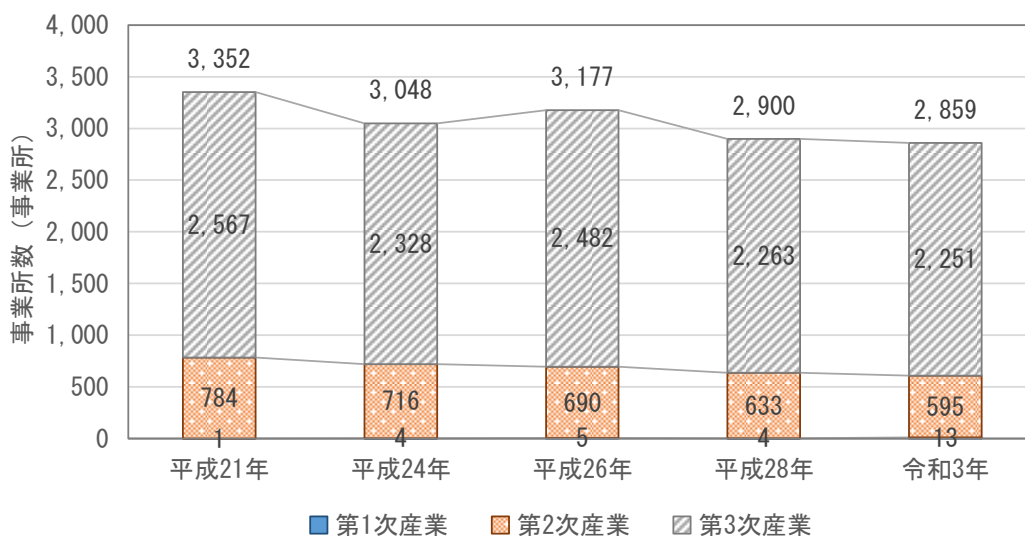


図 2-9 事業所数の推移

② 従業者数

経済センサス調査年における従業者数の推移について表 2-6及び図 2-10に示します。

従業者数の総数は29,000人前後となっており、産業3部門別では、第1次産業の従業者数は増加傾向、第2次産業は概ね横ばい、第3次産業が21,000人前後で推移しています。

令和3年の第3次産業の従業者数は総数の約74%となっています。

表 2-6 従業者数の推移

(単位：人)

産業分類	平成21年	平成24年	平成26年	平成28年	令和3年
第1次産業	11	24	39	32	72
農業					
林業	11	24	39	32	72
漁業					
第2次産業	7,175	7,759	7,024	6,938	7,437
鉱業、採石業、砂利採取業	48	54	28	38	31
建設業	1,884	1,739	1,638	1,481	1,593
製造業	5,243	5,966	5,358	5,419	5,813
第3次産業	23,435	20,069	22,618	19,958	21,741
電気・ガス・熱供給・水道業	190	131	170	142	146
情報通信業	180	198	111	107	100
運輸業、郵便業	1,896	1,782	1,666	1,658	1,291
卸売業、小売業	5,362	5,164	5,376	4,877	4,891
金融業、保険業	712	650	598	695	573
不動産業、物品賃貸業	570	583	601	453	499
学術研究、専門・技術サービス業	612	383	446	339	506
宿泊業、飲食サービス業	2,846	2,687	2,674	2,861	2,429
生活関連サービス業、娯楽業	1,874	1,694	1,721	1,639	1,905
教育、学習支援業	2,701	1,342	2,216	1,387	2,079
医療、福祉	4,292	3,992	4,444	4,351	4,900
複合サービス業	159	160	273	265	249
サービス業(他に分類されないもの)	1,071	1,303	1,297	1,184	1,113
公務(他に分類されるものを除く)	970	—	1,025	—	1,060
総数	30,621	27,852	29,681	26,928	29,250

参考：統計はんのう

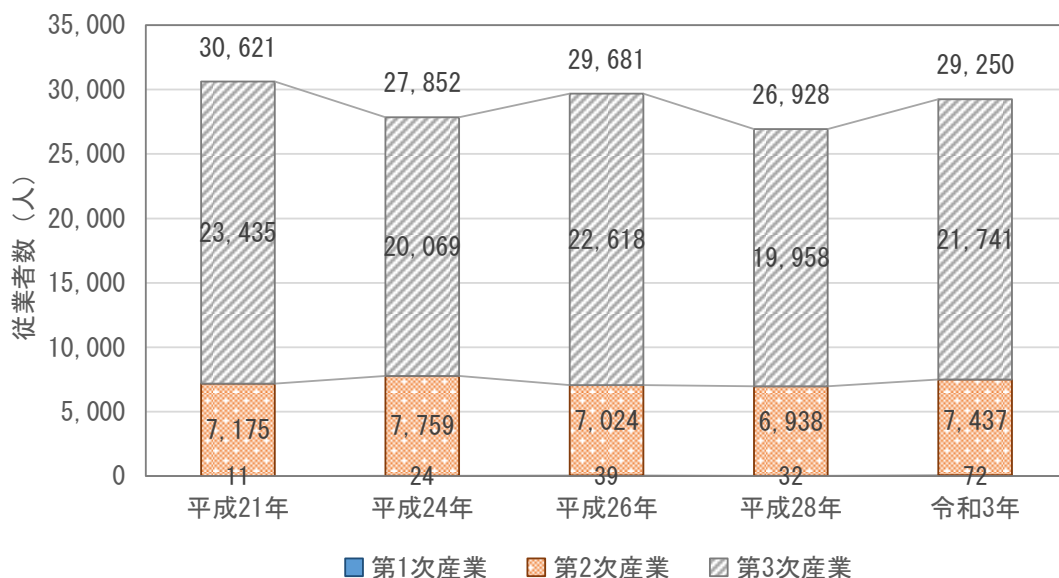


図 2-10 従業者数の推移

2.5 土地利用状況

土地利用状況を表 2-7及び図 2-1 1 に示します。

令和6年の土地利用状況は、その他を除いて山林が最も多く25.1%となっており、次いで宅地が5.7%、雑種地が4.3%となっています。

表 2-7 土地利用状況

(単位: ha)

年次	総数	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他
平成27年	19,305	90.3	845.0	1,051.4	19.7	4,865.1	103.4	813.6	11,516.5
平成28年	19,305	90.3	814.0	1,056.0	19.8	4,898.5	103.4	806.4	11,516.6
平成29年	19,305	89.8	797.8	1,058.9	19.8	4,908.2	102.4	817.5	11,510.6
平成30年	19,305	89.8	794.0	1,063.7	19.8	4,906.6	102.2	813.2	11,515.7
令和元年	19,305	89.6	789.6	1,069.2	19.8	4,903.3	102.1	815.8	11,515.6
令和2年	19,305	88.8	786.6	1,076.9	19.8	4,903.2	102.0	811.8	11,515.9
令和3年	19,305	87.1	782.4	1,080.9	20.2	4,901.3	101.2	816.4	11,515.5
令和4年	19,305	87.1	775.2	1,090.9	20.2	4,847.2	100.2	823.5	11,560.7
令和5年	19,305	83.6	764.8	1,096.8	20.2	4,853.6	105.6	823.6	11,556.8
令和6年	19,305	83.6	760.6	1,102.6	20.1	4,850.0	105.6	825.5	11,557.0

参考：統計はんのう
※各年1月1日現在

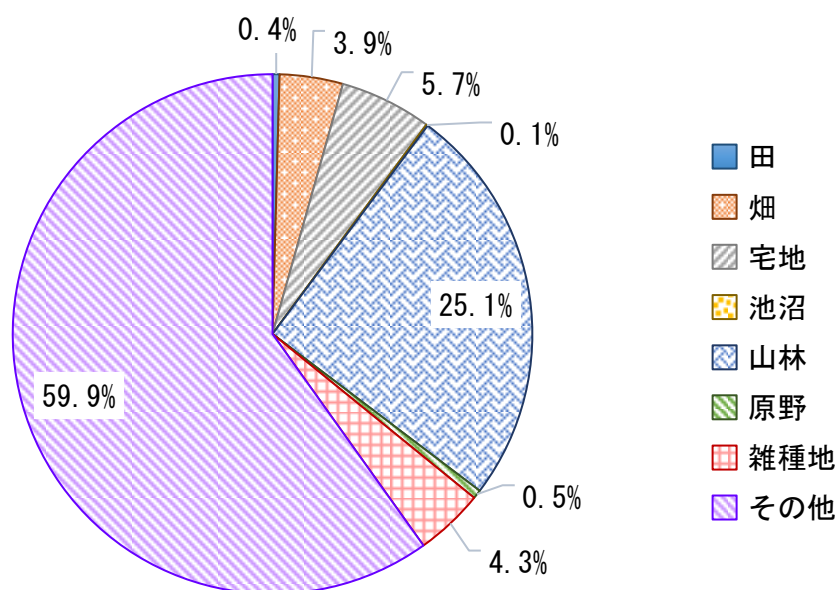


図 2-1 1 土地利用状況 (令和6年)

第3章 ごみ処理の現況及び実績

3.1 ごみの分類・処理フロー

(1) ごみの分類

本市のごみ分別と排出方法に係る事項を表 3-1、事業系一般廃棄物及び併せ産業廃棄物の種類と排出方法を表 3-2に示します。

本市は、令和8年3月現在、家庭系ごみは、10種16分別により収集を行っています。

粗大ごみは平成15年4月から有料の戸別収集を実施しています。ペットボトルは平成17年9月、雑がみ・紙パックは平成19年4月、有害ごみは平成19年4月、プラスチック類は平成19年9月から分別収集を実施しています。

事業系一般廃棄物は、基本的に可燃ごみ、資源物（紙類）の一部に限って受入れができるものとし、また一部の特定業種から排出する産業廃棄物である木くず、紙くず、繊維くずについても特例として、事業系一般廃棄物と同等の金額で搬入を受け入れています（以下「併せ産廃」という。）。

表 3-1 ごみの分別と排出方法に係る事項

大分類	分別項目	排出方法	排出頻度	
一般ごみ	可燃ごみ	透明袋（中身が確認できる袋）	集積所：週2回	
	不燃ごみ	透明袋（有害ごみは別にする）	集積所：月1回	
	粗大ごみ	玄関先に運び出し（要電話予約）	戸別収集：月2回	
	有害ごみ	蛍光管	他のごみとは別にして、紙ケース又は新聞紙等で包む	集積所：月1回
		乾電池 水銀体温計 水銀血圧計	他のごみとは別にして透明袋	集積所：月1回
		ライター		
スプレー缶類		他のごみとは別にして透明袋 穴をあける	集積所：月1回	
資源物	びん（飲料・食品用等）	透明袋（割れたびんは紙などに包み 「危険・びん」などと書いて出す）	集積所：月1回	
	飲料缶	資源回収ネット	集積所：月2回	
	紙類	新聞紙・チラシ	紐で束ねる	集積所：月2回
		段ボール	紐で束ねる	集積所：月2回
		雑誌・雑がみ	紐で束ねる	集積所：月2回
		紙パック	水洗いし、切り開き、乾燥させ、紐 で束ねる（内側がアルミコーティン グされているものは可燃ごみ）	集積所：月2回
	布類	透明袋（雨や雪の日は濡れないよう にして出す）	集積所：月2回	
	ペットボトル	資源回収ネット	集積所：月2回	
	プラスチック類	透明袋	集積所：週1回	

表 3-2 事業系一般廃棄物（左）併せ産業廃棄物（右）の種類と排出方法

種類		排出方法	種類	排出方法
可燃ごみ		透明袋	木くず（※木製品の製造業等から生ずる木くず、おがくずに限る） 紙くず（※印刷業から生ずる紙及び板紙のくずに限る） 繊維くず（※織物業又は繊維業から生ずる糸及び布くずに限る）	透明袋
資源物	紙類	紐で束ねる		

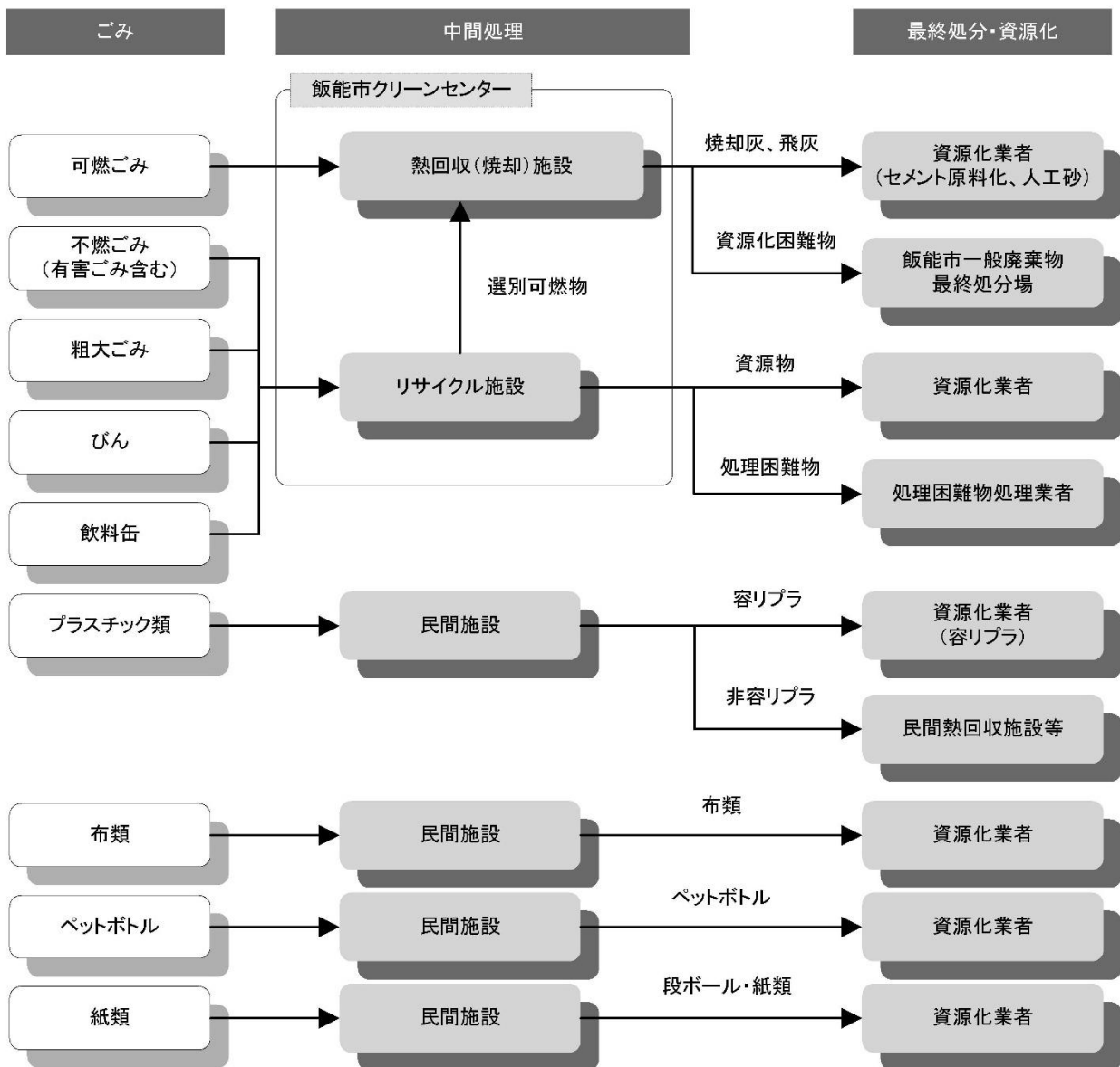
(2) ごみ処理フロー

本市のごみ処理フローを図 3-1 に示します。

可燃ごみは、飯能市クリーンセンターの熱回収（焼却）施設で焼却処理し、発生した焼却灰及び飛灰は民間の施設において資源化しています。なお、熱回収施設では焼却により発生させた電気を施設内で利用、余った電気は売電しています。

不燃ごみ、粗大ごみ、びん及び飲料缶は、飯能市クリーンセンターのリサイクル施設で中間処理を行っています。不燃ごみ及び粗大ごみは、破碎した後、鉄類・アルミ類及び選別可燃物に選別しています。選別した鉄類・アルミ類は資源化し、選別可燃物は熱回収（焼却）施設で焼却処理をしています。びん（飲料・食品用）は、色別（茶・透明・その他・廃ガラス）に選別した後、資源化しています。また、飲料缶についても、アルミ缶とスチール缶に選別、圧縮処理した後、資源化しています。

プラスチック類、布類、ペットボトル、紙類は、民間の資源化施設で処理しています。なお、プラスチック類（非容リプラ）は、民間の熱回収施設等で資源化しています。



※容リプラ：容器包装プラスチック類

図 3-1 処理フロー図

3.2 施設概要

(1) 中間処理、最終処分場等に係る運営管理体制

① 中間処理施設、最終処分場の概要

飯能市クリーンセンター及び飯能市一般廃棄物最終処分場の施設の概要について、表 3-3及び表 3-4に示します。

表 3-3 飯能市クリーンセンターの概要

項目	内容
●施設名	飯能市クリーンセンター
所在地	埼玉県飯能市大字下畑768番地の1
敷地面積	約29,400㎡
●熱回収（焼却）施設	
竣工	平成29年12月
焼却方式	全連続燃焼式ストーカ炉
焼却能力	40 t / 日 × 2 炉（24時間運転）
設備概要	受入供給設備 : ピットアンドクレーン方式 燃焼設備 : ストーカ式焼却炉 燃焼ガス冷却設備 : 廃熱ボイラ方式 排ガス処理設備 : 乾式排ガス処理方式 （集じん装置、触媒脱硝） 通風設備 : 平衡通風方式 灰出し設備 : 焼却灰・飛灰・飛灰処理物 余熱利用設備 : 蒸気タービン発電設備 発電能力830kW 排水処理設備 : 生物処理・凝集沈殿処理・ろ過方式（場内 再利用）
●リサイクル施設	
竣工	平成29年12月
処理方式	破碎・選別方式
処理能力	11.8 t / 5h
設備概要	受入・供給設備 : ヤード受入ホッパ投入方式 破碎設備 : 一次/二次破碎方式 搬送設備 : コンベヤ搬送方式 選別設備 : 磁選機、粒度選別機、アルミ選別機 再生・貯留・搬送設備 : プレス機/バンカ方式 集じん設備 : サイクロン/バグフィルタ/脱臭装置 排風機

表 3-4 飯能市一般廃棄物最終処分場の概要

●施設名	飯能市一般廃棄物最終処分場
所在地	飯能市大字下畑552番の1他
竣工	平成3年1月
敷地面積	28,567㎡
埋立面積	16,505㎡
埋立容量	125,075㎥
浸出水処理施設能力	35㎥/日
浸出水処理方式	凝集沈殿+接触酸化+凝集沈殿+砂ろ過+活性炭吸着+滅菌

3.3 ごみ処理体制

本市のごみ処理体制を表 3-5に示します。

収集・運搬については、すべて民間委託により行っています。

中間処理については、主に飯能市クリーンセンターで行っており、施設の運転は民間委託しています。なお、資源物のうち、プラスチック類、布類、ペットボトル、紙類は民間施設に中間処理委託を行っています。

処分については、中間処理後の性状により、資源化又は適正処分に分かれます。なお、埋立先については、飯能市クリーンセンターの稼働後は飯能市一般廃棄物最終処分場のみとなっています。

表 3-5 ごみ処理体制

品目	処理体制		
	収集・運搬	中間処理	処分
可燃ごみ	委託	焼却市(運転は委託)	焼却灰・飛灰委託(セメント原料化)
			焼却灰委託(人工砂)
			資源化困難物委託(適正処分)
不燃ごみ	委託	破碎選別市(運転は委託)	破碎後資源委託(資源化)
			処理困難物委託(適正処分)
粗大ごみ	委託	破碎選別市(運転は委託)	破碎後資源委託(資源化)
			処理困難物委託(適正処分)
有害ごみ	委託	選別市(運転は委託)	委託(資源化)
びん(飲料・食品用)	委託	選別市(運転は委託)	委託(資源化)
飲料缶	委託	選別圧縮市(運転は委託)	委託(資源化)
紙類	委託	選別圧縮委託	委託(資源化)
布類	委託	選別圧縮委託	委託(資源化)
ペットボトル	委託	選別圧縮委託	委託(資源化)
プラスチック類	委託	選別圧縮委託	委託(資源化)

3.4 ごみ排出量実績

過去10年間のごみ排出量の実績について表3-6に示します。

表3-6 ごみ排出量の推移

(単位: t/年)

項目	年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
家庭系ごみ		19,886	19,521	19,459	19,372	19,554	20,306	19,643	19,261	18,310	17,985
一般ごみ		15,183	14,978	14,915	14,937	15,148	15,575	15,039	14,860	14,146	14,005
可燃ごみ		13,966	13,797	13,722	13,768	13,889	14,178	13,736	13,633	12,991	12,890
不燃ごみ		686	654	667	658	669	723	640	597	554	526
粗大ごみ		530	527	527	511	590	674	662	630	601	588
資源ごみ		4,704	4,542	4,544	4,435	4,406	4,731	4,605	4,401	4,164	3,981
びん		523	510	505	482	464	464	443	423	405	381
飲料缶		132	130	128	123	122	132	131	125	119	114
紙類		2,185	2,053	2,098	2,027	2,019	2,287	2,179	2,069	1,922	1,804
布類		499	496	486	473	505	500	515	478	457	439
ペットボトル		197	193	196	210	205	210	218	218	218	216
プラスチック類		1,168	1,161	1,131	1,121	1,091	1,137	1,119	1,087	1,043	1,027
集団資源回収		619	582	552	485	416	209	254	233	189	199
事業系ごみ		4,071	4,029	3,929	3,906	4,106	3,719	3,680	3,736	3,602	3,700
一般ごみ		3,979	3,961	3,878	3,880	4,077	3,686	3,651	3,705	3,574	3,677
可燃ごみ		3,972	3,955	3,862	3,870	4,065	3,675	3,641	3,698	3,565	3,669
不燃ごみ		1	1	9	2	2	3	3	2	1	1
粗大ごみ		6	5	6	9	9	8	7	6	7	6
資源ごみ		92	68	52	25	29	33	29	31	28	23
びん		53	21	21	5	5	4	2	3	3	2
飲料缶		0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
紙類		33	43	29	20	23	29	27	28	24	21
布類		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ペットボトル		3	3	1	0	0	0	0	0	0	0
プラスチック類		2	2	1	0	0	0	0	0	0	0
併せ産廃		35	35	36	35	32	33	24	23	23	15
不法投棄		29	37	23	24	22	18	17	14	10	12
可燃ごみ		12	12	11	11	9	5	8	9	6	8
不燃ごみ		3	7	4	4	5	7	4	3	1	2
粗大ごみ		14	18	8	9	8	6	5	3	3	2
資源ごみ		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
排出量計		24,640	24,204	24,000	23,822	24,130	24,285	23,618	23,268	22,134	21,912

出典：飯能市「ごみ収集・搬入状況」

※小数点以下の端数処理の関係上、内訳と合計が一致しない場合がある。

① ごみ総排出量

ごみ総排出量実績について図 3-2に示します。

ごみ総排出量は、平成 27 年度から令和 6 年度にかけて減少傾向となっています。

また、一人 1 日当たりごみ総排出量は平成 27 年度から令和 2 年度にかけて 830g/人・日前後で推移したのち、令和 3 年度以降に減少、令和 6 年度は 769g/人・日となっています。

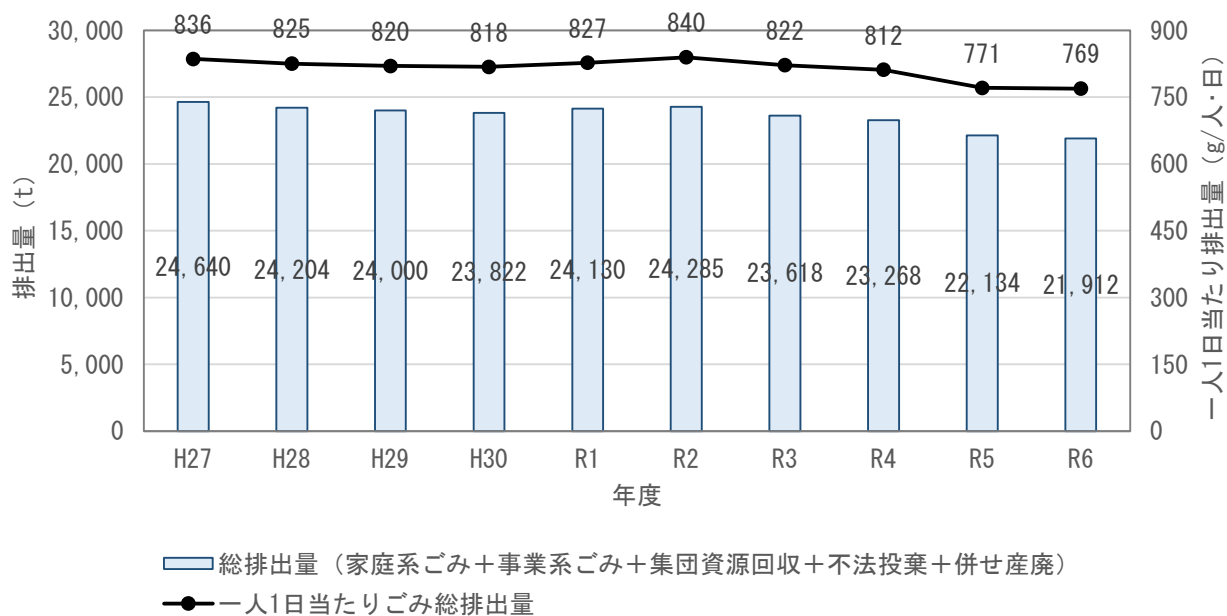


図 3-2 ごみ総排出量実績

② 家庭系ごみ排出量

家庭系ごみ排出量及び集団資源回収量の実績について図 3-3及び図 3-4に示します。

家庭系ごみ排出量の合計は令和 6 年度において 17,985 t となっています。資源物を除いた一人 1 日当たり家庭系ごみ排出量は令和 2 年度を境に減少傾向となっており、令和 6 年度は 491g/人・日となっています。

また、集団資源回収量を含めた一人 1 日当たり家庭系ごみ排出量についても同様に令和 2 年度を境に減少傾向となっており、令和 6 年度は 638g/人・日となっています。

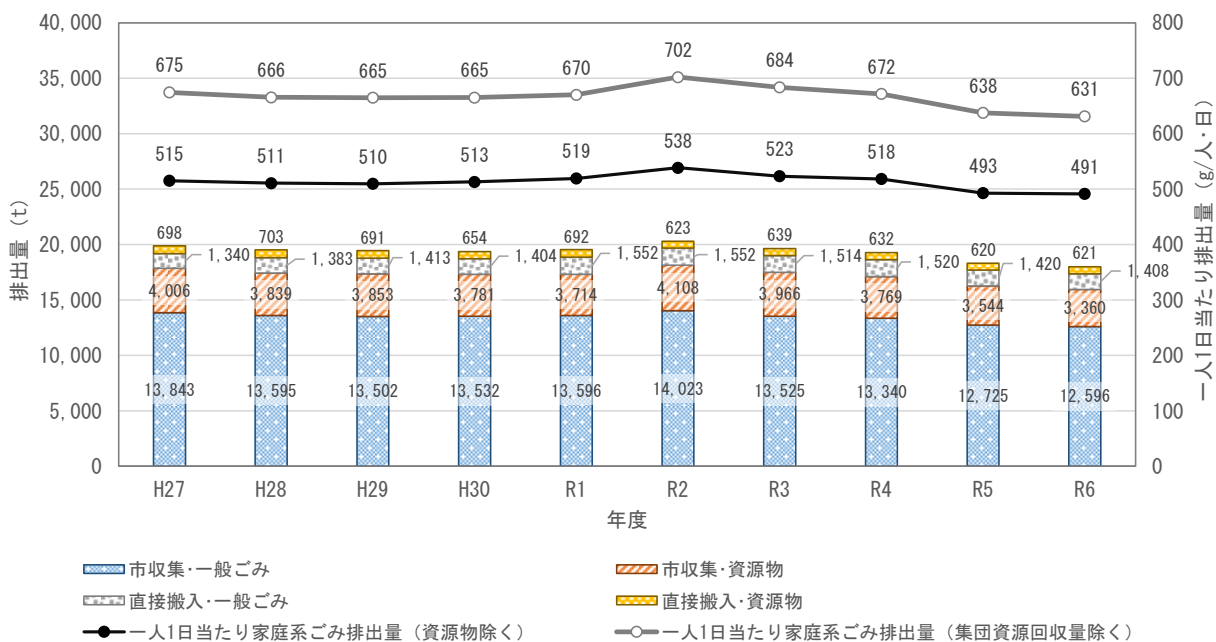


図 3-3 家庭系ごみ排出量

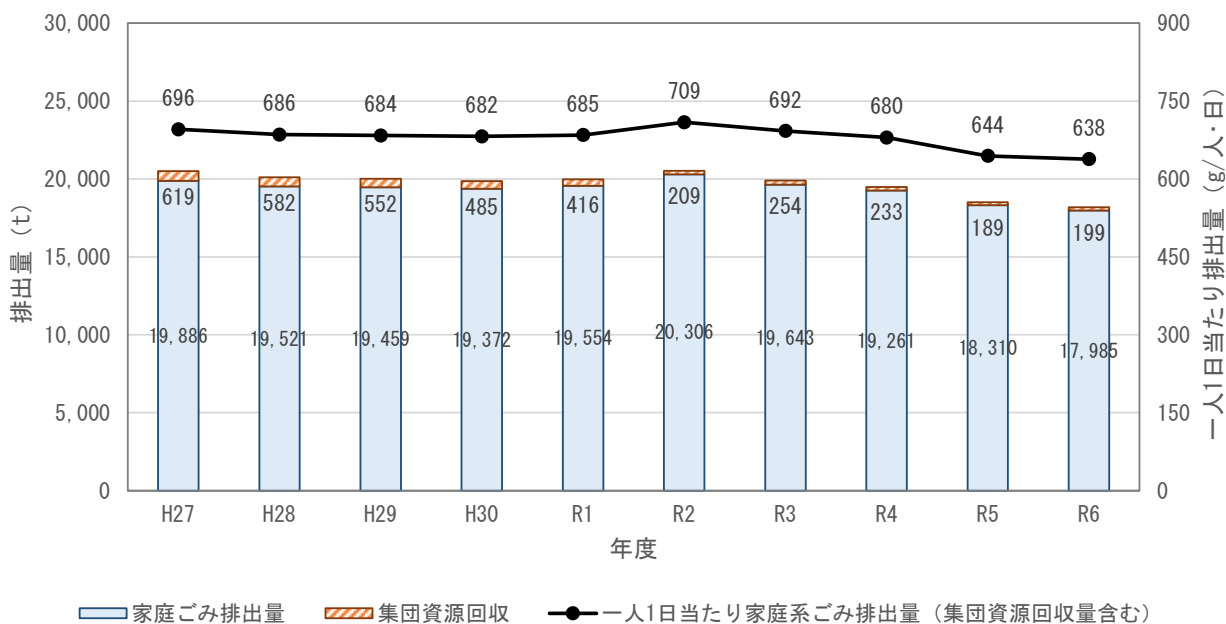


図 3-4 家庭系ごみ排出量及び集団回収量

③ 事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量について図 3-5に示します。

事業系ごみ排出量については令和元年度を除いて概ね微減傾向となっておりますが、令和6年度は3,700 tで微増となっております。

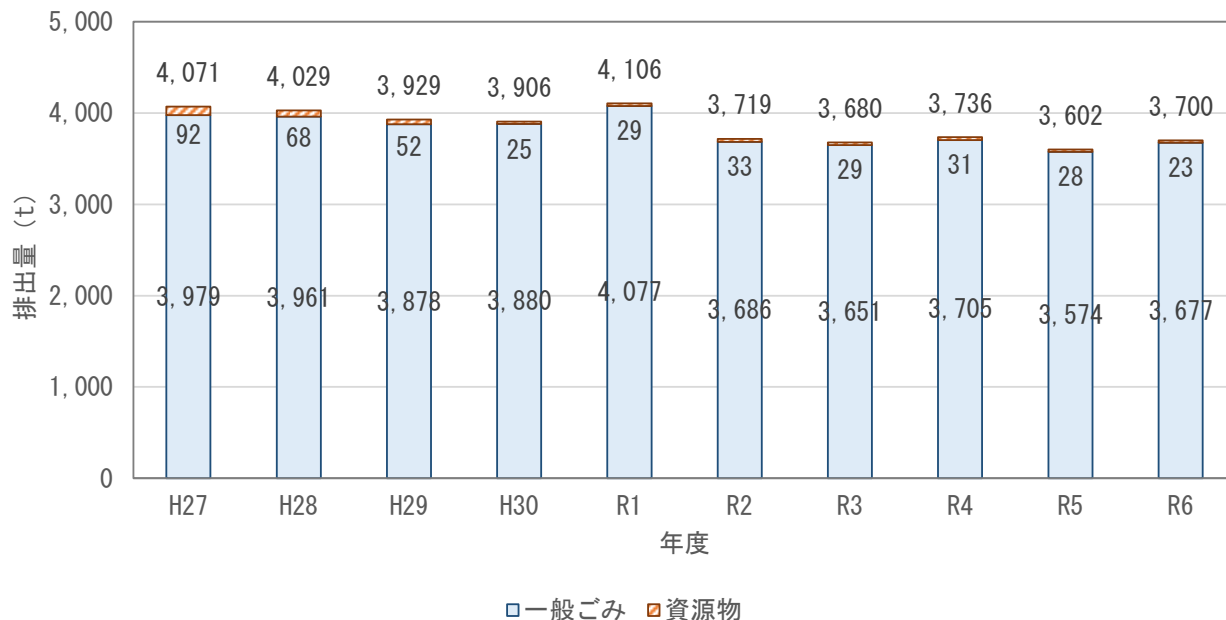


図 3-5 事業系ごみ排出量

④ 併せ産廃排出量

併せ産廃排出量について図 3-6に示します。

併せ産廃排出量については平成30年度を境に減少傾向となっており、平成27年度に比べ令和6年度は50%以上減少し、15 tの受け入れとなっております。

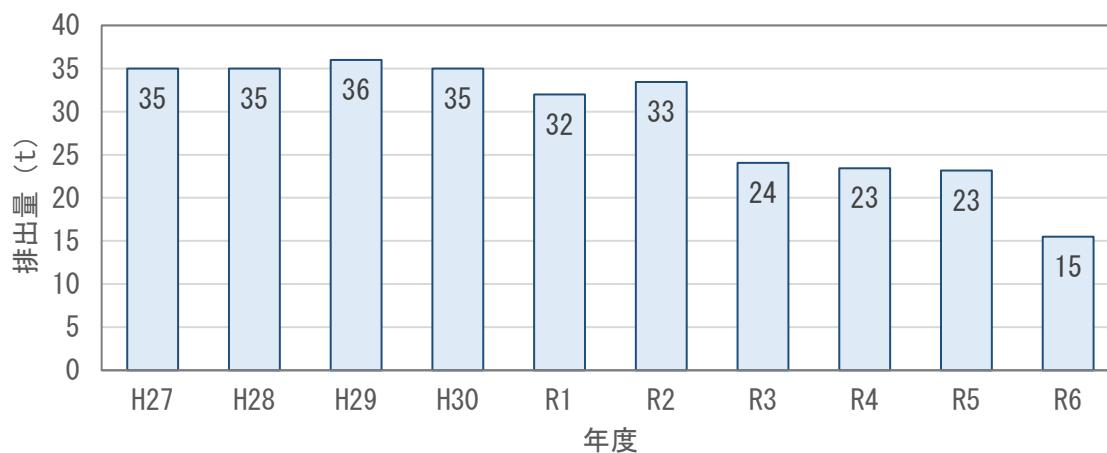


図 3-6 併せ産廃排出量

3.5 ごみ処理・処分の実績

(1) ごみの処理及び処分量の実績

本市の過去 10 年間の焼却量、資源化量及び最終処分量の推移について表 3-7 及び図 3-7 に示します。

総焼却量は令和元年度を境に減少傾向となっており、平成 27 年度に比べて令和 6 年度は 7% 程度減少しています。

総資源化量は平成 27 年度から令和 3 年度までは 7,600 t 前後で推移していましたが、令和 4 年度以降は減少しており、平成 27 年度に比べて令和 6 年度は 16% 程度減少しています。

最終処分量は平成 27 年度から平成 29 年度まで 100~200 t 程度処分されていた中間処理後最終処分量が平成 30 年度以降大幅に減少し、平成 27 年度に比べて令和 6 年度は 97% 程度減少しています。

表 3-7 焼却量、資源化量及び最終処分量の推移

(単位: t/年)

項目	年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
総焼却量		18,525	18,321	18,319	18,325	18,748	18,730	18,228	18,060	17,270	17,253
可燃ごみ		17,984	17,798	17,631	17,684	17,996	17,891	17,410	17,363	16,586	16,583
破碎可燃物※1		541	523	688	641	752	839	818	697	684	670
総資源化量		7,844	7,588	7,542	7,681	7,529	7,836	7,579	7,364	6,904	6,563
直接資源化量		2,917	2,787	2,810	2,730	2,751	3,026	2,938	2,794	2,621	2,480
中間処理後再生利用量		4,308	4,219	4,180	4,466	4,362	4,600	4,386	4,337	4,094	3,884
セメント原料化等		1,920	1,905	1,978	2,187	2,167	2,287	2,193	2,166	2,042	1,906
セメント原料化等以外		2,388	2,314	2,202	2,279	2,195	2,313	2,192	2,171	2,052	1,978
集団資源回収量		619	582	552	485	416	209	254	233	189	199
資源化量(セメント原料化等除く)		5,924	5,683	5,564	5,494	5,362	5,548	5,385	5,198	4,862	4,657
総最終処分量		217	253	140	9	11	15	11	14	4	6
直接最終処分量		5	4	4	3	7	7	5	10	2	1
中間処理後最終処分量		212	249	136	6	4	7	5	4	2	4
セメント原料化等困難物		25	53	24	6	4	7	5	4	2	4
破碎不燃物		187	196	112	0	0	0	0	0	0	0

出典：飯能市「ごみ処理フロー」「ごみ処理フロー（一般廃棄物処理事業実態調査用）」

※1 プラスチック類の選別残渣を含む（およそ 1t 未満）。

※2 小数点以下の端数処理の関係上、各項目の内訳と合計が一致しない場合がある。

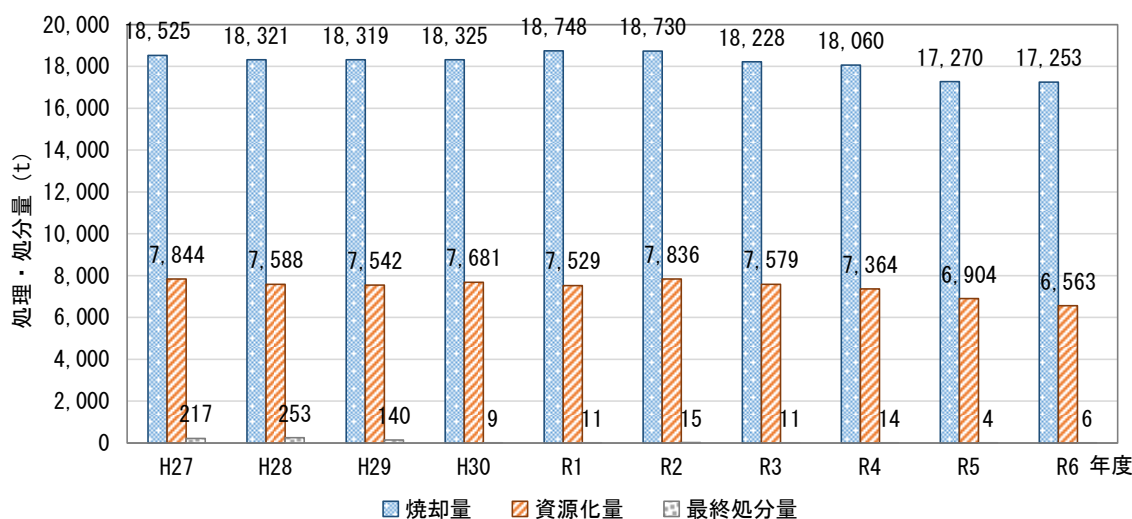


図 3-7 焼却量、資源化量及び最終処分量の推移

総排出量に対する各処理・処分率を図 3-8に示します。

焼却率は微増傾向となっています。

資源化率はほぼ横ばいになっていますが、セメント原料化等を除いた資源化率は微減傾向となっています。

最終処分率は最終処分量の大幅な減少に伴い、平成 30 年度以降は総排出量の 1%未満の量が最終処分されています。

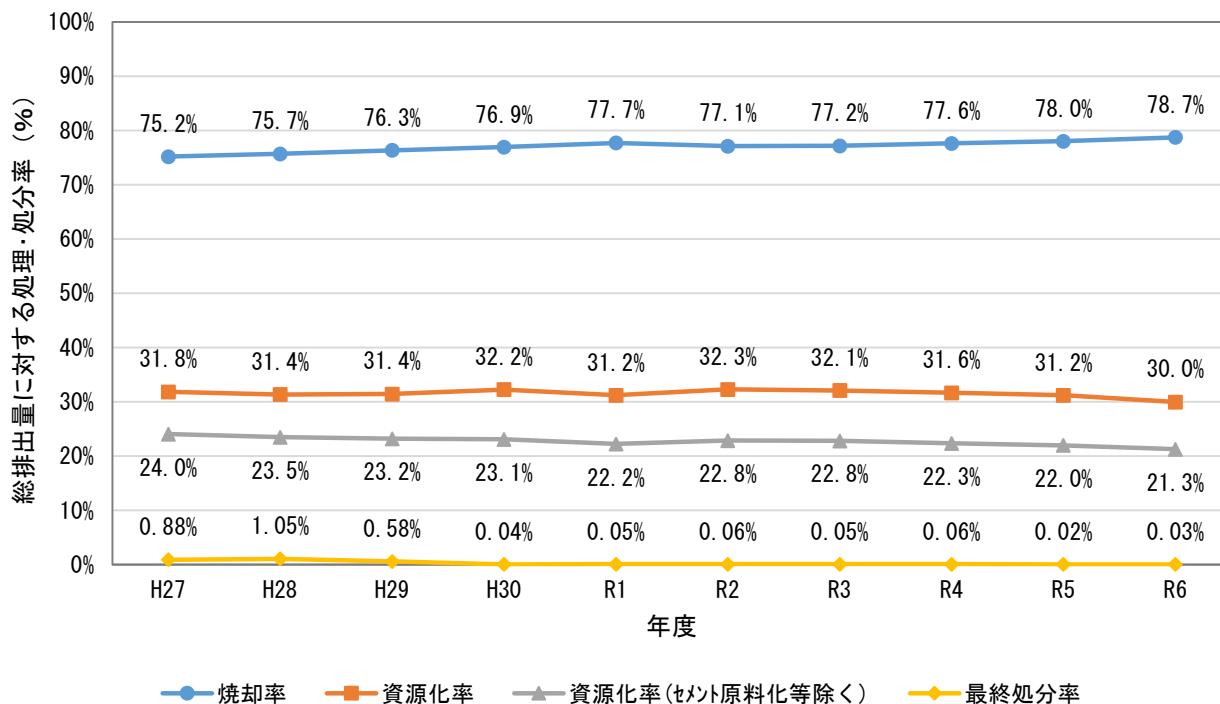


図 3-8 総排出量に占める焼却率、資源化率及び最終処分率の推移

(2) ごみの性状

① ごみ質分析結果（組成、発熱見込量）

本市の飯能市クリーンセンターにおける、施設稼働後（平成 29 年 12 月）から令和 6 年度までのごみ質分析結果について表 3-8及び図 3-9～図 3-10に示します。

表 3-8 ごみ質分析結果（各年度平均値）

項目	年度		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
	単位容積重量	kg/m ³	168.0	173.6	145.9	142.3	137.6	136.8	150.4	147.6
三成分	水分	%	48.9	47.0	47.2	44.4	43.1	43.7	48.3	49.0
	灰分	%	6.2	5.7	5.9	6.8	7.6	6.9	6.7	6.8
	可燃分	%	44.8	47.4	46.9	48.9	49.4	49.3	45.0	44.2
種類組成 (乾ベース)	紙・布類	%	47.6	44.1	45.3	49.1	48.1	50.3	51.4	45.3
	ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類	%	16.6	14.0	24.3	18.8	20.6	19.8	20.1	23.1
	ビニール・合成樹脂類	%	—	—	—	—	—	—	—	22.7
	ゴム類	%	—	—	—	—	—	—	—	0.4
	皮革類	%	—	—	—	—	—	—	—	0.0
	木・竹・ワラ類	%	14.2	12.1	9.2	12.9	11.5	13.3	9.2	13.5
	ちゅう芥類※	%	14.9	25.8	17.6	12.2	11.3	10.0	12.4	11.4
	不燃物類	%	2.3	1.7	1.5	1.9	2.8	1.5	2.6	2.7
その他(5mm目ふるい通過)	%	4.4	2.3	2.1	5.1	5.8	5.0	4.3	4.1	
低位発熱量(実測値)	kJ/kg	8,374	8,867	9,228	8,799	9,373	8,834	8,001	7,783	

出典：ごみ質分析結果

※ちゅう芥類は、動植物性残渣、卵殻、貝殻を含む。

※組成分析にあたり、排出されたままのごみで水分が含まれている状態を湿ベース、検体を乾燥させ水分を除いた状態を乾ベースという。

※低位発熱量は、ごみの全発熱量から水分の蒸発量等の値を引いた値を表す。実測値とは、ごみの一部を燃やして測定した値。

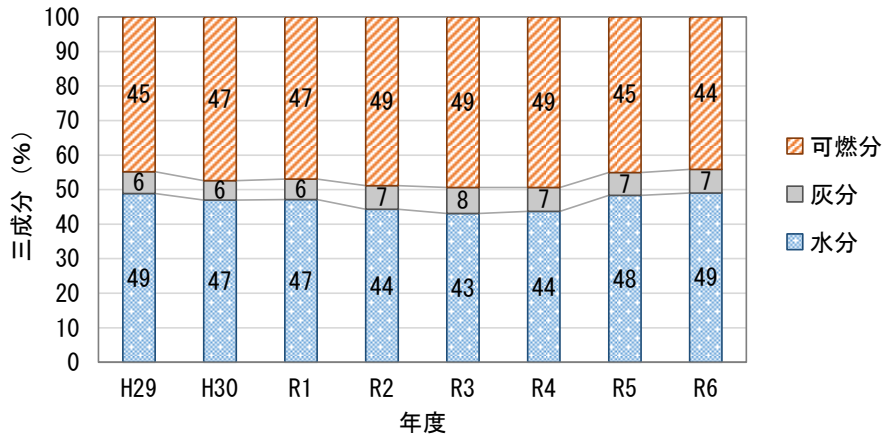


図 3-9 ごみの三成分（水分・灰分・可燃分）の推移

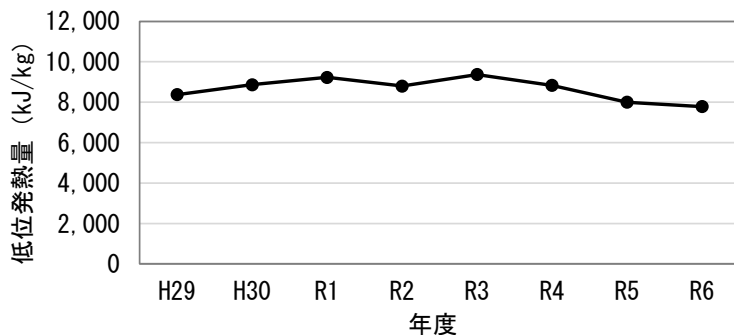


図 3-10 ごみの低位発熱量の推移

令和6年度のごみ質分析結果（ごみ組成）について図 3-1 1 及び図 3-1 2 に示します。

紙・布類の割合が、乾ベース及び湿ベースともに最も大きい結果となっています。

また、乾ベースでは紙・布類に次いで、ビニール・合成樹脂類及び木・竹・ワラ類の割合が大きく、湿ベースではちゅう芥類及びビニール・合成樹脂類の割合が大きい結果となっています。

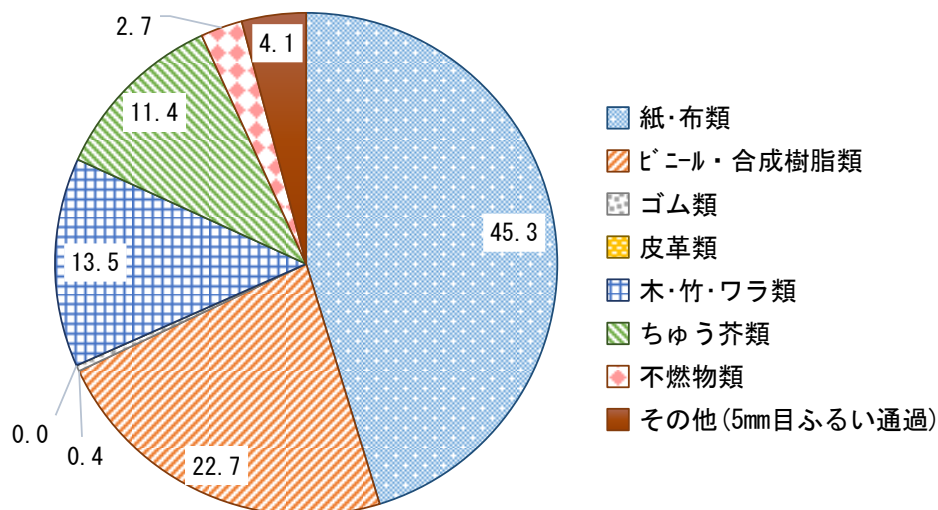


図 3-1 1 令和6年度 ごみ質分析結果（ごみ組成）【乾ベース】

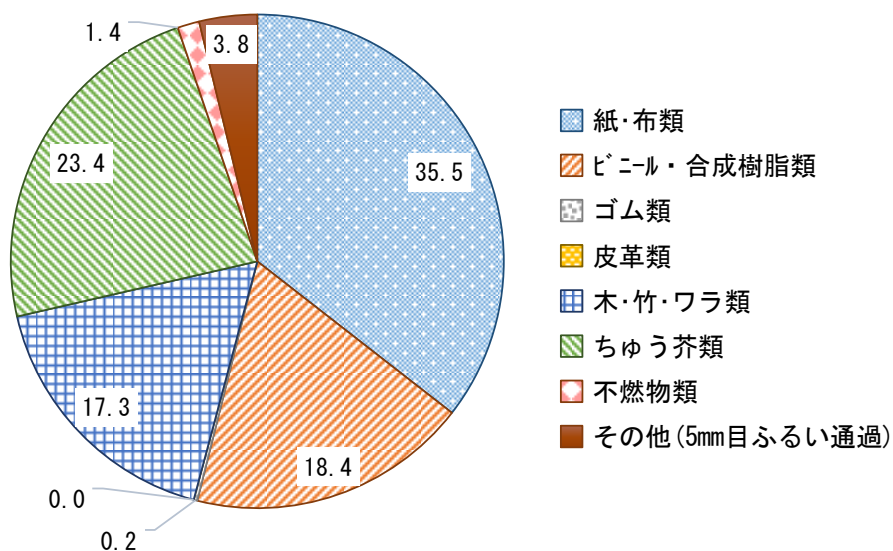


図 3-1 2 令和6年度 ごみ質分析結果（ごみ組成）【湿ベース】

② 食品ロス量調査結果 ★

食品ロス量の確認のための令和6年度の家庭ごみ展開検査の概要について表3-9に、結果について図3-13に示します。また、調査時の食品ロス結果について写真3-1に示します。

湿重量割合において、可燃ごみは全体で80%台前半となっており、次いで食品ロスが6.3%、雑紙が5.8%と大きい値となっています。

食品ロスとして区分された排出物には、納豆や肉類など消費期限が短いものや、野菜・果物に加えパンが多く見受けられました。

表 3-9 食品ロス量検査概要

検査日時	令和7年1月21日(火)、令和7年1月30日(木)
検査対象	4地区、1地区辺り15~16袋の可燃ごみ

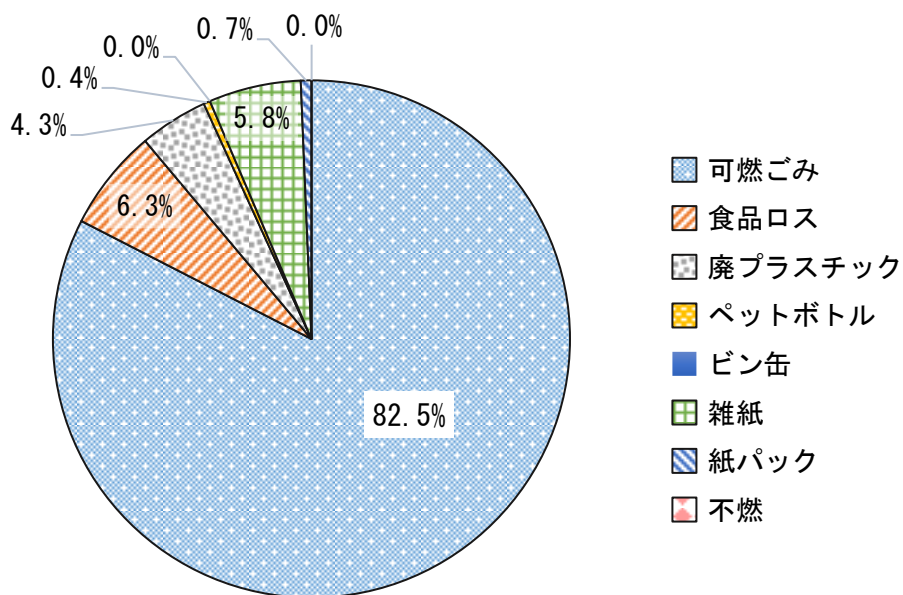


図 3-13 食品ロス量検査結果 (湿重量割合)



写真 3-1 食品ロス結果

3.6 ごみ減量化・資源化実績

(1) ごみの減量化・資源化施策 ★

本市が現在実施しているごみの減量化・資源化に関する施策を表 3-10 に示します。

表 3-10 ごみ減量化・資源化施策の実績

施策の種類	施策の名称		実施開始年月
全般	ごみ減量・リサイクル推進説明会の実施		平成18年
	出前講座の実施		平成18年
	廃棄物減量等推進員制度の活用		平成8年
	施設見学会の実施		平成8年
	図書館連携展示		令和6年6月
ごみ減量化	マイバッグ運動（レジ袋削減）の実施		平成18年
	リユース品販売会の開催		平成18年
	食品ロス削減事業		令和3年10月
	リユース促進事業	リユース事業者への引渡し 「おいくら※」との連携	令和5年4月 令和5年5月
資源化	焼却灰・飛灰のセメント原料化		平成14年9月
	ペットボトル分別開始		平成17年9月
	缶選別圧縮処理施設設置		平成18年3月
	びん、缶について「飲食用びん」「飲料缶」、それ以外は「不燃」と明確化		平成19年4月
	紙類に雑がみ・紙パックを追加		平成19年4月
	有害ごみの指定（蛍光管・乾電池・ライター・水銀体温計）		平成19年4月
	プラスチック類 分別開始		平成19年9月
	市で扱わない家電製品を追加 （家電リサイクル法の対象）	液晶・プラズマ式テレビ、衣類乾燥機 有機EL式テレビ	平成21年4月 令和6年4月
	小型家電回収ボックス設置		平成26年1月
	携帯電話専用・小型簡易型回収ボックス設置		平成29年6月
	一部焼却灰の人工砂化		令和元年7月
	公共施設の廃食油リサイクル事業		令和6年10月

※株式会社マーケットエンタープライズが運営するリユースプラットフォーム

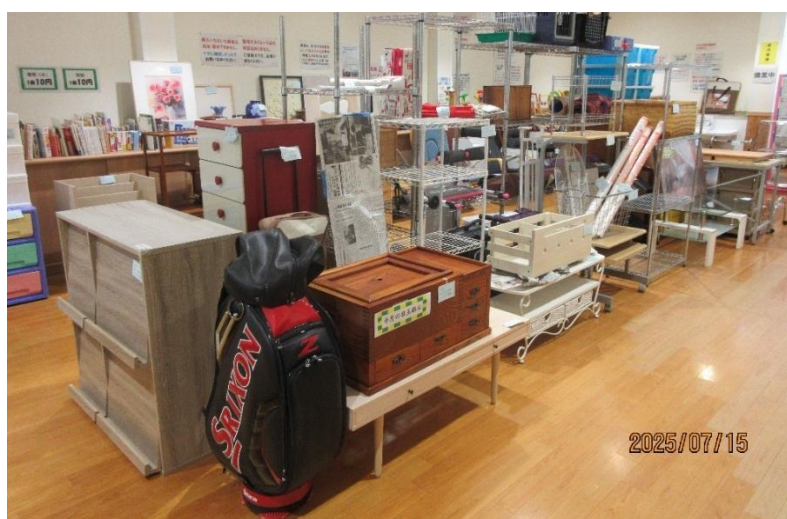


写真 3-2 リユース品販売会

(2) 廃棄物減量等推進員制度

本市では、平成 8 年 4 月からごみの分別収集の徹底や集積所の清潔保持、減量化や資源化を推進するため、各自治会の実態に応じた最適な人数に委嘱し、地域のリーダーとして活動していただいております（令和 7 年度 総数約 940 人）。また、毎年一般市民や推進員を対象にごみ減量・リサイクル推進説明会を開催し、ごみの排出量や処理・処分状況などについて説明しています。こうしたことから、ごみに関する市民意識の向上が図られ、市民が排出したごみを適正に処理することにより、市民と行政の信頼関係が確立され、ごみの減量化や資源化の推進につながっています。



写真 3-3 ごみ減量・リサイクル推進説明会

(3) 資源再利用奨励補助金制度（集団資源回収）

本制度は、平成 3 年 6 月から資源再利用の促進、ごみ減量化及び生活環境の保全を図るため、日常生活の中から排出される廃棄物の中で再利用できる有価物（布類、紙類、生きびん、金属類）の回収を行った地域の団体（自治会、子ども会、PTA）に補助金を交付する制度です。

市民団体の資源回収量を図 3-1 4 に示します。平成 27 年度から徐々に減少していた集団資源回収量は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により令和元年度から令和 2 年度にかけて大幅に減少し、その後概ね横ばいの傾向となっています。令和 6 年度の集団資源回収量は 199 t となっています。

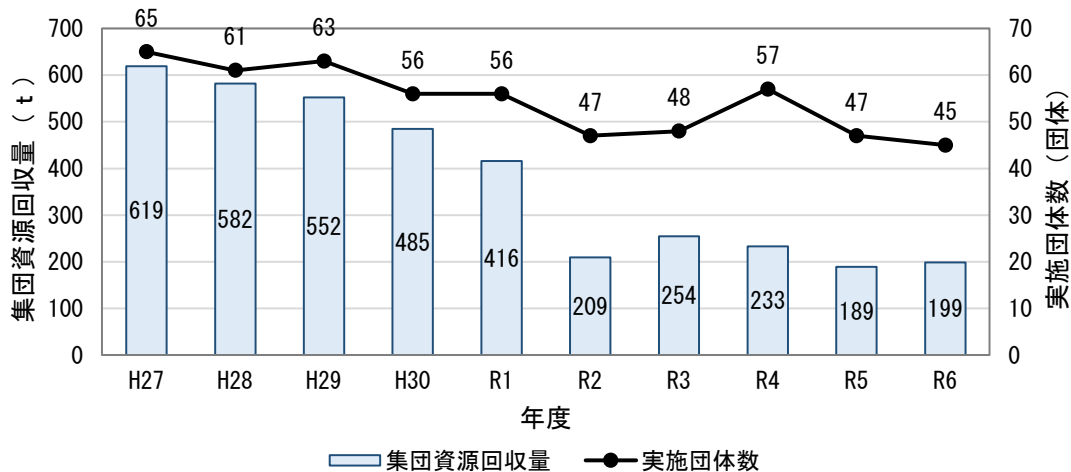


図 3-1 4 市民団体の資源回収量（集団資源回収量）

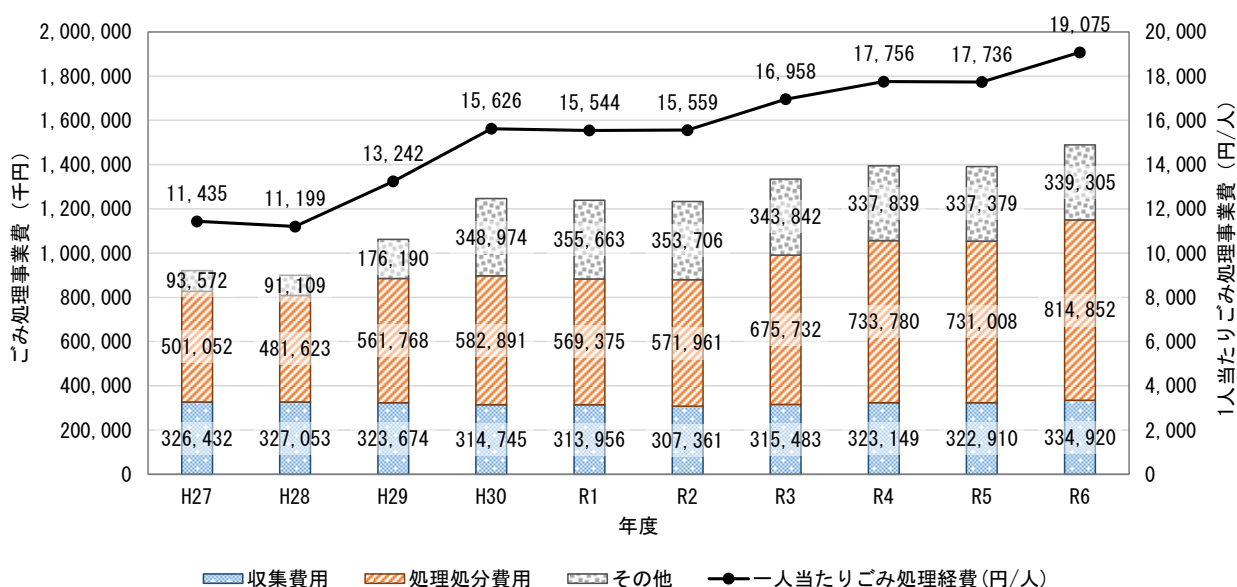
3.7 ごみ処理事業費

(1) ごみ処理事業費の推移

平成27年度から令和6年度におけるごみ処理事業費（減価償却費を含む）の推移を図3-15に示します。

直近10年間におけるごみ処理事業費は、約900～1,500百万円の間で推移しており、増加傾向となっています。このうち、収集費用が2～3割、処理処分費用が5割前後を占めています。

また、市民一人当たりのごみ処理事業費は、約11,000～19,000円/人で推移しており、同様に増加傾向となっています。



※その他の費用は、管理間接費及び減価償却費である。

図 3-15 ごみ処理事業費

(2) 事業系ごみ処理手数料の改定

事業系ごみの処理手数料は、以前の100円/10kgから、近隣自治体との均衡を図るため見直しを行い、平成30年1月に200円/10kgに改定しています。しかしながら、近隣自治体もその後改定を行っていることから、現在も低い水準にある状況です。

3.8 不法投棄

本市は、都心からの交通のアクセスがよく、豊かな自然環境に恵まれているため、山間部や川辺はレジャーに訪れる観光客等も多く、市民だけでなく周辺地域や都内の方にとっても身近で貴重な憩いの場となっています。

一方、市域の大半を占める山間部では、多くの林道や峠道が整備されていますが、人目につかない場所や時間帯も多いことから、悪質なごみの不法投棄が行われている現状があります。中には遠方から大量の産業廃棄物の不法投棄を目的に来るようなケースもあります。

本市では、こうした地理的な条件を踏まえ、不法投棄を未然に防止するため、パトロールを実施するとともに、平成 19 年 8 月からは監視カメラを導入しています。また、平成 22 年 11 月には市内で事業活動を展開する事業者と協定を締結し、不法投棄の早期発見や未然防止を図っています。その他、スマートフォンの位置情報システムを活用した不法投棄通報システムを令和 5 年に導入しています。

不法投棄物回収量の推移を図 3-16 に示します。概ね減少傾向にあります。令和 6 年度においては約 12 t の不法投棄が確認されています。ごみの種類別にみると、粗大ごみの量が過去 10 年間で半減しており、可燃ごみ及び不燃ごみについても微減傾向となっています。

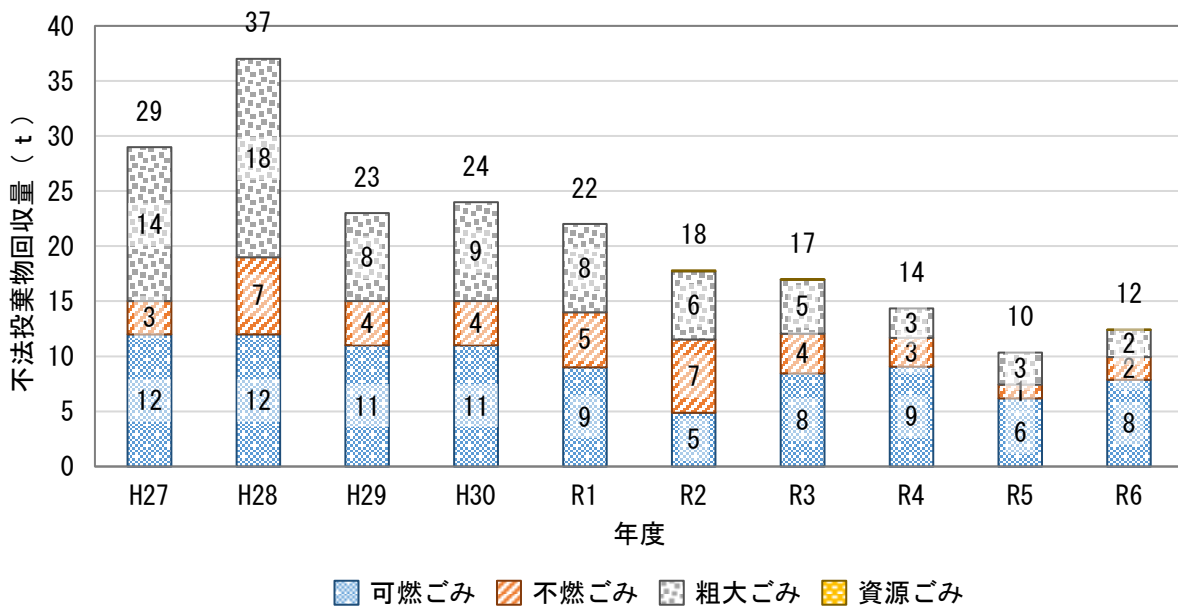


図 3-16 不法投棄物回収量

第4章 ごみ処理の課題

4.1 ごみ処理の評価

(1) 類似自治体及び県内他自治体との比較

平成19年6月に、環境省から「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」が公表され、同指針には循環型社会形成に向けた一般廃棄物処理システム構築のため、“市町村は、当該市町村における一般廃棄物処理システムの改善・進歩の評価の度合いを客観的かつ定量的に点検・評価し、「市町村一般廃棄物処理システム比較分析表」により、その結果を住民に対し、公表するものとする。”とされています。

以上の指針に基づき、本市の一般廃棄物処理システムについて、類似都市と比較分析を行います。なお、システム分析にあたっては、環境省「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（令和5年度実態調査結果）」（以下「評価支援ツール」という。）を用いて実施しました。

① 評価指標

評価指標の概要について表4-1に示します。

表4-1 評価指標の概要

視点	指標で測るもの	指標の名称	単位	計算方法
循環型社会形成	廃棄物の発生	人口一人1日当たりごみ総排出量	kg/人・日	(年間収集量+年間直接搬入量+集団回収量)÷計画収集人口÷365日(又は366日。)
	廃棄物の再生利用	廃棄物からの資源回収率	t/t	総資源化量÷(年間収集量+年間直接搬入量+集団回収量)
	最終処分	廃棄物のうち最終処分される割合	t/t	最終処分量÷(年間収集量+年間直接搬入量+集団回収量)
経済性	費用対効果	人口一人当たり年間処理経費	円/人・年	廃棄物処理に要する総費用÷計画収集人口
		最終処分減量に要する費用	円/t	最終処分減量に要する総費用÷(年間収集量+年間直接搬入量+集団回収量-最終処分量)

② 類似都市

比較対象は、本市と都市類型が同じ全国の市（以下「類似自治体」という。）、埼玉県内の自治体（以下「県内他自治体」という。）とします。

本市の都市類型を表4-2に示します。同表のとおり、本市の都市類型は、「都市Ⅱ3」となります。

表4-2 本市の都市類型

人口	都市形態	人口区分	産業構造
78,446人	都市	Ⅱ (50,000~100,000人)	3 (Ⅱ次・Ⅲ次人口比95%以上、Ⅲ次人口比65%以上)

※人口は、出典が一般廃棄物処理実態調査（令和5年度）であるため、表2-3に示す人口とは異なる。

③ 類似自治体との比較

本市と都市類型が同じ都市（110市）との比較結果を図 4-1 及び表 4-3 に示します。

人口一人 1 日当たりごみ総排出量は平均より少ない状況です。また、廃棄物からの資源回収率（RDF¹・セメント原料化等除く）は平均より高く、廃棄物のうち最終処分される割合（最終処分率）は平均より低くなっており、これら 3 つの指標については類似自治体の平均よりも良好な状況です。また、人口一人当たり年間処理経費及び最終処分減量に要する費用は、平均よりも少なくなっており、良好な状況となっています。

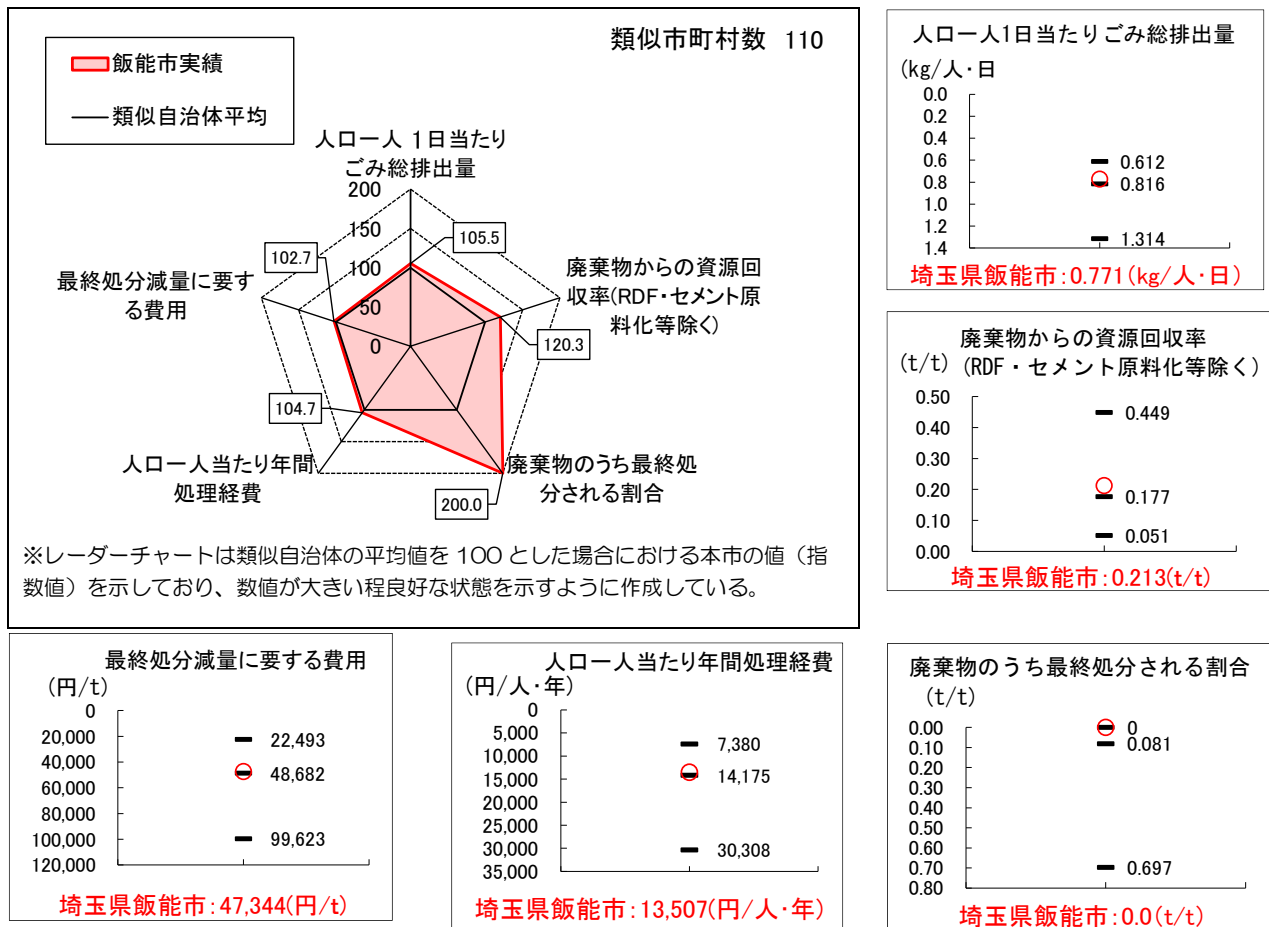


図 4-1 類似自治体との比較

表 4-3 類似自治体との比較

比較項目	比較		評価
	本市	平均	
人口一人 1 日当たりごみ総排出量 (g/人・日)	771	< 816	○ : 一人一日の排出量が少ない
廃棄物からの資源回収率 (t/t)	0.213	> 0.177	○ : リサイクル率が高い
廃棄物のうち最終処分される割合 (t/t)	0.0	< 0.081	○ : 最終処分率が低い
人口一人当たり年間処理経費 (円/人・年)	13,507	< 14,175	○ : 1人当たりの処理経費が少ない
最終処分減量に要する費用 (円/t)	47,344	< 48,682	○ : 最終処分減量費が少ない

¹ Refuse Derived Fuel（廃棄物から得られた燃料）の略称。可燃ごみを乾燥・圧縮し固めた燃料。

④ 県内自治体との比較

本市と県内他自治体との比較結果を図 4-2及び表 4-4に示します。

人口一人1日当たりごみ総排出量は平均より少なく、廃棄物のうち最終処分される割合（最終処分率）は平均より低くなっており、これら2つの指標については県内自治体の平均に比べ良好な状況です。

廃棄物からの資源回収率（RDF・セメント原料化等除く）は平均よりやや低くなっています。

また、人口一人当たり年間処理経費は概ね平均と同程度となっており、最終処分減量に要する費用は平均よりもやや多い結果となっています。

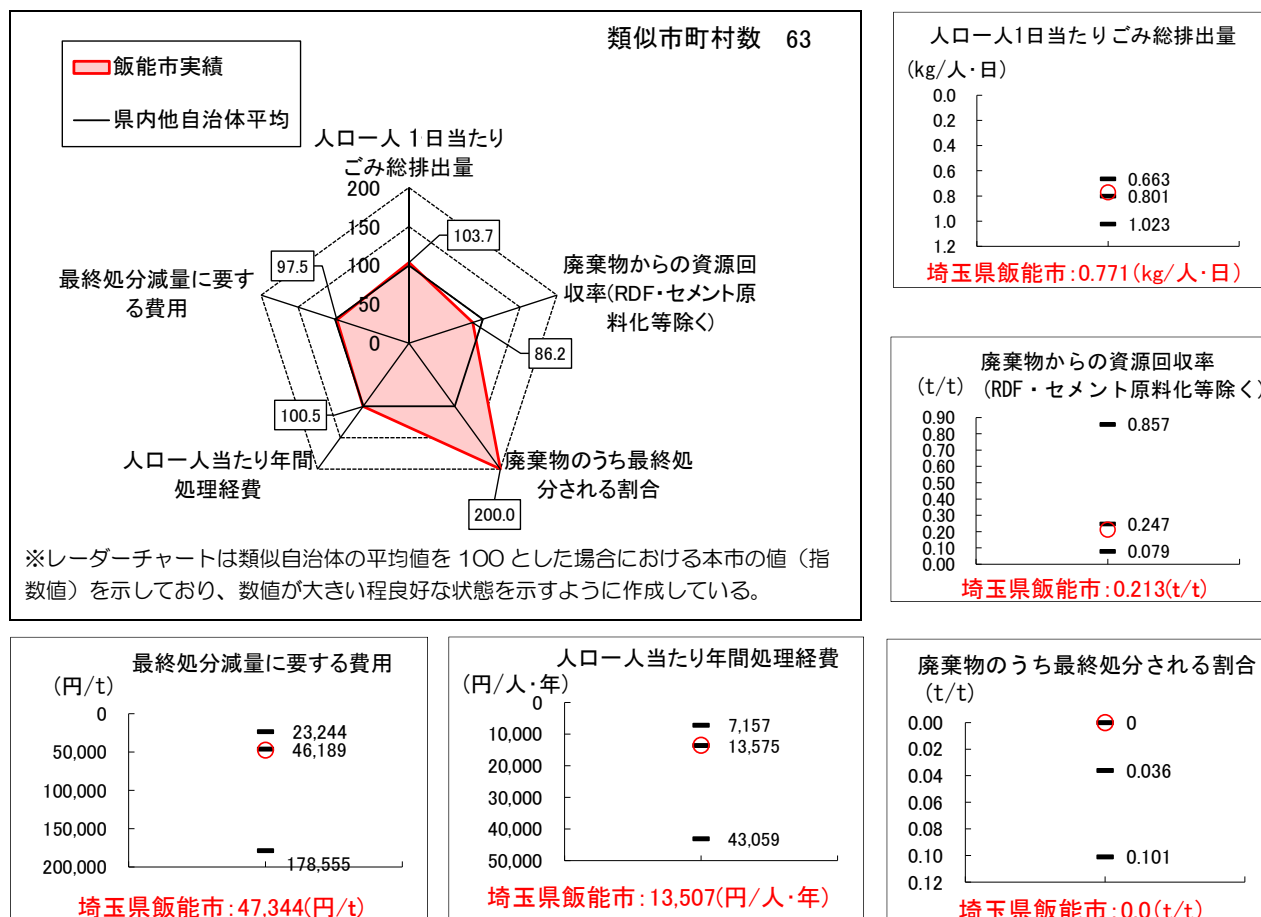


図 4-2 県内他自治体との比較

表 4-4 県内他自治体との比較

比較項目	比較		評価
	本市	平均	
人口一人1日当たりごみ総排出量(g/人・日)	771	< 801	○ : 一人一日の排出量が少ない
廃棄物からの資源回収率(t/t)	0.213	< 0.247	× : リサイクル率が低い
廃棄物のうち最終処分される割合(t/t)	0.0	< 0.036	○ : 最終処分率が低い
人口一人当たり年間処理経費(円/人・年)	13,507	≒ 13,575	△ : 1人当たりの処理経費は同程度
最終処分減量に要する費用(円/t)	47,344	> 46,189	× : 最終処分減量費が多い

(2) 目標達成状況

① 計画策定時における数値目標

計画策定時における数値目標を表 4-5に示します。

計画策定時には、中間目標年度を令和7年度、目標年度を令和12年度として、「一人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源物除く）」、「事業系ごみ排出量」、「資源化率（セメント原料化等除く）」の3つの指標に係る目標値を設定しています。

表 4-5 計画策定時における数値目標

指標	単位	令和元年度	令和7年度	令和12年度	備考
		実績	中間目標	計画目標	
一人1日当たり家庭系ごみ排出量 (資源物除く)	g/人・日	519	510	500	令和元年度から令和12年度にかけて約20g(4%)減
事業系ごみ排出量	t/年	4,106	3,950	3,800	令和元年度から令和12年度にかけて約300t(8%)減
資源化率 (セメント原料化等除く)	%	22.2	23.4	24.0	令和元年度から令和12年度にかけて約1.8ポイント増

② 数値目標の達成状況（中間目標年度）

1) 一人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源物除く）

一人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源物除く）の推移を図 4-3に示します。

令和7年度の目標値510g/人・日に対して、令和6年度の実績値は491g/人・日であり、目標値を達成しています。

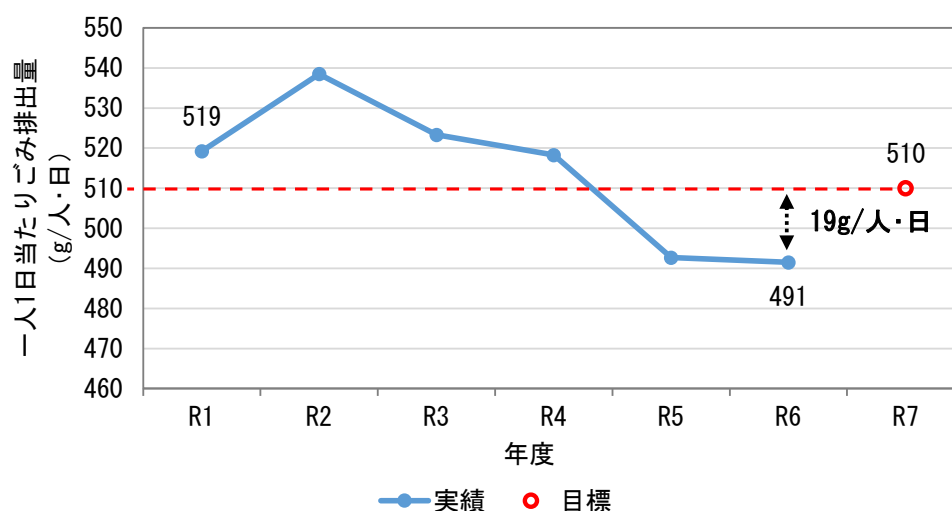


図 4-3 一人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源物除く）の推移

2) 事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量の推移を図 4-4に示します。

令和 7 年度の目標値 3,950 t に対して、令和 6 年度の実績値は 3,700 t であり、目標値を達成しています。

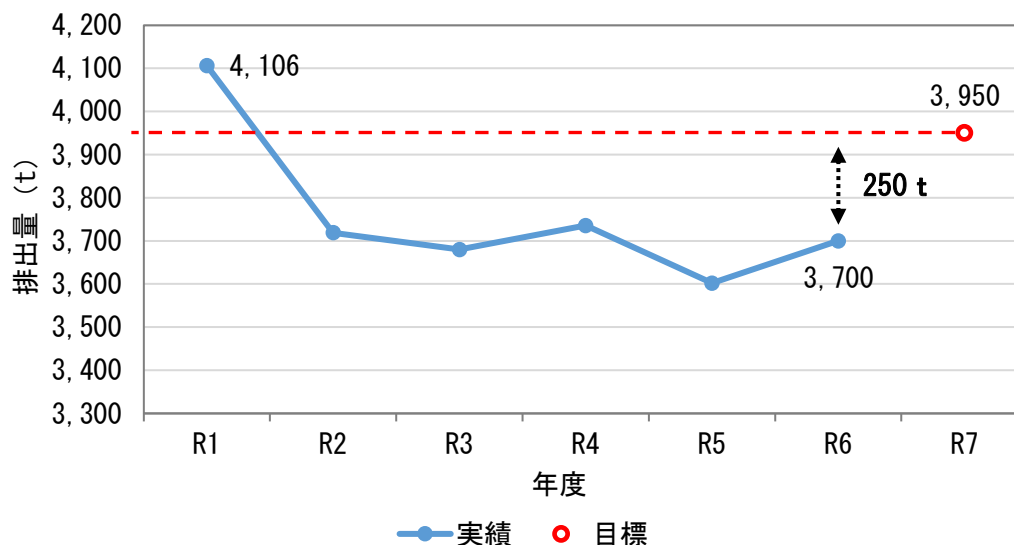


図 4-4 事業系ごみ排出量の推移

3) 資源化率（セメント原料化等除く）

資源化率（セメント原料化等除く）の推移を図 4-5に示します。

令和 7 年度の目標値 23.4%に対して、令和 6 年度の実績値は 21.3%であり、目標値を 2.1 ポイント下回っています。令和元年度以降の推移を踏まえると、令和 7 年度における目標達成は困難な状況となっています。

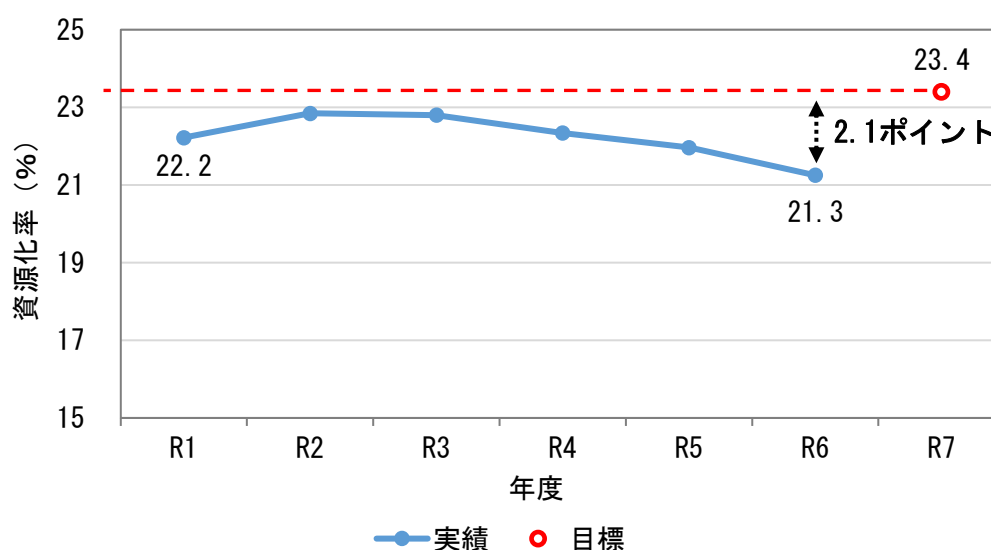


図 4-5 資源化率（セメント原料化等除く）の推移

4) 達成状況の評価

計画策定時における数値目標の達成状況の評価を表 4-6に示します。

令和 6 年度時点において、一人 1 日当たり家庭系ごみ排出量（資源物除く）は中間目標を達成しており、さらに令和 12 年度における計画目標についても達成しています。

また、事業系ごみ排出量についても中間目標及び計画目標を達成しています。

一方、資源化率（セメント原料化等除く）は現時点で中間目標未達となっています。

表 4-6 計画策定時における数値目標達成状況の評価

指標	単位	実績		中間目標	計画目標	中間目標達成状況	
		令和元年度	令和6年度 ①	令和7年度 ②	令和12年度	①-②	評価
一人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源物除く）	g/人・日	519	491	510	500	△ 19	達成
事業系ごみ排出量	t/年	4,106	3,700	3,950	3,800	△ 250	達成
資源化率 （セメント原料化等除く）	%	22.2	21.3	23.4	24.0	△ 2.1	未達成

4.2 排出抑制の課題

(1) 定量的課題

本市の一人 1 日当たりごみ総排出量は、類似自治体や県内他自治体の平均と比べて少ない状況（p. 36～p.37 参照）にあります。さらに、本計画策定時の目標のうち、一人 1 日当たり家庭系ごみ排出量（資源物除く）は、令和 6 年度において中間目標値及び計画目標値を達成しています。

また、事業系ごみ排出量についても、平成 27 年度から令和 6 年度にかけて概ね微減傾向で推移（p.25 参照）しており、本計画策定時の目標のうち、事業系ごみ排出量について令和 2 年度以降において中間目標値及び計画目標値を達成しています。

計画目標値を達成した各指標においては、本計画で定める施策によりごみの発生・排出抑制がなされている現状を令和 12 年度まで維持し、計画目標を引き続き達成できるよう、市民・事業者・行政が一体となり、より一層のごみの発生・排出抑制に努める必要があります。

(2) 生ごみ処理器はんのうキエー口の普及促進

平成 29 年度から補助制度を開始した生ごみ処理器はんのうキエー口の補助累計台数は、令和 6 年度までの 8 か年で計 387 台（平成 26 年度以降のモニター事業を含めると令和 6 年度までに計 500 台程度の累計台数）となりました。令和 7 年度の補助事業終了以降は、市民に対し、当該システムの周知に努めます。

(3) 食品ロス削減 ★

令和 6 年度の食品ロス調査結果（p.30 参照）より、排出される可燃ごみの内、食品ロス量はおよそ 6%程度となっています。食品ロスの削減は国際的にも重要な課題となっており、まだ食べることができる食品が廃棄されないよう、市民・事業者・行政が協働して食品ロス削減推進に努める必要があります。

(4) 併せ産廃の処理

併せ産廃排出量は、平成 27 年度から令和 6 年度にかけて概ね減少傾向で推移（p.25 参照）しています。併せ産廃については、極力、自己処理又は産業廃棄物処理業者に処理してもらうことが望ましいことから、引き続き事業者に対する指導を強化・徹底していきます。

4.3 資源化の課題

(1) 定量的課題

本市の資源化率（RDF・セメント原料化等除く）は、類似自治体の平均と比べて高く、県内他自治体と比べてやや低い状況（p. 36～p.37 参照）にあり、資源化率（セメント原料化等を除く）は、平成 27 年度以降微減傾向で推移（p.27 参照）しています。令和 6 年度においては 21.3%となり、本計画策定時の中間目標値である 23.4%の達成は難しいと言えます。

このような状況を踏まえ、市民・事業者・行政が一体となり、より一層の資源化推進に努める必要があります。

(2) ごみの分別

本市の飯能市クリーンセンターにおける、ごみ質分析において令和5年度まで“ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類”としていた項目を、令和6年度には“ビニール・合成樹脂類”、“ゴム類”、“皮革類”と3項目に細分化し、より詳細な組成について分かるようになりました。

令和6年度におけるごみ質分析結果(p.29参照)をみると、湿ベースのごみ組成において、紙・布類の割合が35.5%、ビニール・合成樹脂類の割合が18.4%となっています。これらの中には、資源物として分別可能な雑誌・雑がみや新聞・チラシ、段ボール、紙パック、プラスチック容器類などが一定量含まれていると考えられます。

持続的な発展を可能とする循環型社会の実現に向けて、正しい分別方法を周知・啓発することなどにより、更なる適正分別の徹底を図る必要があります。

(3) 集団資源回収

集団資源回収量及び実施団体数は、毎年減少傾向(p.32参照)にあります。ごみの資源化はもとより地域コミュニティ活性化を促進するためにも、地域の団体(自治体や子ども会、PTAなど)が自主的に行う資源回収事業を支援し、安定した回収活動の促進と団体活動の活性化を図る必要があります。

(4) 再使用・再利用の推進

ごみとして排出された物の中でそのまま使用可能なものについては、再使用・再利用を推進するため、引き続きリユース品販売会などの充実に努める必要があります。

4.4 収集・運搬の課題

(1) 分別状況

ごみ集積所において、分別ルールを守らないごみの排出が見受けられます。不適正なごみの排出は、資源化を妨げるだけでなく、地域の生活環境にも悪影響を与える可能性があります。また、スプレー缶やライター、二次電池等が混入している場合には、収集作業中の事故や火災に繋がります。

特に、リチウムイオン電池を含む二次電池については、破碎の衝撃で発火するため、分別されずに不燃ごみや粗大ごみに混入しているとリサイクル施設の火災の原因となります。近年、近隣自治体でもリチウムイオン電池が原因の可能性のある処理施設の火災が発生しており、施設の長期間の停止に加え数億円の復旧費用がかかった例もあり、今後、本市においても注意が必要です。

また、令和6年10月1日現在の本市人口78,066人のうち、外国人の割合は1,460人と約2%となっており、外国人住民が分別ルールを適切に理解し実施できるよう、ごみの分別について外国人住民向けに周知啓発を行う必要があります。

(2) 収集・運搬の効率化

本市では、令和7年度現在、家庭系ごみを対象に市内に約2,800箇所のごみ集積所を設置しステーション収集を行っていますが、市街地では以前から道路上や歩道上に集積所を設置しており（現在、新設は許可していない）、歩行者の通行や収集作業に支障をきたしています。また、利用する世帯数が減少している集積所もある一方で、一部の場所では集積所の間隔が短すぎることも課題となっており、収集運搬の効率化を図る必要があります。

(3) 高齢者対策

本市では、全国平均よりも高齢化が進んでいて、単身の高齢者も増加している状況です。特に山間地区では、高齢化率が高いことに加え、集積所までの距離も長いことから、集積所までのごみ排出や分別ルールを遵守することが困難な市民が増えていくことが予想されます。そのため、住民サービス向上の観点から、こうした高齢者に対するごみ出し支援策について、福祉部門や社会福祉協議会等と連携して、安定的で効率的なサービス提供方法を検討する必要があります。

4.5 中間処理の課題

(1) 飯能市クリーンセンターの安定稼働

本市では、昭和57年1月に稼働を開始した旧飯能市クリーンセンターが老朽化してきたことを受けて、飯能市クリーンセンターの建替え工事を実施し、平成29年12月に完了しました。

飯能市クリーンセンターは、本市のごみ処理における中核的な役割を果たしていることから、適切な予防保全に努め、安定した稼働を継続していく必要があります。

(2) ごみの広域処理

ごみ処理を単独ではなく、複数の自治体と共同で行うごみの広域処理は、処理する量が多くなる分、施設の建設や運営において効率化が進み、環境面や財政面にとっては有効な方法です。しかし、広域処理については建設場所や運営面等の調整に長期間を要します。今後も近隣市と事務レベルでの研究を継続し、将来における広域処理の可能性について探求を進めることは有効と考えられます。

4.6 最終処分の課題

(1) 最終処分場の延命化

本市の最終処分場は、現段階で埋立可能容量の半分程度が埋め立てられている状況ですが焼却灰などのリサイクルを推進し、平成30年度以降の最終処分量は極めて少なくなっています（p.26参照）。最終処分場は、環境面や財政面、立地面、住民合意など、多岐にわたる制約があり、現行の制度では市内に他の最終処分場を設置することは、ほぼ不可能な状況です。そのため、最終処分場の延命化は極めて重要な課題です。

(2) 処理困難物の処理

飯能市クリーンセンターで受け入れないものとして、所有者自らが販売店や専門処理業者を通して処理する廃棄物を指定しています。したがって、飯能市クリーンセンターで扱う処理困難物は主に不法投棄によるものですが、これらは専門の処理業者へ委託して処分しています。

(3) 焼却灰等の資源化

現在、焼却後の焼却灰及び飛灰は、セメント原料及び人工砂として民間事業者へ資源化処理を委託しています。今後も焼却灰等の資源化を継続させていくことは、最終処分場の延命化や資源化の推進という意味で重要と考えられます。

4.7 その他の課題

(1) 不法投棄

不法投棄は、廃棄物処理法第 16 条において「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」と規定され禁止されています。しかし、本市では、図 3-16 (p.34 参照) に示すような不法投棄が確認されており、これら以外にも実際に不法投棄された量は多く存在すると考えられます。

過去 10 年間に於いて不法投棄物回収量は概ね減少傾向で推移していますが、ひとつの不法投棄が更なる不法投棄を誘発することも考えられ、自然環境への負荷の増大や本市の財産である美しい緑と清流への影響などが懸念されます。

また、不法投棄を発見しても行為者が特定されない場合は、市の負担で回収・処理しなければならず、本来は支出する必要がない経費が費やされています。

(2) 資源物の持ち去り

過去には、本市の委託収集業者以外の者による新聞、雑誌、段ボールなどの資源物（有価物）の持ち去り行為が横行していましたが、近年、ほとんど通報はない状況です。しかし、完全に無くなったわけではないため、今後も持ち去り行為防止の対策を行っていく必要があります。また、通行禁止時間帯の通学路上にある集積所への車両の進入や、集積所周圍を散らかしたまま立ち去るなど、健全な市民生活の安全を脅かす行為があれば適宜適切に対応する必要があります。

(3) ごみ処理事業費の増大に伴う財源の確保

過去 10 年間に於いて収集や処理に係るごみ処理事業費は年々増加傾向にあり、市民一人当たりのごみ処理事業費についても、平成 27 年度から令和 6 年度にかけて約 1.7 倍に増加しています (p.33 参照)。そのため、今後の安定した収集・処理体制の維持や施設の整備にあたり、経費増大に応じた財源の確保が必要不可欠となっています。

(4) 事業系ごみ処理手数料の改定

本市の事業系ごみ処理手数料は平成30年1月の改定以降変更されておらず、現在は近隣自治体の水準より低い状況にあります（p.33 参照）。そのため、近隣自治体の水準も踏まえ、手数料の改定について検討する必要があります。

(5) 家庭系ごみの有料化

家庭系ごみの有料化については、更なるごみの減量化や資源化施策を推進していくとともに、ごみ処理事業費の公平な費用負担を推進していくため、国や県、近隣自治体の動向も見極めながら慎重に検討していく必要があります。

また、今後も市民に対して本市のごみ処理の実情（処理量、処理費用、処理施設の現状など）について周知していくとともに、有料化を実施する場合の手法について検討を進めていく必要があります。

第5章 一般廃棄物処理行政等の動向

5.1 国際的な動向

(1) SDGs（持続可能な開発目標） ★

SDGs（持続可能な開発目標）は、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲げられた国際社会共通の目標です。令和 12（2030）年までに国際社会が達成すべき目標であり、17 のゴールとそれらに付随する 169 のターゲットから構成されており、目標の達成に向けて国内においても、国や地方自治体、企業等において様々な取組が進められています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



5.2 国内の動向

(1) 廃棄物処理法に基づく国の基本方針（令和 7 年改正）

令和 7 年 2 月に廃棄物処理法第 5 条の 2 の規定に基づく国の「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」が改正されました。

令和 5 年の見直しにおいて、2050 年カーボンニュートラル²に向けた脱炭素化³の推進、地域循環共生圏⁴の構築推進、ライフサイクル⁵全体での徹底した資源循環の促進等、廃棄物処理を取り巻

² 人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれていること。

³ 二酸化炭素の排出量を減らしゼロにすること。

⁴ 地域資源を活用して環境・経済・社会を良くしていく事業（ローカル SDGs）を生み出し続けることで地域課題を解決し続け、自立した地域をつくとともに、地域の個性を活かして地域同士が支え合うネットワークを形成する「自立・分散型社会」を示す考え方。

⁵ 製品やサービスの製造から廃棄・リサイクルまで一連の過程。

く情勢変化を踏まえ、廃棄物処理法に基づく基本方針に関し変更が行われ、今回の見直しでは令和6年8月に決定された「第五次循環型社会形成推進基本計画」と整合させる形で、目標値が改定されました。目標年度における目標値については、改定前の「一般廃棄物の排出量」、「一人1日当たりの家庭系ごみ排出量」等の指標に加え、新たに「一人1日当たりごみ焼却量」が追加されました。

(2) 食品ロス削減推進法（令和元年施行） ★

まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための社会的な取組、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくために、令和元年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス削減推進法」という。）が施行されました。そして翌年の令和2年には「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定され、令和7年3月に一部変更されました。

食品ロス削減推進法では、消費者・事業者・行政がそれぞれの立場で食品ロス削減に取り組むことが求められ、都道府県及び市町村は、政府の定める基本方針を踏まえ、「食品ロス削減推進計画」の策定に努めることとされており、埼玉県では令和2年度に「第9次埼玉県廃棄物処理基本計画（埼玉県食品ロス削減推進計画）」を策定しています。

(3) プラスチック資源循環促進法（令和4年施行）

プラスチックは安価かつ丈夫で便利な素材であり、私たちの生活に大量に利用されています。一方で、使い捨てプラスチックやプラスチックごみによる海洋汚染等の問題や廃棄物輸出規制強化への対応などが必要となっています。

このような背景から、令和元年5月に「プラスチック資源循環戦略」が策定され、3R+Renewableの基本原則と、「2030年までにワンウェイプラスチック⁶を累積25%排出抑制する」などの6つの野心的なマイルストーンを目指すべき方向性として掲げています。

さらに、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までにおけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するため、令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）が施行され、環境に配慮したプラスチック製品を消費者が選択できるような方法や効果的な回収・リサイクルの仕組みづくりが進められています。

(4) 再資源化事業等高度化法（令和6年公布）

近年、欧州を中心に世界では、再生材の利用を求める動きが拡大しており、国内においても再生材の質と量の確保を行うことで、資源循環の産業競争力を強化することが重要となっています。

そこで、再資源化のための廃棄物の収集、運搬又は処分の事業過程の高度化を促進することを目的とした「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」（以下「再資源化事業等高度化法」という。）が令和6年5月に公布され、本年度に施行予定となっています。

⁶ 使い捨てのプラスチック製品

再資源化事業等高度化法では、地方公共団体において、引き続き廃棄物処理法に基づく廃棄物の着実な適正処理等を行うこと、地域における各主体間の連携・協働を促進するコーディネーターとして資源循環を促進する役割等が求められています。

5.3 他自治体における先進事例

① バイオガス化処理

福岡県大木町	生ごみ、し尿・浄化槽汚泥等の廃棄物系バイオマス ⁷ を資源として捉え、その資源を有効活用するため液体肥料とエネルギー（電力）を作るバイオガス化施設を整備。
南但広域行政事務組合（兵庫県）	収集した可燃ごみを、機械選別装置により乾式メタン発酵設備に送られるものと焼却施設に送られるものに選別され、乾式メタン発酵設備で得られたメタンガスを用いてガスエンジンによる発電を実施。
小川地区衛生組合（埼玉県）	発酵不適物を除く可燃ごみを収集し、民間委託先の施設で資源化（バイオガス化、バイオマス燃料化）。排出量の8割程度が資源化され、可燃ごみを焼却処理せず、エネルギーとして活用することで、ごみ処理におけるCO ₂ 排出量を低減。

② 廃棄物固形燃料化

羊蹄山麓地域廃棄物広域処理連絡協議会（北海道）	生ごみを除く可燃ごみを収集し、民間委託先の施設で RDF 製造を実施。製造された RDF は製紙会社や地域熱供給業者、温泉施設などに全量販売。RDF 化しない生ごみは各自治体が堆肥化等の処理を実施。
香川県三豊市	可燃ごみについて、民間委託先の施設にてトンネルコンポスト方式で処理。トンネルコンポスト方式により生ごみ、紙類、紙おむつ等の混合ごみを処理可能であり、ごみ乾燥後に不適物の選別を行い、固形燃料原料として固形燃料製造工場へ販売。

③ 炭化処理

長野県西海市	家庭系、事業系ごみ及び下水処理施設からの搬出物（下水汚泥、し尿、集落排水汚泥、し渣）を炭化処理し、炭化燃料を製造。製造された炭化燃料は、主に石炭混焼用燃料として発電利用され、課題となる塩素含有量は、温水洗浄などで脱塩し低減を図っている。
--------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

④ 堆肥化処理

栃木県野木町	家庭系生ごみの分別収集、資源化に取り組み、資源化施設で生ごみ及び周辺自治体から集められた剪定枝の一部を堆肥化。
--------	---------------------------------------------------------

⁷ 生物資源（bio）の量（mass）を表す概念であり、再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたものを指す。

5.4 廃棄物処理技術の動向

「廃棄物処理施設整備計画」(令和5年閣議決定)より、近年の廃棄物処理技術の動向としては、資源循環の推進を目的として、必要に応じたデジタル技術の活用により、選別システムや再資源化技術の高度化・効率化を図り、分散型の資源回収拠点等を整備することや、施設の大規模化が難しい地域においても地域の特性に応じた効果的なエネルギー回収技術の導入等の取組を促進することが求められています。

デジタル技術としては、業務の効率化にあたり、AI⁸・IoT⁹を活用した収集運搬ルート of 効率化を図るためのシステム構築や拠点一括集約回収ボックス方式等による収集運搬と中間処理の効率化の導入検討等が進められており、今後、必要に応じたAI・IoTの先端技術の導入の促進が求められます。

近年では、生ごみ等を分別収集する湿式のメタンガス化施設に加え、可燃ごみとして収集し機械選別する乾式のメタンガス化施設と廃棄物焼却施設とを併設したコンバインド(ハイブリッド)方式の施設等も整備されています。

また、廃棄物の排出から最終処分に至るまでの一連の工程を通じて、地域全体でエネルギー消費量の低減及び温室効果ガス排出量の削減や、温室効果ガス排出削減等指針や建築分野におけるZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)¹⁰関連技術等も踏まえ、温室効果ガス排出対策を講じる必要があります。

⁸ Artificial Intelligence(人工知能)の略称。

⁹ Internet of Thingsの略で、「モノのインターネット」と呼ばれる。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出す。

¹⁰ 快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことを示す。

第6章 ごみ排出量の将来予測との比較

計画策定時のごみ排出量の将来予測（現状のまま推移した場合）と実際の推移との比較を行いました。セメント原料化等除く資源化率については、令和6年度時点で中間目標未達となっており、縮小傾向にあるため、現状のまま推移した場合の今後の推移を再予測します。

(1) ごみ総排出量

計画策定時のごみ総排出量の将来予測と実際の推移を図 6-1 に示します。

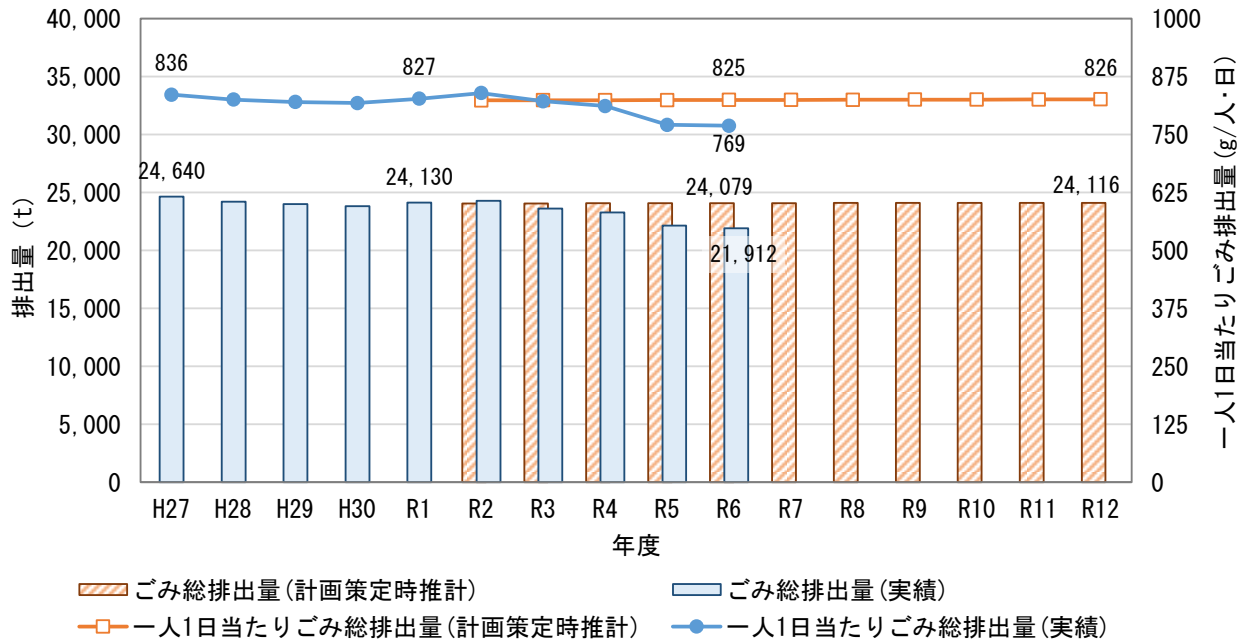


図 6-1 ごみ総排出量の将来予測と実際の推移

(2) 家庭系ごみ排出量

計画策定時の家庭系ごみ排出量の将来予測と実際の推移を図 6-2 に示します。

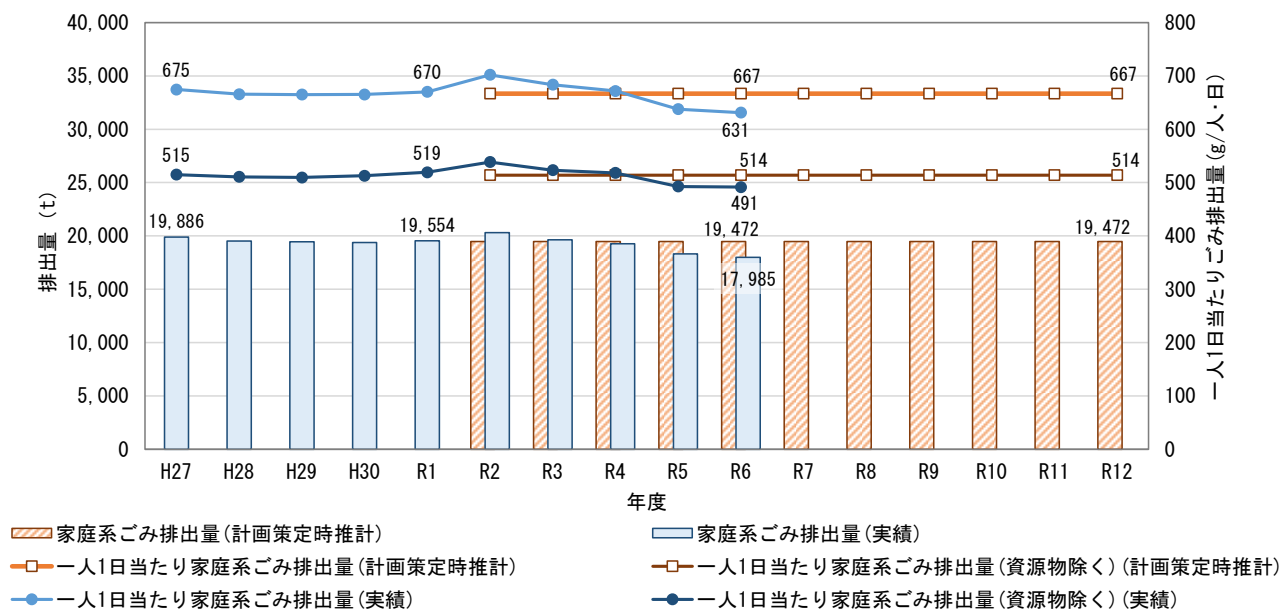


図 6-2 家庭系ごみ排出量の将来予測と実際の推移

(3) 事業系ごみ排出量

計画策定時の事業系ごみ排出量の将来予測と実際の推移を図 6-3 に示します。

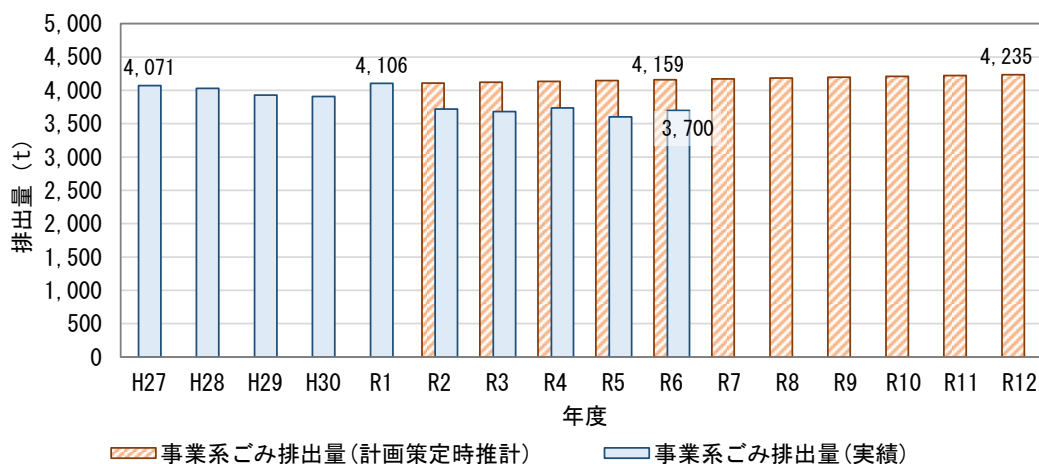


図 6-3 事業系ごみ排出量の将来予測と実際の推移

(4) 資源化率

① 計画策定時における将来予測と実際の推移

計画策定時の資源化率（セメント原料化等除く）の将来予測と実際の推移を図 6-4 に示します。

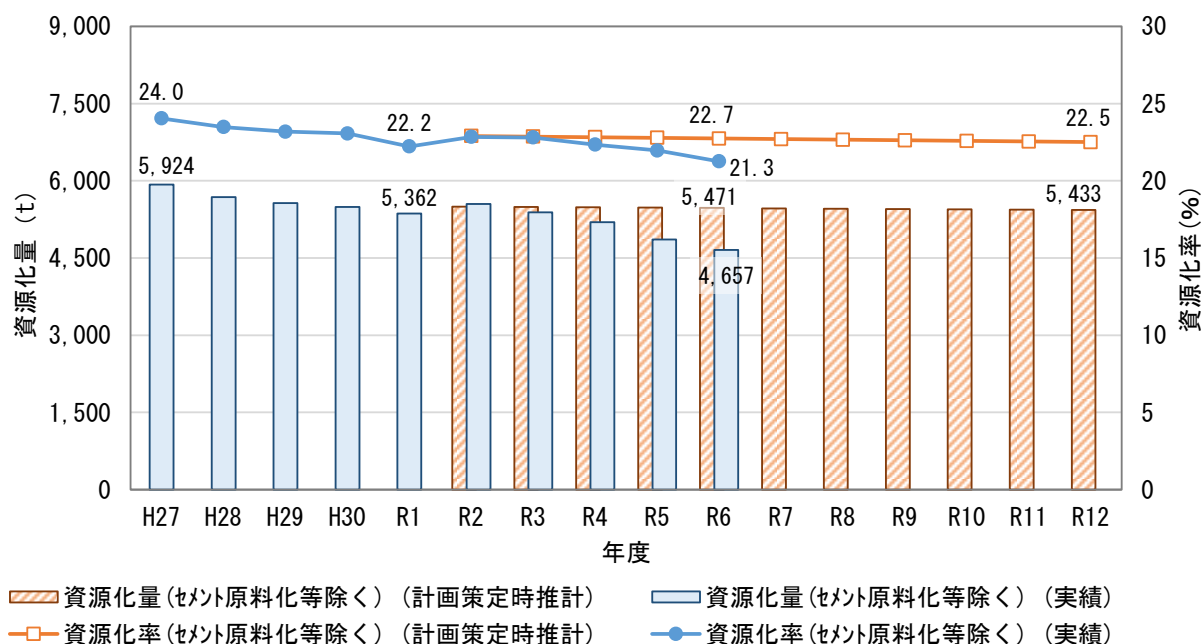
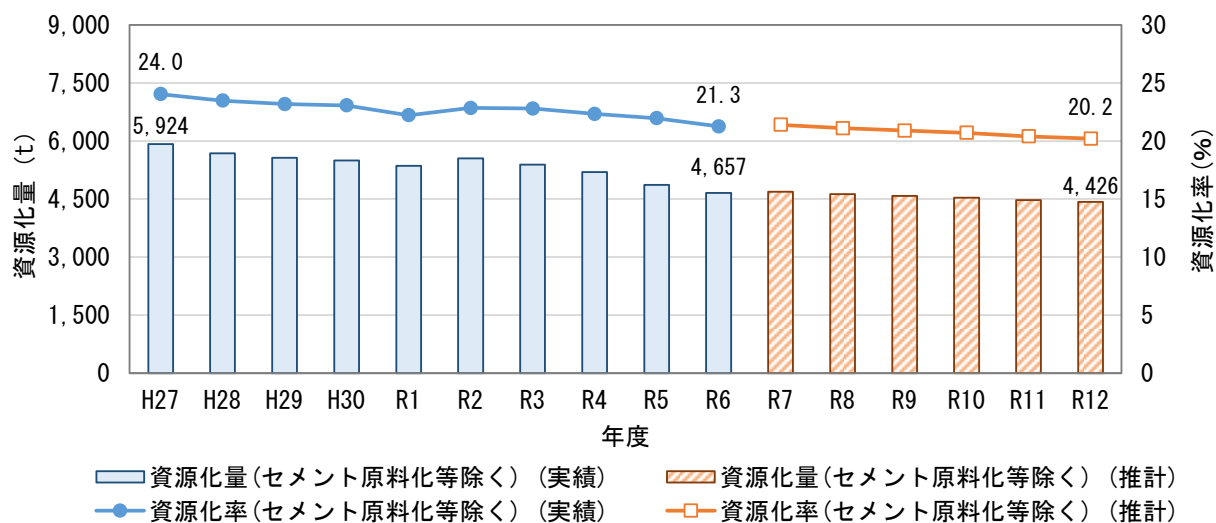


図 6-4 資源化率（セメント原料化等除く）の将来予測と実際の推移

② 現状のまま推移した場合の将来予測【再予測】

再予測した現状のまま推移した場合の資源化率（セメント原料化等除く）の推移を図 6-5 に示します。

現状のまま推移した場合の資源化率（セメント原料化等除く）は令和 6 年度の 21.3%に対し、計画目標年度の令和 12 年度で 20.2%となり、微減傾向で推移するものと予測しました。



※推計にあたっては、過去 10 年間の資源化率の実績を直線近似し、近似式より計画目標年度までの資源化率を推計、令和 7 年度以降のごみ総排出量は 21,912t（令和 6 年度実績相当）と仮定し、資源化量を算定した。

図 6-5 資源化率（セメント原料化等除く）の将来予測（現状のまま推移した場合）【再予測】

第7章 ごみ処理基本計画

7.1 基本理念 ★

本市の目指す環境像「水と緑と共にみらい輝くまち はんのう」を実現するため、本計画における基本理念を引き続き次のとおり設定します。

基本理念

3Rを優先した循環型社会の形成
～ごみ減量 誰かじゃなくて、私から～

7.2 基本方針 ★

本計画の基本理念である「3Rを優先した循環型社会の形成～ごみ減量 誰かじゃなくて、私から～」に基づいて、次の5つの基本方針に基づき、各種施策を継続して推進していきます。

基本方針1：循環型社会形成に向けたごみ減量及び資源化の推進

本市が誇る豊かで美しい緑と清流との共生を図り、かけがえのない環境を保全して将来の世代に引き継いでいくためにも、ごみ減量及び資源化の取組を推進することで環境への負荷を低減し、持続的な発展を可能とする循環型社会の実現を目指します。

基本方針2：住民サービスの向上を目指した収集運搬体制の構築

高齢化の進展や世帯数の増加などの社会情勢の変化を見据え、ごみを排出する市民の目線に立った収集運搬体制を構築することで、住民サービスの向上を目指します。

基本方針3：安全・安心を確保するとともに経済性にも配慮したごみ処理の推進

飯能市クリーンセンターにおいては、本市のごみ処理における中核的な役割を担う施設として、周辺環境に配慮した運転管理や予防保全による適切な維持管理に努めることで安全・安心を確保したごみ処理を推進するとともに、ごみの焼却に伴う熱エネルギーを有効利用することにより経済性にも配慮した効率的な運営を実現します。

基本方針4：不法投棄の削減

本市は、山間部が市域の大半を占めており、豊かな自然環境に恵まれています。その地理的特性から廃棄物の不法投棄が依然として絶えません。本市の財産である美しい緑と清流を守るためにも、不法投棄されにくい環境づくりに向けた施策を強化していきます。

基本方針5：市民・事業者・行政による協働での取組

市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たすと同時に、三者が一体となり相互に協力し合うことで、市全体として循環型社会の形成に向けた取組を推進していきます。

7.3 計画の目標 ★

本計画におけるごみの減量化及び資源化に係る定量的目標について、表 4-6 計画策定時における数値目標達成状況の評価(p.40 参照)及び 第6章 ごみ排出量の将来予測との比較を踏まえ、以下のとおりとします。

(1) 一人1日当たり家庭系ごみ排出量(資源物除く)

一人1日当たり家庭系ごみ排出量(資源物除く)の目標値は、令和元年度の519g/人・日に対して、令和6年度において491g/人・日と令和12年度における計画目標(500g/人・日)を既に達成していますが、社会情勢や過去の推移を考慮し、現行の施策を継続して実施し、現状を維持することを目標とします。

令和12年度における計画目標値は引き続き500g/人・日とします。

目標値①	一人1日当たり家庭系ごみ排出量(資源物除く)	
	令和12年度 (計画目標年度)	500g/人・日(令和元年度から約20g減)

(2) 事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量の目標値は、令和元年度の約4,100tに対して、令和6年度において3,700tと令和12年度における計画目標(3,800t)を既に達成していますが、(1)と同様、社会情勢や過去の推移を考慮し、現行の施策を継続して実施し、現状を維持することを目標とします。

令和12年度における計画目標値は引き続き3,800tとします。

目標値②	事業系ごみ排出量	
	令和12年度 (計画目標年度)	3,800t/年(令和元年度から約8%減)

(3) 資源化率(セメント原料化を除く)

セメント原料化等を除く資源化率は、令和元年度の22.2%に対して令和6年度で21.3%と低下していますが、施策のさらなる促進を図るものとして、計画目標年度の令和12年度における目標値については引き続き24.0%とします。

目標値③	資源化率(セメント原料化等除く)	
	令和12年度 (計画目標年度)	24.0%(令和元年度から1.8ポイント増)

7.4 目標を達成した場合のごみ排出量の将来予測

(1) 将来人口推計

本計画策定時には、第5次飯能市総合振興計画において、令和7年度の目標人口として掲げていた80,000人を将来人口として用いていましたが、市の最新の人口推計を用いて計画期間の推計人口を見直します。

① 市の人口推計

本市における令和7年6月時点での最新の将来人口の推計について表7-1に示します。

表7-1 本市の将来の推計人口

(単位：人)

年	昭和60年 (1985)	平成2年 (1990)	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)
総人口	69,109	75,794	83,278	85,886	84,860	83,549	81,672	80,361	—	—	—
推計人口	—	—	—	—	—	—	—	80,361	78,885	76,263	73,216

参考：市資料

② 目標年度までの各年の人口推計

表7-1に示す5年ごとの本市推計人口から、多項式近似により、目標年度（令和12年度）までの各年における推計人口の補完を行いました。目標年度までの推計人口を表7-2に示します。以下の推計人口を用いて、一人1日当たり排出量から各排出量を算出します。

なお、令和7年及び令和12年の推計人口においては、表7-1に示す本市推計人口を採用しています。

表7-2 目標年度までの推計人口（令和7年～令和12年）

(単位：人)

	R7	R8	R9	R10	R11	R12
推計人口	78,885	78,359	77,909	77,428	76,915	76,263

(2) ごみ総排出量（目標を達成した場合）

目標を達成した場合のごみ総排出量の推移を図 7-1 に示します。目標を達成した場合のごみ総排出量は、令和元年度の 24,130 t に対し、計画目標年度の令和 12 年度で 21,418 t となります。

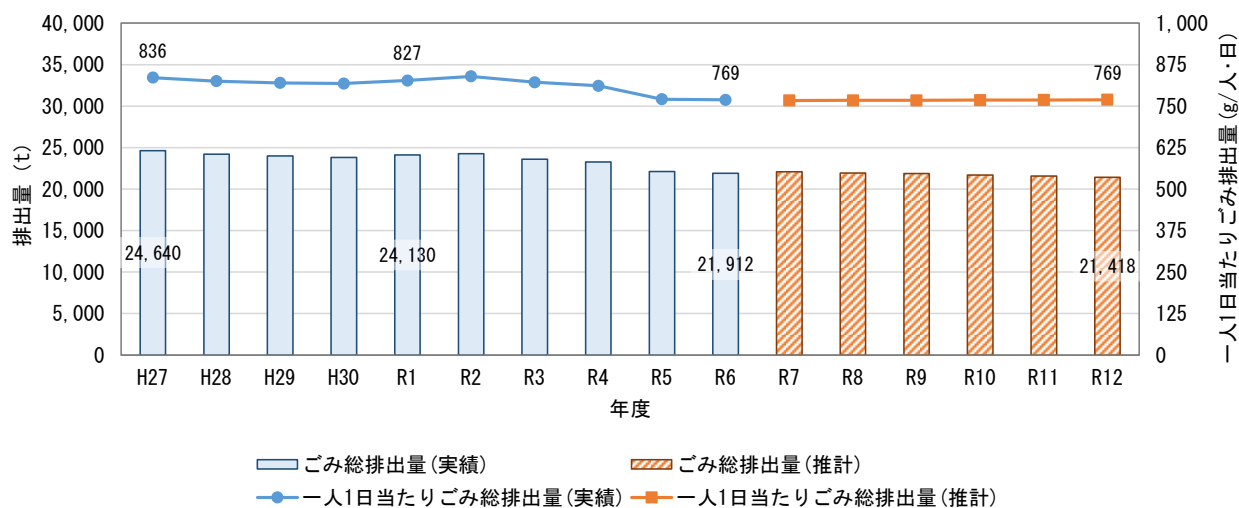


図 7-1 ごみ総排出量将来予測（目標を達成した場合）

(3) 目標①：家庭系ごみ排出量

目標を達成した場合の家庭系ごみ排出量の推移を図 7-2 に示します。目標を達成した場合の家庭系ごみ排出量は、令和元年度の 19,554 t に対し、一人 1 日当たり家庭系ごみ排出量を 491g/人・日で維持できるものとして、計画目標年度の令和 12 年度で 17,570 t となります。

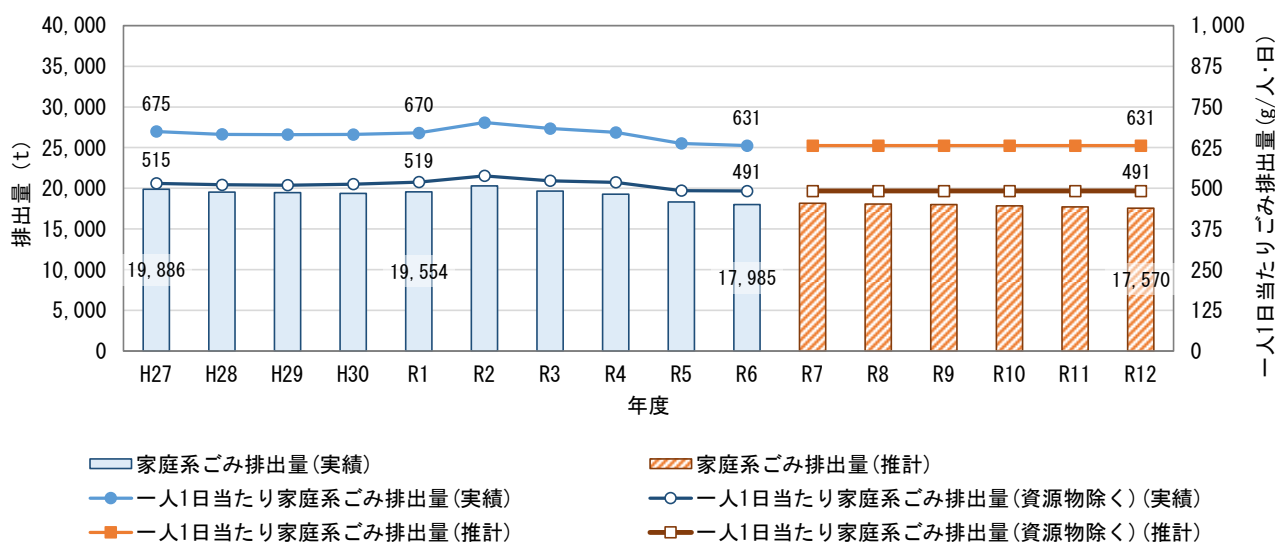


図 7-2 家庭系ごみ排出量の将来予測（目標を達成した場合）

(4) 目標②：事業系ごみ排出量

目標を達成した場合の事業系ごみ排出量の推移を図 7-3に示します。目標を達成した場合の事業系ごみ排出量は、令和元年度の4,106 tに対し、事業系ごみ排出量を維持できるものとして、計画目標年度の令和12年度で3,700 tとなります。

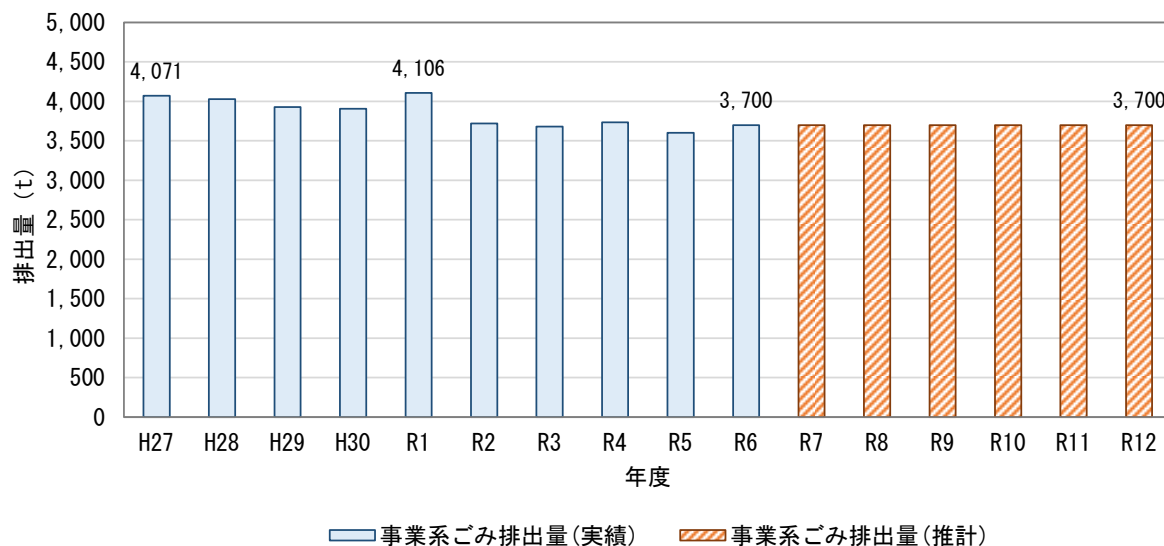


図 7-3 事業系ごみ排出量の将来予測（目標を達成した場合）

(5) 目標③：資源化率

目標を達成した場合の資源化率（セメント原料化等除く）の推移を図 7-4に示します。目標を達成した場合の資源化率は、令和元年度の22.2%に対し、計画目標年度の令和12年度で24.0%となります。

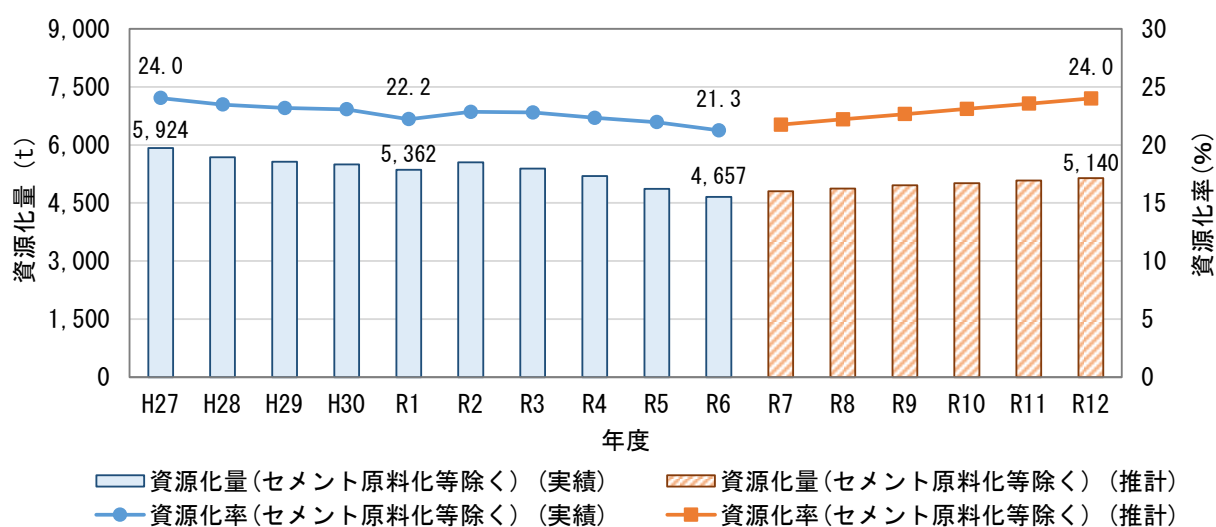


図 7-4 資源化率（セメント原料化等除く）の将来予測（目標を達成した場合）

7.5 協働によるごみ減量及び適正処理の推進 ★

(1) 基本的な考え方

ごみの減量及び適正処理を促進するに当たっては、次の考え方を基本とし、市民、事業者及び行政が適切な役割分担の下でそれぞれの取組を積極的に行うことが必要となります。

- ①できる限りごみの排出を抑制すること。
- ②ごみとなったものについては、環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行うこと。
- ③こうした排出抑制及び適正な循環的利用を徹底した上で、なお適正な循環的利用が行われないものについては、適正な処分を確保すること。

(2) 市民の役割

ごみの排出抑制を図るため、大量消費型のライフスタイルから適度な消費でも充足感が得られるような生活を実感できるよう価値観の転換を促進することが重要です。

商品を購入するときは、不要なものを買わない・断る、容器包装の少ない商品（詰め替え用商品）や繰り返し使用することのできる商品、耐久性に優れた商品を購入することや、リサイクル品などを積極的に選択するグリーン購入に努めることが重要です。また、購入した商品の使用に当たっては、ものを大切に使用し、できる限り長期間使用することが大切です。

食品の購入に当たっては、賞味期限に関する正しい理解を深める、適量の購入等により食品ロスを削減するための購買行動に努めましょう。また、購入した食品の調理や消費に当たっては、食べ切りや使い切り、生ごみの水切りの徹底に努めるとともに、生ごみ処理器はんのうキエーロの利用によってごみの減量化に取り組むことが重要です。

また、外食時には無理なく食べきれぬ量を注文すること、宴会では最後に料理をしっかりと食べる時間を設けることで食品ロス削減に努めましょう。

使用後の紙類、空き缶、空きびんなどの資源物は、地域の集団資源回収を利用したり、店頭回収を行っている容器包装は、店頭を通じてリサイクルルートに戻すことにより、ごみとしての排出を抑えることが可能です。

このほか、不要となった衣類や家具などを友人や知人に譲ったり、フリーマーケットやオークション、市と連携しているオンラインのリユースプラットフォーム「おいくら」などを積極的に利用して再使用につなげましょう。

可燃ごみとして排出しているごみの中には、紙類やプラスチックなど資源として再利用できるものが多く含まれています。引き続き、分別排出の徹底を図り、再資源化に取り組むことが大切です。

高齢等を理由に集積所へのごみ出しが難しい近隣住民に対して、無理のない範囲で手伝ったり、地域組織による支え合い活動等によるごみ出し支援に可能な範囲で参加しましょう。

(3) 事業者の役割

市内の事業者は、自らが環境への負荷ができるだけ少ない部品や製品を購入するとともに、環境負荷の少ない製品又はサービスを購入者に提供し、グリーン購入に努めることが重要です。

市内の小売店等は、商品の販売に当たり過剰な容器包装を抑制し、白色トレイなどの回収に努めましょう。

食品小売業においては、売れ残りを減らす仕入れの工夫や、消費期限が近づいている商品の値引き販売などを行い、食品が廃棄物とならないよう販売方法を工夫することが大切です。

また、外食産業においては、メニューや盛り付けの工夫などを通じて、食べ残しの削減に積極的に取り組むことで食品ロスを減らしましょう。

事業系一般廃棄物を排出する事業者は、自らの極力ごみにしない工夫により、ものの再利用や再使用、あるいは資源化を促進し、排出抑制を図りましょう。また、併せ産廃については、自ら適正に処理することに努め、産業廃棄物処理業者への処理委託に努めましょう。

(4) 行政の役割

本市は、ごみの減量化や資源化を促進するためにこれまで行ってきた「出前講座」、「施設見学会」、「市ホームページ上での情報提供」、「図書館連携展示」などを引続き実施することによって、市民の自主的な取組を促進します。また、事業系ごみの排出抑制を進めるため、特に多量排出事業者に対する情報提供や指導を図っていきます。

その他、「マイバッグ利用促進（レジ袋の削減）運動」、「リユース品販売会」、「食品ロス削減事業」、「リユース促進事業」などに取り組んでいきます。

また、ごみ処理施設においては適正な維持管理を行い、効率的かつ安定した運転管理による発電と節電を実施します。

なお、家庭ごみの有料化については、ごみの減量状況等を踏まえて、引き続き検討していきます。

コラム 「3R」とは

「3R」は、ごみを限りなく減らすことでごみの焼却や埋め立て処理による環境への負担をできるだけ少なくし、さらに、限りある地球の資源の使用を減らすために、資源を有効に繰り返し使う社会（これを「循環型社会」と言います。）を実現するための、重要なキーワードです。

3
R

Reduce : リデュース ごみの発生、資源の消費をもとから減らすこと

Reuse : リユース くり返し使うこと

Recycle : リサイクル 資源として再び利用すること



「リデュース」、「リユース」、「リサイクル」、どれも重要な行動ですが、特に、ごみの発生、資源の消費をもとから減らすリデュースが最も重要な行動です。

まずは、「ごみになるものを買わない、もらわない」「長く使える製品を買う」行動を心がけましょう。

7.6 目標に対する施策

(1) ごみの排出抑制のための施策 ★

ごみの排出抑制を促進するため、次に示す施策を実施します。また、施策体系を図 7-5に示します。

該当する 基本方針	基本方針 1：循環型社会形成に向けたごみ減量及び資源化の推進
	基本方針 5：市民・事業者・行政による協働での取組

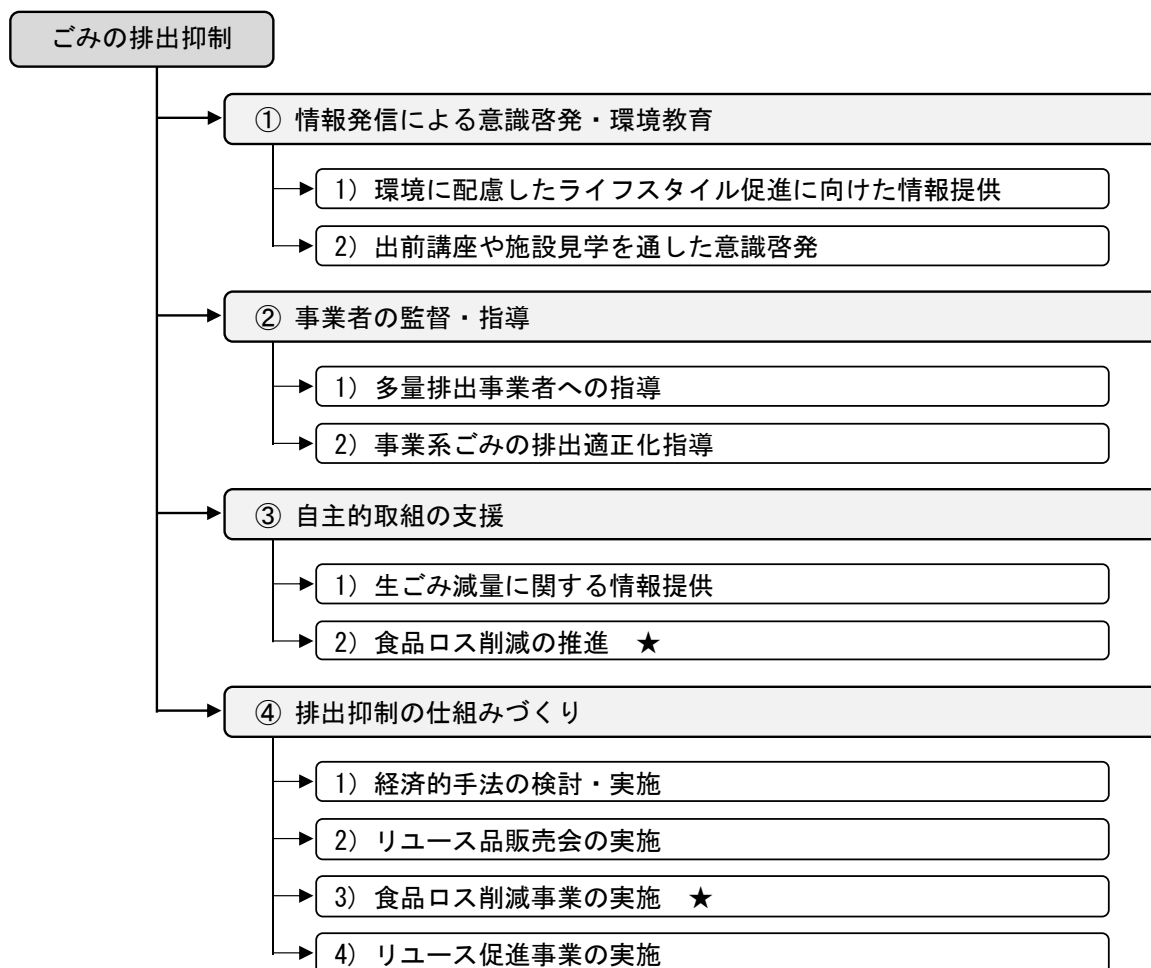


図 7-5 ごみの排出抑制のための施策体系

① 情報発信による意識啓発・環境教育

1) 環境に配慮したライフスタイル促進に向けた情報提供

環境に配慮したライフスタイルを促進するため、本市が取り組んでいるごみ減量のための施策や市民が行うごみの排出抑制等の取組について、広報紙、ホームページや SNS などの多様な手段を用いて、若年層から高齢者まで幅広く情報提供を行います。

2) 出前講座や施設見学を通じた意識啓発

「出前講座」、「施設見学会」、「図書館連携展示」などのイベントを継続して実施し、積極的に市民がごみ減量やリサイクルについて考える機会を創出することにより、意識啓発を行っていきます。また、児童が環境問題を考えるきっかけとするとともに地球環境を大切に思う心を醸成します。

② 事業者の監督・指導

1) 多量排出事業者への指導

各事業者に対しては、引き続き、ごみ減量の取組に努めるよう監督・指導していきます。

2) 事業系ごみの排出適正化指導

事業系ごみの減量や適正排出に向けて、正しい分別方法などを示した事業者向けパンフレットを配布し、広く周知するとともに、必要に応じて内容を更新していきます。

③ 自主的取組の支援

1) 生ごみ減量に関する情報提供

生ごみについては、十分に水切りをすることで、ごみ減量につながるだけでなく焼却処理の効率も向上します。このような生ごみの水切りの効果とともに、水切り道具の作り方など市民の自主的な取組を支援するための情報もあわせて紹介し、市民への働きかけを行います。

また、生ごみ処理器はんのうキエーロについて、当該システムの情報提供を行い、普及促進を図ります。

2) 食品ロス削減の推進 ★

ごみ減量に向けて食品ロスのさらなる削減を推進するため、食品購入時や食品の調理や消費にあたっての家庭でできる食品ロス削減の取組の情報提供を行い、市民への働きかけを行います。また、食べきりタイムの呼びかけを引き続き継続していきます。

また、企業においても、消費期限前に商品棚から商品を撤去・廃棄する等の商習慣の見直し等を含めた取組事例について情報提供を行い、食品ロス削減の推進を図ります。

④ 排出抑制の仕組みづくり

1) 経済的手法の検討・実施

一般ごみの有料化の効果としては、市民のごみ減量及び分別徹底に対する意識が向上するため、ごみ減量や資源化の促進が期待されます。今後のごみ排出量の推移や他のごみ減量・資源化施策の効果を踏まえた上で、近隣自治体の動向も注視しながら、一般ごみの有料化などの経済的手法の導入を引き続き検討していきます。

2) リユース品販売会の実施

これまでも実施してきた「リユース品販売会」を引き続き実施することで、ものを大事に長く使う生活を推進していきます。

3) 食品ロス削減事業の実施 ★

令和3年10月に開始した「食品ロス削減事業」を引き続き実施し、フードドライブ¹¹やフードバンク¹²の活動を通じて、まだ食べられる食品を廃棄せず、必要としている団体等へ提供する取組を推進していきます。また、定期的に食品ロス分析調査を実施し、本市の食品ロスの現状を把握することで、効率的な食品ロス量の削減に向けた施策を検討していきます。

4) リユース促進事業の実施

令和5年4月に開始した「リユース事業者への引渡し」を引き続き実施し、ごみ排出量の減量化を推進していきます。また、同年5月に開始した「おいくらとの連携」について引き続き実施することで、不用品をごみとせず、持ち主を変えて長く使い続ける取組を推進していきます。

コラム 「食品ロス」の削減

「食品ロス」とは、まだ食べられるのに捨てられている食べ物のことです。日本全体では、年間464万t（農林水産省推計値）も発生しており、国民1人あたりで考えると、1日に約102g、年間で約37kgの食品を捨てている計算となります。



〔約102g/人・日
=ごはん茶碗1杯分程〕

食品ロスを削減することで、ごみの排出量が減り、ごみ処理にかかるコスト削減や温室効果ガスの排出抑制の効果があるほか、必要としている人に食品を行き渡らせることが可能となります。

～ 食品ロス削減に向けた具体的な取り組み ～

家庭における取組

買物

- ・事前に冷蔵庫の中の食材と期限をチェック
- ・使い切ることでできる量を買う
- ・期限表示を知って賢く買う

料理

- ・傷みやすい食品は、早めに使い切る
- ・食材の保存方法を見直して、長持ちさせる
- ・野菜の茎や皮等を無駄なく使って料理を工夫する

食事

- ・作ってくれた方に感謝して、残さず食べる
- ・食べきれなかった料理は、保存して早めに食べる
- ・テイクアウトや外食では食べきれぬ量を注文する

事業者における取組

業者共通

- ・食品ロスの削減に向け、賞味期限の年月表示化の取組、納品期限の緩和（いわゆる「3分の1ルール」の見直し）等の商慣習の見直しを行う

製造

- ・賞味期限延長・年月表示化を行う

卸・小売業

- ・小容量販売やバラ売りで必要量の購入を可能にする

外食産業

- ・食べきり運動の呼びかけを行う
- ・食べ残しの持ち帰りをできるようにする

¹¹ 家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている地域のフードバンク等の生活困窮者支援団体、子ども食堂、福祉施設等に寄附する活動のこと。

¹² 食品企業の製造工程で発生する規格外品などを引き取り、食品を必要としている福祉施設等へ無償で提供する団体のこと。

(2) ごみの資源化のための施策

ごみの資源化を促進するため、次に示す施策を実施します。また、施策体系を図 7-6 に示します。

該当する 基本方針	基本方針 1：循環型社会形成に向けたごみ減量及び資源化の推進
	基本方針 5：市民・事業者・行政による協働での取組

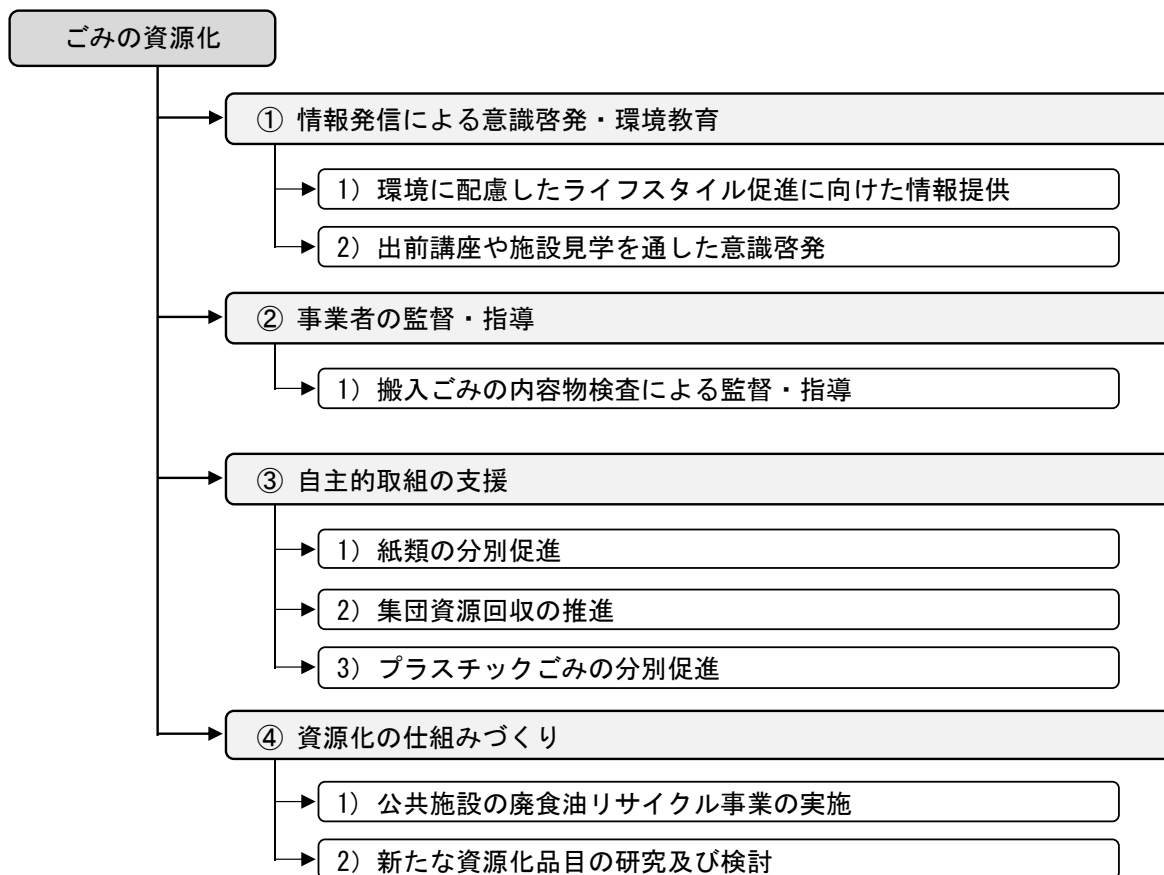


図 7-6 ごみの資源化のための施策体系

① 情報発信による意識啓発・環境教育

1) 環境に配慮したライフスタイル促進に向けた情報提供

環境に配慮したライフスタイルを促進するため、市が取り組んでいるごみの資源化のための施策や市民が行うごみの分別等の環境に配慮した取組について、広報紙、ホームページや SNS などの多様な手段を用いて、若年層から高齢者まで幅広く情報提供を行います。

2) 出前講座や施設見学を通した意識啓発

「出前講座」、「施設見学会」、「図書館連携展示」などのイベントを継続して実施し、積極的な情報提供、環境教育等を行うことにより一層の資源化推進に対する意識を醸成します。

② 事業者の監督・指導

1) 搬入ごみの内容物検査による監督・指導

事業系ごみ搬入業者に対して抜き打ちによる内容物検査を実施し、紙類等の資源物が多く含まれる場合は分別の徹底を指導します。特に悪質な場合には許可の取り消し等の措置を検討します。

③ 自主的取組の支援

1) 紙類の分別促進

家庭から排出される可燃ごみの中には、資源として再利用することが可能な紙類が多く含まれています。近年のペーパーレス化に伴って紙類の使用量は減少傾向にあると考えられますが、それでもごみとして排出される紙類については、正しく分別して資源として再利用することが重要です。そのためには、市民の適正な分別を促進する必要があることから、紙類の正しい分別方法を SNS などの多様な手段を用いて継続して発信し、市民の分別への取組を支援します。

2) 集団資源回収の推進

地域の団体による資源物の回収活動を推進します。

3) プラスチックごみの分別促進

プラスチックは、非常に便利な素材で生活に欠かせないものとなっていますが、近年では海洋プラスチックごみ問題などが世界的な課題となっています。

プラスチックの過剰な使用を抑制することが最も重要ですが、ごみとなったプラスチックについては、市民が適切に分別できるように、ごみ分別事典などを通して分別方法を分かりやすく周知していきます。

④ 資源化の仕組みづくり

1) 公共施設の廃食油リサイクル事業の実施

令和 6 年 10 月に開始した 4 市（本市及び狭山市、入間市、日高市）及び民間事業者連携の「公共施設の廃食油リサイクル事業」を引き続き実施し、廃食油を資源化（ディーゼル燃料化）するとともに、資源化後のディーゼル燃料を公用車両などに使用することを検討し、地域の地産地消による循環型社会形成を目指していきます。

2) 新たな資源化品目の研究及び検討

資源化率の向上を目指し、現在、可燃ごみとして収集している、ちゅう芥類、木片・小枝・葉、廃食用油や紙おむつ等について、資源化方法や効果など研究し、近隣自治体の動向を踏まえ、資源化の可能性を検討していきます。

(3) 収集運搬計画

住民サービスの向上を目指した収集運搬体制を構築するため、次に示す施策を実施します。また、施策体系を図 7-7 に示します。

該当する 基本方針	基本方針 2：住民サービスの向上を目指した収集運搬体制の構築
	基本方針 5：市民・事業者・行政による協働での取組

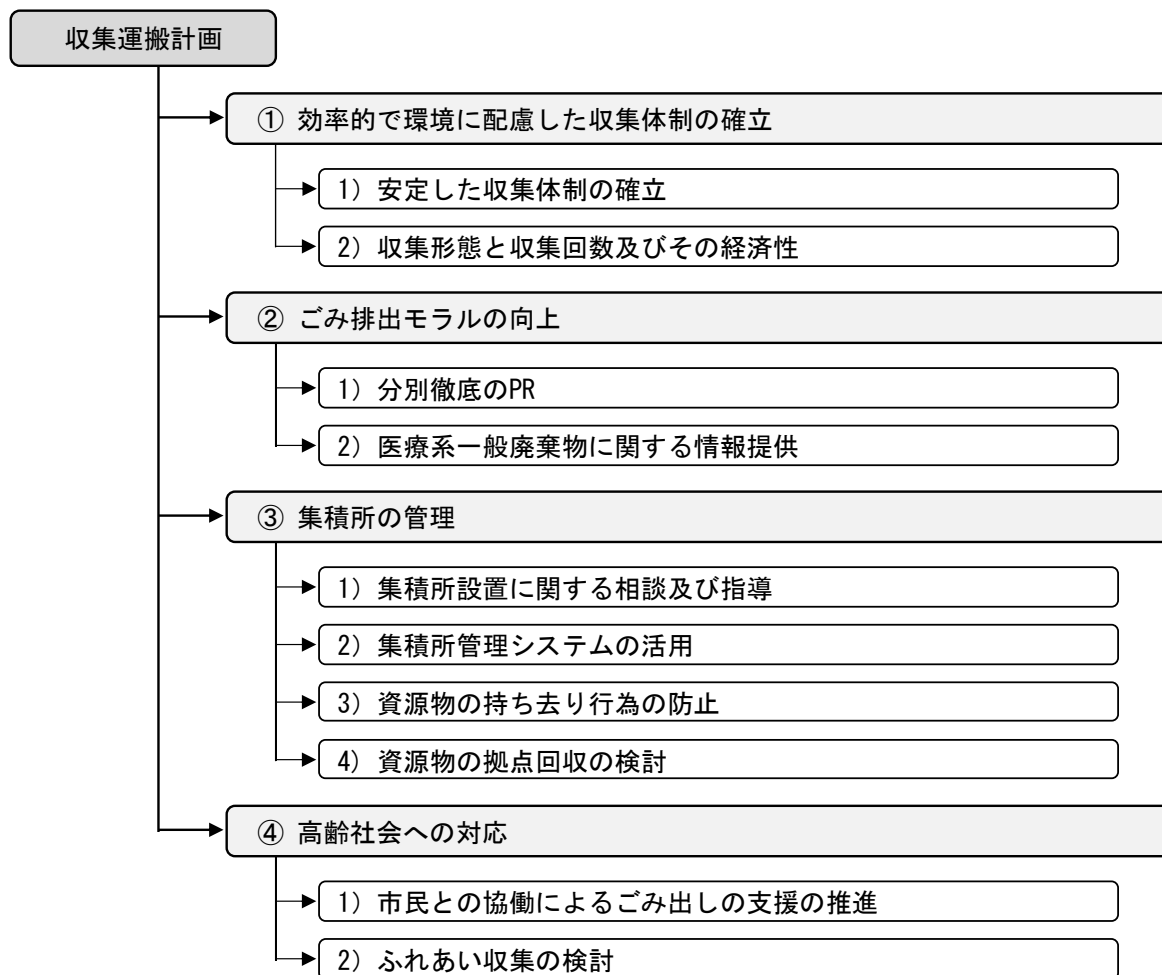


図 7-7 収集運搬計画の施策体系

① 効率的で環境に配慮した収集体制の確立

1) 安定した収集体制の確立

収集体制に関しては、直営での収集・運搬には車両等機材や人材の確保等の問題があるため、現行どおり、民間委託による体制とします。委託業者の選定については、車両管理システムの導入を収集業者と契約する際の条件とするなど、効率的な収集運搬による環境負荷の低減が可能な事業者とします。



写真 7-1 ごみ収集の様子

2) 収集形態と収集回数及びその経済性

収集形態は、国の法改正など特段の事情が生じない限り、現行と同様の 10 種 16 分別を基本とします。ただし、収集・運搬回数の増加に伴う環境負荷や住民サービスの向上及び経済的効率性を考慮し、それらが最適となるような収集形態・収集回数を引き続き検討します。

② ごみ排出モラルの向上

1) 分別徹底の PR

家庭ごみの分別や出し方、処理困難物の出し方に関して、広報紙やホームページなどを活用し、分別・適正排出の徹底を周知します。また、外国人住民向けにごみの分別、収集情報などを多言語で確認できるように情報提供を行います。特にリチウムイオン電池を含む二次電池については、近年の火災事故等の現状を踏まえ、重点的に適正排出に関する周知を行います。

2) 医療系一般廃棄物に関する情報提供

在宅医療で発生する医療系一般廃棄物については、現在、本市への事前連絡を条件として集積所に排出することが可能となっています。また、飯能市クリーンセンターにおいても直接持込を受け入れています。ただし、適切に収集・処分する必要があることから、診察を受けている医療機関へ返却したり、専門の処理業者へ引き渡すようホームページなどで情報提供をしていきます。

③ 集積所の管理

1) 集積所設置に関する相談及び指導

集積所の設置に関する相談や指導を行います。また、必要に応じて自治会と連携及び情報共有を行ったり、ラミネート看板などを活用し、集積所に関するルールの情報提供を行います。

2) 集積所管理システムの活用

地図システムと連動した集積所管理システムを活用し、収集漏れや市民からの問い合わせに対して迅速に対応していきます。

3) 資源物の持ち去り行為の防止

資源物の持ち去り行為防止策として、パトロールを継続するとともに、意思表示紙の利用により、持ち去り行為の抑止力の向上を図ります。また、警察や自治会とも連携して持ち去り行為の防止に努めます。

4) 資源物の拠点回収の検討

住民が一定の時間内にいつでもごみ出しができるような、多品目の資源物回収拠点の整備について検討します。

④ 高齢社会への対応

1) 市民との協働によるごみ出しの支援の推進

ここ数年、地域の元気な高齢者等が支援を必要とする高齢者等を無理なく支える「住民による支え合い活動」の取組が市内の多くの地区で始まっています。この活動のメニューの一つとして行う「ごみ出し支援」の利用を促進することとし、福祉部門や社会福祉協議会等との連携による活動支援を行います。

2) ふれあい収集の検討

本市では、全国平均よりも高齢化が進んでいて、単身の高齢者も増加している状況であり、今後は集積所までのごみ排出が困難な市民が増加することが予想されます。

集積所へのごみの排出が困難な高齢者等に対しては、ふれあい収集などの実施について検討を行います。なお、ふれあい収集の検討に当たっては、市域が広く山間部が多くを占めるという本市の地理的特性を考慮すると、特に人員や収集体制の確保、支援対象者の設定が検討課題になると想定されます。住民サービスの向上に向けて、福祉部門との連携を図りながら、本市の実情に見合ったふれあい収集の方法を検討していきます。

(4) 中間処理計画

安全で効率的な中間処理体制を構築するため、次に示す施策を実施します。また、施策体系を図7-8に示します。

該当する	基本方針 3：安全・安心を確保するとともに経済性にも配慮したごみ処理の推進
基本方針	基本方針 5：市民・事業者・行政による協働での取組

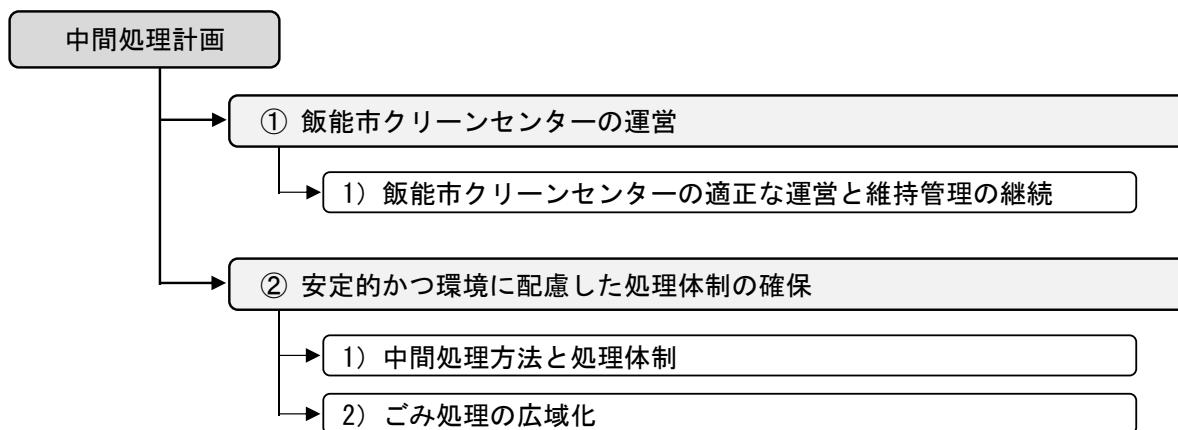


図 7-8 中間処理計画の施策体系

① 飯能市クリーンセンターの運営

1) 飯能市クリーンセンターの適正な運営と維持管理の継続

飯能市クリーンセンターは、平成 29 年 12 月から稼働を開始し、これまで安定した稼働を続けています。本市のごみ処理における中核的な役割を果たす施設として、今後も適正な運営と維持管理を継続し、安定した公衆衛生・生活環境の保持に努めるとともに、ごみの焼却エネルギーを利用して安定した発電を行い、地球温暖化対策にも貢献していきます。

② 安定的かつ環境に配慮した処理体制の確保

1) 中間処理方法と処理体制

中間処理方法と処理体制は、表 7-3 に示す現行の体制を継続していきます。ただし、今後の廃棄物に係る社会的な動向を踏まえて、引き続き、処分に適した中間処理方法を検討します。

表 7-3 中間処理方法と処理体制

品目	中間処理方法	処理体制
可燃ごみ	焼却	市(運転は委託)
不燃ごみ	破碎選別	市(運転は委託)
粗大ごみ	破碎選別	市(運転は委託)
有害ごみ	選別	市(運転は委託)
びん(飲料・食品用)	選別	市(運転は委託)
飲料缶	選別圧縮	市(運転は委託)
紙類	選別圧縮	委託
布類	選別圧縮	委託
ペットボトル	選別圧縮	委託
プラスチック類	選別圧縮	委託

2) ごみ処理の広域化

ごみの広域処理に関し、近隣市と事務レベルでの研究を継続し、将来のその可能性について検討していきます。

(5) 最終処分計画

安全で効率的な最終処分体制を構築するため、次に示す施策を実施します。また、施策体系を図7-9に示します。

該当する 基本方針	基本方針 3：安全・安心を確保するとともに経済性にも配慮したごみ処理の推進
	基本方針 5：市民・事業者・行政による協働での取組

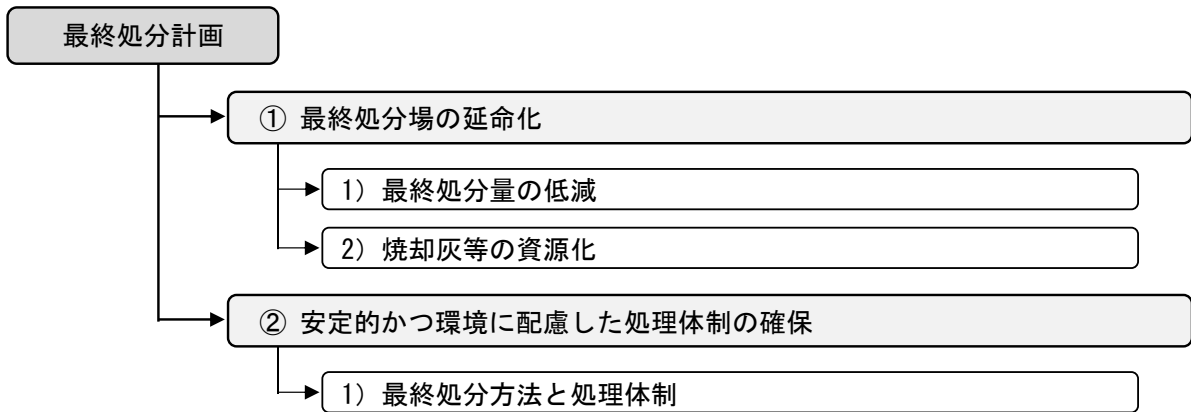


図 7-9 最終処分計画の施策体系

① 最終処分場の延命化

1) 最終処分量の低減

飯能市一般廃棄物最終処分場の延命化を優先的に考慮した処理や処分方法及び体制を検討し、実施していきます。

2) 焼却灰等の資源化

飯能市クリーンセンターでの焼却処理に伴って生じる焼却灰及び飛灰については、セメント原料や人工砂としての安定的な資源化を継続して実施します。また、今後の社会情勢の変化を見据え、リスク回避の観点から、現行の受入れ事業者以外にも複数の受け入れ先を確保できるよう調査を継続していきます。

② 安定的かつ環境に配慮した処理体制の確保

1) 最終処分方法と処理体制

最終処分方法と処理体制は、表 7-4に示す現行の体制を継続していきます。ただし、廃棄物を取り巻く社会的な動向を見極め、引き続き、最終処分が適切に実施される方法及び処分先を検討します。

表 7-4 最終処分方法と処理体制

品目		最終処分方法	処理体制
可燃ごみ	焼却灰・飛灰	セメント原料化及び人工砂	委託
	資源化困難物	適正処分	委託
不燃ごみ	破碎後資源	資源化	委託
	処理困難物	適正処分	委託
粗大ごみ	破碎後資源	資源化	委託
	処理困難物	適正処分	委託
有害ごみ		資源化	委託
びん（飲料・食品用）		資源化	委託
飲料缶		資源化	委託
紙類		資源化	委託
布類		資源化	委託
ペットボトル		資源化	委託
プラスチック類		資源化	委託

(6) その他の計画

その他計画として、次に示す施策を実施します。また、施策体系を図 7-10 に示します。

該当する 基本方針	基本方針 4：不法投棄の削減
	基本方針 5：市民・事業者・行政による協働での取組

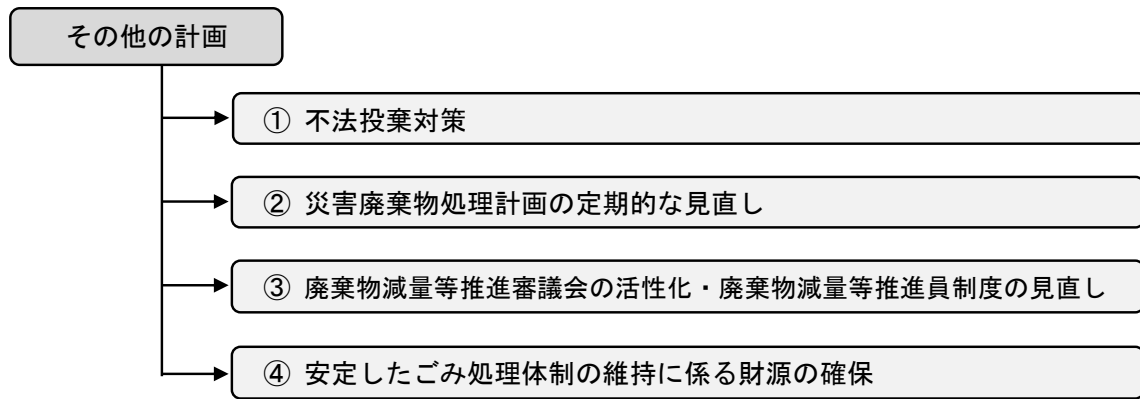


図 7-10 その他計画の施策体系

① 不法投棄対策

不法投棄を未然に防ぐため、地元住民や事業者の協力を得ながら警察との連携を強化し、定期的にパトロールを実施するなど、より一層の監視体制の強化・充実を図っていきます。また、不法投棄を発見した場合には厳しい姿勢で対処し、再発防止に取り組みます。さらに、不法投棄されにくい環境づくりのため、土地の所有者（管理者）に対しても適切な土地の管理を指導していきます。

② 災害廃棄物処理計画の定期的な見直し

災害発生時、多くの混乱が生じる中で災害廃棄物を迅速に処理するためには、事前の備えが重要となります。国や県の動向や他自治体における災害廃棄物処理の事例などを踏まえ、災害廃棄物処理計画の内容を定期的に見直し、計画の実行性を高めます。

③ 廃棄物減量等推進審議会の活性化・廃棄物減量等推進員制度の見直し

本市の廃棄物の減量化対策を実効あるものとするため、廃棄物減量等推進審議会での審議を活発化させるとともに、廃棄物減量等推進員制度の見直しを進めるものとします。

④ 安定したごみ処理体制の維持に係る財源の確保

近年のごみ処理事業費の増大に伴い、今後の安定したごみ処理体制の維持に係る財源の確保に努めます。また、施策の一環として、事業系ごみにおいては手数料の改定、家庭系ごみにおいては有料化について、近隣自治体の動向も踏まえ慎重に検討を進めます。

7.7 計画の推進 ★

本計画の実施策とそのスケジュールを表 7-5に示します。毎年の処理計画量や排出抑制及び適正処理・収集運搬などの計画は、実施計画において公表するとともに、その結果を受け、施策の見直し及び追加などを行うものとします。

表 7-5 施策の実施スケジュール

施策の方針	施策の分類	主な施策	実績 (R03~R07)	今後 (R08~R12)
ごみの排出抑制	情報発信による意識啓発・環境教育	環境に配慮したライフスタイル促進に向けた情報提供	施策実施	継続実施
		出前講座や施設見学を通じた意識啓発	施策実施	継続実施
	事業者の監督・指導	多量排出事業者への指導	施策実施	継続実施
		事業系ごみの排出適正化指導	施策実施	継続実施
	自主的取組の支援	生ごみ処理器はんのうキエーロ購入費補助制度の推進 ※令和7年度事業終了	施策実施	(事業終了)
		生ごみ減量に関する情報提供	施策実施	継続実施
		食品ロス削減の推進 ★ ※令和3年10月開始	施策実施	継続実施
	排出抑制の仕組みづくり	経済的手法の検討・実施	施策実施	継続実施
		リユース品販売会の実施	施策実施	継続実施
		食品ロス削減事業の実施 ★ ※令和3年10月開始	施策実施	継続実施
		リユース促進事業の実施 ※令和5年4月及び5月開始	施策実施	継続実施
	ごみの資源化	情報発信による意識啓発・環境教育	環境に配慮したライフスタイル促進に向けた情報提供	施策実施
出前講座や施設見学を通じた意識啓発			施策実施	継続実施
事業者の監督・指導		搬入ごみの内容物検査による監督・指導	施策実施	継続実施
		紙類の分別促進	施策実施	継続実施
自主的取組の支援		集団資源回収の推進	施策実施	継続実施
		プラスチックごみの分別促進	施策実施	継続実施
資源化の仕組みづくり		公共施設の廃食油リサイクル事業の実施 ※令和6年10月開始	施策実施	継続実施
		新たな資源化品目の研究及び検討		検討実施施策
収集運搬計画	効率的で環境に配慮した収集体制の確立	安定した収集体制の確立	施策実施	継続実施
		収集形態と収集回数及びその経済性	施策実施	継続実施
	ごみ排出モラルの向上	分別徹底のPR	施策実施	継続実施
		医療系一般廃棄物に関する情報提供	施策実施	継続実施
	集積所の管理	集積所設置に関する相談及び指導	施策実施	継続実施
		集積所管理システムの活用	施策実施	継続実施
		資源物の持ち去り行為の防止	施策実施	継続実施
		資源物の拠点回収の検討		検討実施施策
	高齢社会への対応	市民との協働によるごみ出しの支援の推進	施策実施	継続実施
		ふれあい収集の検討	施策実施	継続実施
中間処理計画	飯能市クリーンセンターの運営	飯能市クリーンセンターの適正な運営と維持管理の継続	施策実施	継続実施
	安定的かつ環境に配慮した処理体制の確保	中間処理方法と処理体制	施策実施	継続実施
		ごみ処理の広域化	施策実施	継続実施
最終処分計画	最終処分場の延命化	最終処分量の低減	施策実施	継続実施
		焼却灰等の資源化	施策実施	継続実施
	安定的かつ環境に配慮した処理体制の確保	最終処分方法と処理体制	施策実施	継続実施
その他の計画	不法投棄対策		施策実施	継続実施
	災害廃棄物処理計画の定期的な見直し		施策実施	継続実施
	廃棄物減量等推進審議会の活性化・廃棄物減量等推進員制度の見直し		施策実施	検討実施
	安定したごみ処理体制の維持に係る財源の確保			検討実施施策

第2次飯能市ごみ処理基本計画
令和3年度～令和12年度
(令和7年度改定)

令和8年3月

発行：飯能市環境経済部クリーンセンター
〒357-0052 埼玉県飯能市大字下畑 768 番地 1
TEL：042-973-1010
FAX：042-973-1002